

洲本市地域防災計画

第5編 風水害等応急対策編

令和6年2月

洲 本 市

目次

第1章	基本方針	1
第2章	迅速な災害応急体制の確立	4
第1節	組織の設置	4
第2節	配備態勢の整備	16
第3節	情報の収集及び伝達	18
第4節	防災関係機関等との連携促進	37
第5節	災害救助法の適用	43
第3章	円滑な災害応急活動の展開	45
第1節	水防活動の実施	45
第2節	救助・救急・医療対策の実施	48
第3節	交通及び輸送対策の実施	52
第4節	避難対策の実施	60
第5節	住宅の確保	70
第6節	食料・飲料水及び物資の供給	74
第7節	保健衛生、感染症対策、遺体の火葬の実施	81
第8節	生活救援対策の実施	89
第9節	要配慮者支援対策の実施	92
第10節	愛玩動物の収容対策の実施	95
第11節	災害情報等の提供と相談活動の実施	96
第12節	廃棄物対策の実施	100
第13節	環境対策の実施	104
第14節	災害ボランティアの受入れ	105
第15節	ライフラインの応急対策の実施	108
第16節	教育対策の実施	119
第17節	警備対策の実施	124
第18節	農林水産関係対策の実施	125
第19節	公共土木施設等の応急復旧等の推進	126
第4章	その他の災害応急計画	128
第1節	突発重大事案の応急対策の推進	128
第2節	大規模火災の応急対策の推進	130
第3節	危険物等の事故の応急対策の推進	132
第4節	大規模事故の応急対策の推進	134

第1章 基本方針

本市において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、災害対策基本法及び洲本市災害対策本部条例等に基づき「洲本市災害対策本部」を設置し、緊密な連絡、協力のもと災害応急対策を実施する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に展開するため、市その他の防災関係機関の緊急時の組織体制、情報の収集・伝達体制を確立するとともに、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

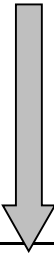
第2 円滑な災害応急活動の展開

災害応急対策を円滑に展開するため、次の事項を中心に、マニュアル性も考慮しつつ、対策内容を点検、整備のうえ、明示する。

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。

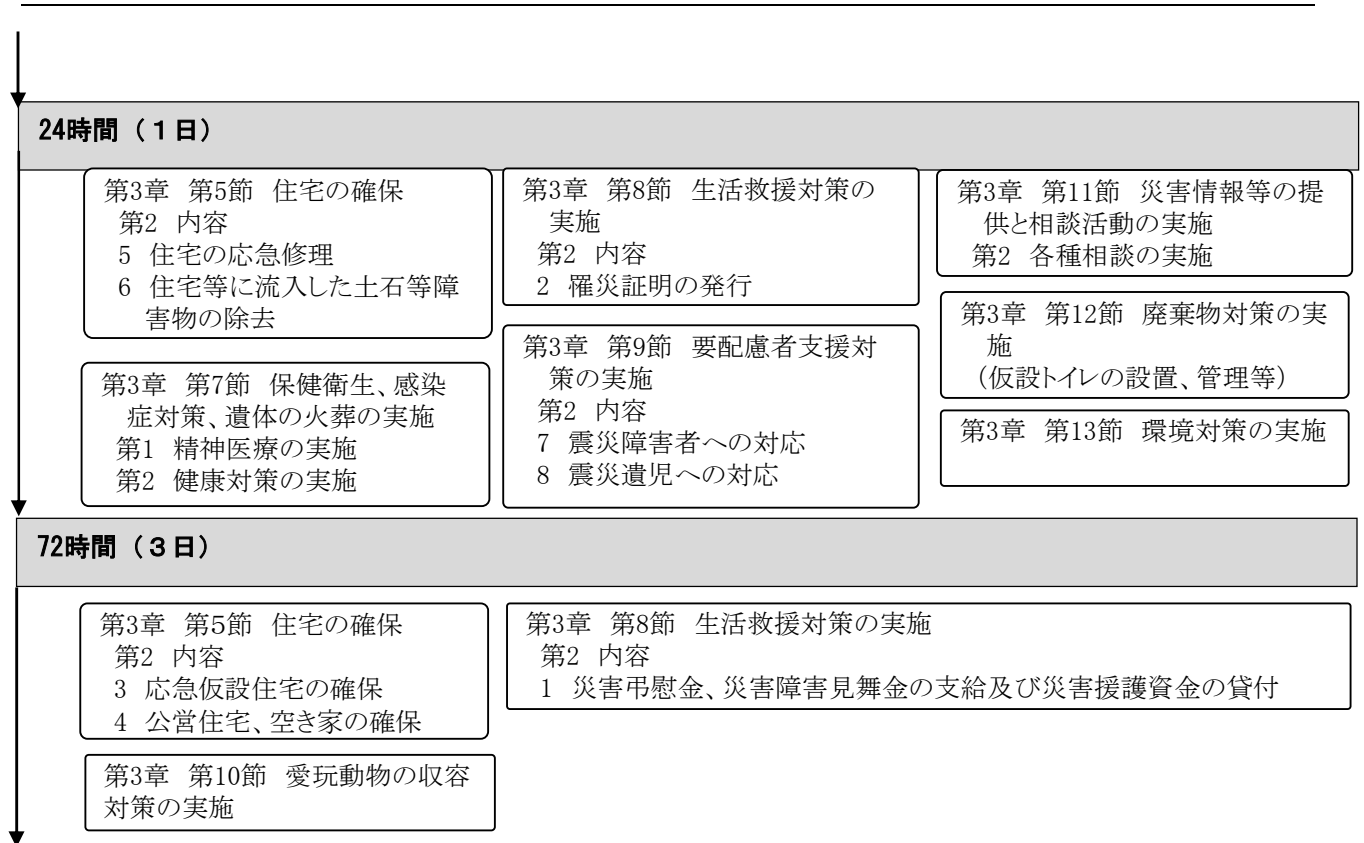
こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

＜災害応急対策の主な流れ＞

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集、分析、伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・要配慮者等の安全確保対策の実施 ・避難対策の実施 ・食料、物資の供給、応急給水の実施 ・ライフライン応急対策の実施 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送道路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の設置 ・被災者への生活救援対策の実施 ・災害ボランティアの受入環境整備 ・市外からの支援受入体制整備 ・土木施設復旧及び地震活動対策の実施 ・感染症対策等保健、衛生対策の実施 ・遺体の火葬等の実施 ・学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 ・ガレキ、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 ・被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

【災害応急対策の主な流れ（項目別）】





第2章 迅速な災害応急体制の確立

第1節 組織の設置

〔全部署〕

第1 趣 旨

風水害等発生時における防災組織について定める。

第2 内 容

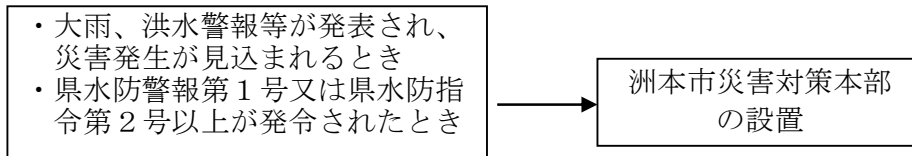
1 災害対策本部の設置及び運営

(1) 組織の設置

① 災害対策本部

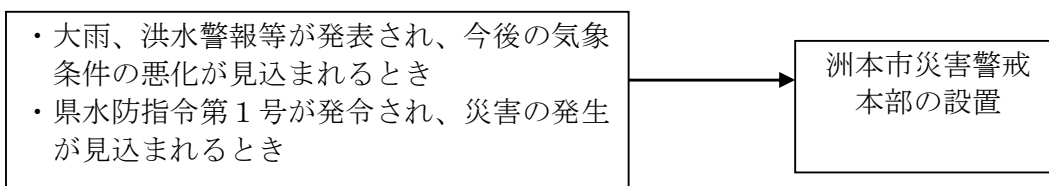
市長は、風水害等が発生した場合、あるいは風水害等が発生し、又は風水害等が拡大するおそれがある場合において、災害応急対策をはじめとする防災活動を強力に推進する必要があると判断したときは、災害対策本部を設置し、本部長として事務の総括及び職員の指揮監督に当たる。

なお、本部を設置した場合、総務部長はその旨を市民に広報するとともに、防災関係機関に通知する。



② 災害警戒本部

大雨・洪水警報等が発表されたとき、又は県水防指令第1号が発令された場合で、予警報や市内での災害発生状況等から見て、災害対策本部の設置までには至らないと判断される時は、総務部長の判断において、災害対策本部に準じた災害警戒本部を設置し、事態の対処にあたる。



(2) 本部長の代理順位

① 災害対策本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位
副市長	総務部長	企画情報部長	都市整備部長	産業振興部長

② 災害警戒本部長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
企画情報部長	都市整備部長	産業振興部長	健康福祉部長

(3) 設置場所

本部等の設置場所は、市役所本庁舎災害対策室に置く。

ただし、その場所が被害を受け、使用できないときは、次の順位により移設する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	市健康福祉館	0799-22-3337（健康増進課）
第2順位	市役所五色庁舎	0799-33-0160（地域生活課）

(4) 本部の運営

本部の運営は、本部長、副本部長及び本部員により構成される本部員会議が災害対策に係る基本方針を決定し、本部班（消防防災課）がそれに関する事務を担う。

なお、本部員会議においては、情報の共有及び密接な連携実施等のため、必要と認められる場合は、県職員及び消防本部職員等、必要な人員を適宜参画させることができる。

本部の決定事項は、本部長の指示として、各本部員が直接又は代表連絡員を経由して速やかに各班長に知らしめる。

また、各班長は所属職員に対し周知の徹底を図る。

(5) 本部員会議の協議事項

- ① 災害対応の基本方針の決定
- ② 災害応急対策に係る全体予算計画の策定
- ③ 被害状況の把握
- ④ 応急措置の指示及び実施状況の把握
- ⑤ 特命事項の措置及び実施担当部署の決定
- ⑥ 災害救助の実施（災害救助法の適用）
- ⑦ 自衛隊の派遣要請
- ⑧ 県、他市町及びその他関係機関等への応援要請
- ⑨ 災害応急対策に要する配備体制の決定等、適正な人員の確保及び配置
- ⑩ その他災害応急対策に係る重要事項の決定及び調整
- ⑪ 現地災害対策本部の設置
- ⑫ 災害復興本部の設置
- ⑬ 本部の解散

(6) 本部員会議の公開

本部長は、激甚な災害が発生した場合において、情報の公開を促進することが、市民の混乱を防止し、迅速かつ効果的な災害応急対策の実施に資すると認められる場合は、CATVにより本部員会議を公開することができる。

(7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、局地的かつ激甚な災害が発生するなど、災害の状況等により、特に被災地において災害予防（被害の拡大防止）及び災害応急対策を実施するため、必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置することができる。

現地本部長は、副本部長のうちから本部長が指名する。

また、本部員及びその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって現地本部を構成し、事務に当たる。

なお、現地本部の事務については、現地本部長が総括するが、災害の規模及び態様並びに時間の経過に伴う変化等により弾力的な対応が可能となるよう配慮する。

(8) 災害対策支援本部の設置

本部長は、国内で大規模広域災害が発生し、広域一時滞在の受入れや市外の応援活動を行うため特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部を設置することができる。

(9) 本部の廃止

本部長は、災害発生のおそれがなくなると認められるとき、災害応急対策がおおむね完了

したと認められるとき、又は災害復興本部を設置したときは、本部を廃止し速やかに関係機関に通知及び報告する。

2 災害対策本部組織

本部の組織等について、次のとおり定める。

＜災害対策本部組織図＞



3 災害対策本部の事務分掌

本部における各部及び各班の事務分掌を次のとおり定める。

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
総務部 ◎総務部長	本部班 ◎消防防災課長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防防災課 ・総務課 ・選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害応急対策の総合的な企画立案 2 災害対策本部の設置及び廃止等 3 災害対策活動に係る非常体制及び配備区分の計画 4 防災会議及び本部員会議の運営 5 本部による指揮命令の伝達 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 7 災害救助法の適用要請 8 自衛隊の派遣要請 9 気象情報の収集、整理及び伝達 10 災害情報の収集、整理及び伝達 11 緊急告知端末による緊急放送 12 ひょうご防災ネットによる情報提供 13 神戸淡路鳴門自動車道等、有料道路等の交通規制に係る情報の収集、整理及び伝達 14 人的被害及び家屋被害等、各種被害状況のとりまとめ 15 応急措置実施状況のとりまとめ 16 ライフライン（電気、電話、ガス等）の被害及び復旧状況のとりまとめ 17 市有財産の被害状況の調査及びとりまとめ 18 各部各班における職員の従事状況のとりまとめ 19 被災者台帳の作成 20 罹災証明の発行 21 市庁舎（他部の所管するものを除く）に係る応急措置の実施（代替施設の確保を含む） 22 災害対策用車両等の調達、調整及び配車 23 防犯対策その他治安の維持 24 防犯協会及び防犯グループとの連絡調整 25 県、他市町及び防災関係機関（他部の所管するものを除く）との連絡調整 26 各種協定締結団体（他部の所管するものを除く）との連絡調整 27 自主防災組織及び民間防災関係団体等との連絡調整 28 ライフライン関係機関との連絡調整 29 県及び他市町等からの応援職員の受入調整 30 災害対策活動に従事する職員等に係る諸手当及び公務災害補償等 31 各部各班に対する事務及び人員の緊急割当 32 各部各班との連絡調整 33 本部の庶務
	消防班 ◎消防団長	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団 ・消防防災課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 淡路広域消防事務組合との連絡調整 2 危険場所の警戒及び応急措置の実施 3 水害、火災及び危険場所等に係る広報活動 4 被災者の捜索、救出及び保護等に係る災害救助

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
◎総務部長	五色総務班 ◎五色総合事務 所長	・窓口サービス課 ・地域生活課	1 災害対策本部との連絡調整 2 五色庁舎内の連絡調整 3 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令要請（五色地域内に限る） 4 災害情報の収集、整理及び伝達（五色地域内に限る） 5 消防団、自主防災組織及び民間防災関係団体等との連絡調整（五色地域内に限る） 6 罹災証明の発行（五色地域内に限る） 7 所管施設の避難所運営 8 長期避難が見込まれる住民に対する意向把握（五色地域内に限る） 9 広報車の確保及び巡回告知（五色地域内に限る） 10 その他災害救助に係る応急措置の実施（五色地域内に限る）
	由良総務班 ◎由良支所長	・由良支所 ・上灘出張所	1 災害対策本部との連絡調整 2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令要請（由良・上灘地域内に限る） 3 災害情報の収集、整理及び伝達（由良・上灘地域内に限る） 4 消防団、自主防災組織及び民間防災関係団体等との連絡調整（由良・上灘地域内に限る） 5 長期避難が見込まれる住民に対する意向把握（由良・上灘地域内に限る） 6 広報車の確保及び巡回告知（由良・上灘地域内に限る） 7 その他災害救助に係る応急措置の実施（由良・上灘地域内に限る）

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
企画情報部 ◎企画情報部 長	企画調整班 ◎企画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課 ・議会事務局 	<ol style="list-style-type: none"> 1 国及び県等からの災害に係る見舞者及び視察者等との連絡調整 2 本部長等による被災現地視察 3 本部長等の行動予定に係る連絡調整 4 公共交通機関の被害及び復旧状況のとりまとめ 5 公共交通機関との連絡調整 6 防災功労者等の褒賞 7 国及び県等に対する要望事項のとりまとめ及び関連資料の作成 8 被災者等からの陳情及び要望等の受付 9 市議会との連絡調整 10 災害に係る議会活動の調整
	広報情報班 ◎広報情報課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・広報情報課 ・魅力創生課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信手段、情報システム及びCATV施設等、所管施設等に係る災害事前対策 2 所管施設等に係る被害状況の調査 3 所管施設等に係る応急措置の実施 4 情報通信機器の調達、調整及び配備等 5 電話等による住民等からの情報収集 6 住民等に対する災害情報等の提供 7 広報車の確保及び巡回告知 8 CATVに対する情報提供及び連絡調整 9 被災写真及び映像等の収集による災害状況の記録 10 報道機関に対する災害関連情報の提供及び連絡調整（本部長等による記者発表を含む） 11 ホームページにおける災害情報等の掲示 12 町内会等との連絡調整

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
財務部 ◎財務部長	財政班 ◎財政課長	・ 財政課 ・ 会計課 ・ 行革推進室	1 救援物資等の受入、検収及び輸送 2 災害対策予算の編成及び執行計画等の策定 3 災害対策経費の出納及び決算等 4 義援金口座の開設及び義援金の受入 5 災害対策用物資等（応急対策用資機材のほか、食料等生活必需品を含む）の調達、調整及び輸送 6 炊き出しその他による食料等の支給及び実施状況の調査
	避難班 ◎ 収納対策課長	・ 収納対策課	1 避難所の開設、収容及び閉鎖等 2 高齢者等避難及び避難指示の伝達 3 高齢者等避難及び避難指示発令時の避難誘導 4 高齢者等避難及び避難指示対象区域住民の避難実施状況の報告 5 避難所の開設、収容及び閉鎖等に係る状況報告 6 避難者名簿の作成 7 長期避難が見込まれる住民に対する意向把握 ※避難所運営については全班が応援
	家屋被害認定調査班 ◎ 税務課長	・ 税務課	1 家屋被害認定調査実施体制の整備 2 家屋被害認定調査の実施 3 家屋被害認定調査の進行管理 4 家屋被害認定調査結果の整理 ※主に家屋被害認定士有資格者が応援（必要に応じてその他職員）

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
市民生活部 ◎市民生活部 長	市民班 ◎市民課長	・市民課 ・保険医療課	1 被災者等からの相談の受付 2 被災者の健康保険等に係る相談及び情報提供 3 被災者名簿及び避難者名簿の作成に係る被災者の確認
	環境班 ◎生活環境課 長	・生活環境課	1 衛生施設、溝渠及び下排水路等、所管施設に係る災害事前対策 2 所管施設に係る被害状況の調査 3 所管施設に係る応急措置の実施 4 災害廃棄物等（し尿及び塵芥を含む）に係る処理計画の策定及び実施 5 災害廃棄物等の収集、搬送及び処分に係る情報提供 6 その他廃棄物処理に係る情報提供（事業所向けを含む） 7 仮設トイレの調達、調整及び設置 8 遺体の収容、仮安置及び火葬等（場所及び施設の確保を含む） 9 感染症の予防及び病虫害の駆除等に係る防疫対策の実施（他部の所管するものを除く） 10 防疫薬剤の調達及び配分等 11 災害廃棄物等処理事業者との連絡調整

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
健康福祉部 ◎健康福祉部 長	福祉班 ◎福祉課長	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども子育て課 ・介護福祉課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者及び障害者等、要配慮者に係る避難支援計画の策定及び実施 2 防災部局及び防災関係団体等との要配慮者情報の共有 3 要配慮者の安全確保に係る情報提供 4 要配慮者の安全確保に係る福祉関係団体等との連絡調整 5 被災者に対する対象福祉施設等への緊急入所の斡旋 6 福祉避難所の設置及び管理 7 避難所における介護の実施 8 災害ボランティアセンターの開設及び運営に係る調整 9 災害ボランティアに係る活動状況の報告 10 災害ボランティア活動に係る情報提供 11 保育所、認定こども園等、所管施設に係る災害事前対策 12 所管施設に係る被害状況の調査 13 所管施設に係る応急措置の実施 14 所管施設利用者等（園児及び児童を含む）の安全確保及び被害状況の調査 15 被災園児及び児童に対する応急保育対策 16 災害見舞金、災害弔慰金及び義援金等の支給 17 災害援護資金等の貸付 18 救援物資等の配布 19 災害対策用物資等の配布 20 被災者生活再建支援制度等の実施 21 被災者の福祉に係る相談及び情報提供 22 要配慮者の避難、情報提供に係る他班との連携、支援 23 所管施設の避難所運営
	医療救護班 ◎サービス事業所長 保健対策班 ◎健康増進課長	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進課 ・サービス事業所 	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護所の開設、収容及び閉鎖等 2 救護実施状況の報告 3 死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者等の人的被害に係る調査 4 災害救助用医薬品等の調達及び配布 5 医療機関情報（特に人工透析等、特定の設備を要するもの）の収集及び提供 6 避難者及び被災者等に対する心身のケア等、保健衛生活動の実施 7 被災者の健康に係る相談及び情報提供 8 感染症の予防対策の実施 9 健康福祉事務所（洲本保健所）との連絡調整 10 洲本市医師会との連絡調整 11 兵庫県薬剤師会淡路支部との連絡調整 12 災害派遣医療チーム（DMAT）、精神保健活動支援チーム（DPAT）等支援団体との連絡調整

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
産業振興部 ◎産業振興部 長	農水班 ◎農地整備課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備課 ・林務水産課 ・農政課 ・農業委員会事務局 	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、山林、農林水産業施設、農作物及び家畜等、所管施設等に係る災害事前対策の実施 2 所管施設等に係る被害状況の調査 3 所管施設等に係る応急措置の実施 4 危険場所（山崩れ、ため池等）の警戒及び応急措置の実施 5 被災農林水産事業者に対する資金融資等の斡旋調整 6 家畜の救護及び防疫対策の実施 7 農林水産事務所、土地改良事務所及び鮎屋川土地改良区（鮎屋川ダム管理者）等、関係機関との連絡調整 8 農業協同組合、酪農農業協同組合及び漁業協同組合等、農林水産業関係団体との連絡調整（食料の調達及び斡旋等を含む） 9 農会及び田主等、関係権利者との連絡調整（災害予防に係る指導を含む） 10 大規模ため池の臨時点検の実施及び土地改良事務所への報告
	商工班 ◎商工観光課 長	<ul style="list-style-type: none"> ・商工観光課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 商店、企業及び商工業施設等に係る被害状況の調査 2 被災事業者に対する資金融資等の斡旋調整 3 観光客等に対する災害情報の提供 4 被災者に対する宿泊施設の緊急斡旋 5 災害に伴う失業者及び廃業者等に係る相談並びに情報提供 6 公共職業安定所との連絡調整 7 商工会議所及び商工会等、商工業関係団体との連絡調整 8 観光協会、観光業関係団体との連絡調整（宿泊施設等の一時避難所としての利用を含む） 9 所管施設等に係る応急措置の実施

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
都市整備部 ◎都市整備部 長	都市班 ◎建設課長	<ul style="list-style-type: none"> ・用地課 ・建設課 ・都市計画課 ・下水道課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、橋梁及び道路等、所管施設に係る災害事前対策の実施 2 防潮施設、下水道施設及び市営住宅等、所管施設に係る災害予防対策 3 水防倉庫の維持管理並びに水防資材の調達及び配備 4 所管施設に係る被害状況の調査 5 所管施設に係る応急措置の実施 6 所管施設の被害に伴う交通規制の実施及び障害物の除去 7 避難経路及び緊急輸送道路の確保 8 危険場所の警戒及び応急措置の実施 (河川、海岸、低地帯、災害危険区域、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険区域、砂防指定地等) 9 市営住宅入居者の安全確保 10 被害家屋等の応急危険度判定 11 被災宅地危険度判定 12 被害家屋等の応急修理 13 応急仮設住宅の建設又は確保及び入居者の選定 14 公営住宅の特定入居及び災害公営住宅の建設 15 被害家屋等に対する資金融資等の斡旋調整 16 被災者の住宅確保に係る相談及び情報提供 17 道路、水防関係機関との情報収集及び連絡調整 (国道事務所、土木事務所等) 18 建設業協同組合との連絡調整

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
教育部 ◎教育次長	教育班 ◎教育総務課長	・教育総務課 ・学校教育課 ・生涯学習課	1 学校、幼稚園、社会教育施設及び文化財等、所管施設等に係る災害事前対策の実施 2 所管施設等に係る被害状況の調査 3 所管施設等に係る応急措置の実施及び応急教育に係る代替施設の確保 4 所管施設利用者等（児童、生徒及び教職員を含む）の安全確保及び被害状況の調査 5 被災児童及び生徒に対する応急教育対策（心身のケア並びに教科書及び学用品等の支給を含む） 6 学校教育の再開状況の調査（給食の再開状況を含む） 7 P T A等との連絡調整 8 県教育委員会等との連絡調整 9 所管施設の避難所運営

部 名	班名・班長	担当部署名	事 務 分 掌
			1 所属職員等に対する参集連絡及び参集状況の本部への報告 2 所管施設等に係る避難所の開設、収容及び閉鎖等 3 各部及び各班における活動状況の記録 4 被害の概況調査 5 市税及び各種使用料の減免等 6 関係団体（民間企業及び団体を含む）及び住民等に対する協力要請 7 その他関係機関との連絡調整 8 業務量の平準化を図るための人員配置 9 他の部及び班との連携及び応援 10 淡路広域水道事業団が行う給水活動の支援 11 通常業務再開に向けた準備・対応（状況に応じて） 12 その他応急対策及び復旧対策に係る本部からの特命事項
共通事項 ※災害対策本部（警戒本部）の指示による			

*表中◎は部長又は班長を示す。

*参事及び次長は部長を補佐する。

第2節 配備態勢の整備

〔全部署〕

第1 趣 旨

風水害等災害の発生時等における職員の配備態勢について定める。

第2 内 容

1 配備態勢の発令

市長は、災害の規模、種類及び被害発生の予想される時期等に応じ、必要となる防災態勢をとるため、次の基準により配備態勢を発令し、職員の配備を行う。

＜風水害等における動員体制＞

種別	配備態勢の基準	配備態勢の概要
第0号配備 (準備態勢)	大雨、洪水注意報等が発表され、今後気象条件の悪化が見込まれるとき	主として情報収集等に当たり、事態の推移に伴い、速やかに第1号配備以上に移行しうる体制とする。
第1号配備	1 大雨・洪水警報等が発表され、今後の気象条件の悪化が見込まれるとき 2 水防指令第1号が発令され、災害発生が見込まれるとき 3 その他、小規模又は局地的な災害発生が見込まれるとき	1 それぞれが分掌する業務分野に応じ、突発的な災害等に対し必要となる応急措置をとるとともに、情報収集及び広報活動を中心とし、救助活動等が円滑に実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第2号配備以上に移行しうる体制とする。
第2号配備	1 大雨・洪水警報等が発表され、相当する雨量等が見込まれるとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 水防警報第1号が発令されたとき 4 水防指令第2号が発令されたとき 5 その他、中規模又は複数の地域で災害発生が見込まれるとき	1 情報収集及び広報活動のほか、救助救護活動に重点を置きつつ、災害応急対策から災害復旧対策にかけて切れ目なく連続して対処できる体制とすること。 2 事態の推移に伴い、速やかに第3号配備に移行しうる体制とする。
第3号配備	1 大雨特別警報等が発表され、記録的な雨量等が見込まれるとき 2 水防警報第3号が発令されたとき 3 水防指令第3号が発令されたとき 4 その他、大規模な災害発生が見込まれるとき	市が有するすべての組織機能をもって対処する体制とする。

※状況により、市長が必要と認めた場合は、上記の基準にかかわらず、配備態勢の決定、災害警戒本部、災害対策本部の設置を行う。

2 職員参集要領

(1) 平常執務時の伝達系統及び方法

- ① 総務部長は、災害警戒本部が設置された場合、各班長等に対し、ひょうご防災ネット（職員階層）、庁内放送、又は電話等により配備態勢を指令する。
- ② 職員は常に所在を明らかにし、災害が発生した場合、又は災害の発生が予想されるときは直ちに災害対応の指示を受ける。
- ③ 災害対策本部が設置された場合、各班長は、本部の指示により、参集した職員を災害対応のため配備し、本部へ報告する。

(2) 勤務時間外における職員参集

- ① 勤務時間外における職員の参集のための連絡通知は、ひょうご防災ネット職員階層及び連絡員連絡網による。
- ② 当直者は、暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮の特別警報又は暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮の警報のいずれかの情報受信後は、直ちに総務部長、消防防災課職員、各連絡員に連絡する。

(3) 職員の自主参集

- ① 職員は、災害対策本部等の設置を知ったとき、あるいは災害が発生又は災害の発生が予想される場合には、配備態勢の命令を待たずに自ら登庁し、あるいは上司に連絡してその指示を受けなければならない。
- ② 職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。
なお、本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、原則として最寄りの庁舎、支所及び指定避難所に参集し、当該施設の長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3 職員の状況把握及び業務

- (1) 職員が参集（登庁）した場合は、所属長に報告する。
- (2) 各連絡員は、職員の参集状況について本部班に定期的に報告する。
- (3) 本部班は、災害対策本部員の参集（登庁）状況を把握、記録し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。
- (4) 本部班は、各班の職員の登庁状況を勘案し配備計画を立案する。
- (5) 職員は、災害対応にあたる場合は、自身の安全確保に留意する。
- (6) 業務の実施に当たっては、12 時間交代制やチーム分けによるローテーションを組む等、職員の負担を可能な限り軽減するよう考慮する。
- (7) 感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3節 情報の収集及び伝達

〔総務部消防防災課・総務課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局 企画情報部
 各課 議会事務局〕

第1 気象情報等の発表

1 趣 旨

市に関する気象予警報等の発表・伝達について、市及び防災関係機関が連携して迅速かつ的確に行うために必要な事項を定める。

2 実施計画

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

① 気象予警報等の基準

ア 気象等に関する特別警報発表基準一覧表

発表官署 神戸地方気象台

現象の種類	基 準	
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高 潮		高潮になると予想される場合
波 浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて、過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

イ 警報発表基準一覧表

発表官署 神戸地方気象台（令和5年6月8日現在）

洲本市	予報区 一次細分区域 市長村等をまとめた区域		兵庫県 南 部 淡路島	
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量 指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量 指数基準	138
	洪 水		流域雨量 指数基準	都志川流域=12.5 洲本川流域=29.4
			複合基準	都志川流域= (7, 12.5)
	暴 風		平均風速	陸上 20m/s
				淡路島南部※ 25m/s
				淡路島南部を除く地域※ 25m/s
	暴 風 雪		平均風速	陸上20m/s 雪を伴う
				淡路島南部※ 25m/s 雪を伴う
				淡路島南部を除く地域※ 25m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の 深さ	平地12時間降雪の深さ 10cm
				山地12時間降雪の深さ 20cm
波 浪		有義波高	淡路島南部※ 4.0m	
			淡路島南部を除く地域※ 3.0m	
高 潮		潮 位	大阪湾側 2.1m	
			播磨灘側 1.6m	
水防活動の利 用に適合する もの *ア	水防活動用気象警報		大 雨	一般の利用に適合する大雨警報に代える
	水防活動用高潮警報		高 潮	一般の利用に適合する高潮警報に代える
	水防活動用洪水警報		洪 水	一般の利用に適合する洪水警報に代える
備考 ①基準における「…以上」の「以上」を省略している。 ②警報基準の平地・山地の境界は、兵庫県南部では標高150mである。 ※ 「淡路島南部」と「淡路島南部を除く地域」は海上。				

ウ 注意報発表基準一覧表

発表官署 神戸地方気象台（令和5年6月8日現在）

洲本市	予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた区域	兵庫県 南 部 淡路島		
注 意 報	大 雨	表面雨量 指数基準	9	
		土壌雨量 指数基準	97	
	洪 水	流域雨量 指数基準	都志川流域=10 洲本川流域=23.5	
		複合基準	都志川流域=（5, 10） 洲本川流域=（5, 21）	
	強 風	平均風速	陸上	12m/s
			淡路島南部※	15m/s
			淡路島南部を除く地域※	15m/s
	風 雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			淡路島南部※	15m/s 雪を伴う
			淡路島南部を除く地域※	15m/s 雪を伴う
	大 雪	降雪の深さ	平地12時間降雪の深さ	5cm
			山地12時間降雪の深さ	10cm
	波 浪	有義波高	淡路島南部※	1.5m
			淡路島南部を除く地域※	1.5m
	高 潮	潮 位	大阪湾側	1.2m
			播磨灘側	1.2m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃 霧	視 程	陸上100m	
			淡路島南部※ 500m	
			淡路島南部を除く地域※ 500m	
乾 燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
な だ れ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上*1			
低 温	最低気温-4℃以下*2			
霜	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下			
着 雪	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	
水防活動 の利用に 適合する もの*イ	水防活動用気象注意報	大 雨	一般の利用に適合する大雨注意報に代える	
	水防活動用高潮注意報	高 潮	一般の利用に適合する高潮注意報に代える	
	水防活動用洪水注意報	洪 水	一般の利用に適合する洪水注意報に代える	
備考				
①風雪、強風、大雨、洪水及び大雪の各注意報では基準における「…以上」の「以上」を省略した。				
②乾燥、濃霧及び霜の各注意報では基準における「…以下」の「以下」を省略した。				
③警報基準の平地・山地の境界は、兵庫県南部では標高150mである。				
* ¹ 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。				
* ² 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値。				
※「淡路島南部」と「淡路島南部を除く地域」は海上				

※特別警報・警報・注意報に関する注意事項

- ・基準の数値は、兵庫県内における過去の災害と気象等の条件を調査して定めた、気象等の要素によって災害を予想する際のおおむねの目安である。
- ・*ア この特別警報・警報・注意報は、気象警報・注意報に含めて行う（地面現象の標題を用いない）。
- ・*イ 水防活動の利用に適合する特別警報・警報・注意報は、一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報に代えられる（水防活動を付さない）

(3) 兵庫県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に、神戸地方気象台が発表する。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県南部・県北部の単位で気象庁が発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を県南部、県北部の単位で気象庁が発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) 火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が次の基準に達した場合、知事に対し、消防法第22条第1項に基づいて火災気象通報を行う。

また、市長は、知事から火災気象通報を通報された場合、又は気象の状況が予防上危険であると認められる場合、消防法に基づき、火災警報を発する。

① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となる見込みのとき。

② 平均風速が陸上で12m/s以上吹く見込みのとき。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪時には火災気象通報として通報しないことがある。

(7) 水防警報

洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

知事は、洪水又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川又は海岸等について、水防警報を発令する。

(8) 早期注意情報（警報級の可能性）

神戸地方気象台は、5日先までの警報級の現象の可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表する。

当日から翌日にかけては、時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位（冬期は県北部、県南部で発表）で発表する。

大雨、高潮などに関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

第2 避難指示等の判断材料となる情報の提供

1 趣 旨

避難指示等の判断に際して参照すべき情報の提供に関する事項を定める。

2 実施計画

(1) 避難指示等の判断材料となる情報の収集

市は、神戸地方気象台、近畿地方整備局、県のフェニックス防災システム等により、河川水位等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を収集する。

(2) 水害に関する情報

① 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、大雨警報（浸水害）・洪水警報の危険度分布（浸水キキクル、洪水キキクル）及び流域雨量指数の予測値を提供する。

種 類	概 要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害） の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 色分けは、浸水キキクルと同様の色分けで示される。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

② 河川水位

市は、一定規模以上の水系の主要な河川において、洪水時に水位局における水位及び3時間後までの水位予測の情報を収集する。

<水位の種類>

水防団待機水位（通報水位）	水防団が出動に備えて待機する水位
氾濫注意水位（警戒水位）	水防団の出動の目安となる水位
避難判断水位	市長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫危険水位（特別警戒水位）	市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を水防管理者（市長）等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

対象河川については、国土交通大臣が洪水予報を行う河川として指定した河川以外で、知事が指定する。

本市の水防関係の指定河川は、「水防警報河川」、「水位情報周知河川」として、次の2河川が指定されている。

<本市の水防警報河川・水位周知河川（令和5年4月1日現在）>

水位情報周知河川	水位観測地点	水防団待機水位（通報水位）	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位（特別警戒水位）
洲本川	桑間1丁目	1.10m	1.70m	2.60m	2.70m
都志川	五色町都志	1.60m	2.00m	2.10m	2.40m

③ 洪水予報

ア 国の機関が行う洪水予報

国土交通大臣は、大雨等による洪水で、国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、知事及び関係市町長に通知する。

イ 知事が行う洪水予報

知事は、大雨等による洪水で相当な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して洪水予報を行うとともに、関係市町長に通知する。

ウ 洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル

種類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき 	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき 	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く） 	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
「洪水注意報（発表）」 又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く） 	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき 	

エ 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川、湖沼又は海岸について、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者（市長）に通知すること

となっている。

オ 国の機関が行う水位情報の通知及び周知

国土交通大臣は、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で、水防法第13条第1項及び第13条の2に基づき指定した河川の水位が、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

カ 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で、水防法第13条第2項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは、避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

また、知事は、高潮により相当な損害を生じるおそれがある場合で、水防法第13条第3項に基づき指定した海岸の水位が、高潮特別警戒水位に達したときは、高潮氾濫発生情報（高潮特別警戒水位到達情報）を市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する（レベル5相当情報）。

（3）土砂災害に関する情報

県及び神戸地方気象台は、気象業務法第11条の規定に基づく気象情報と、災害対策基本法第55条に基づく、地域防災活動に即した市町村への通知を統合した土砂災害警戒情報に関係機関へ通知するとともに、必要に応じ、報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することとなっている。

この土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適切に行えるように支援すること、また住民が自主避難の判断等に役立てることを目的としたものである。

市は、土砂災害に対する避難指示等の発令に当たっては、下記の土砂災害警戒情報を参考にする。

① 土砂災害警戒情報

県及び神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、土砂災害警戒情報を共同で発表する。

市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

② 地域別土砂災害危険度

県は、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって、地域別土砂災害危険度を提供する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表される「土砂災害警戒情報」を補足する情報として、県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。

この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。

また、令和元年度からは、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。

③ 箇所別土砂災害危険度

県は、より局所的に危険度を予測する箇所別土砂災害情報についても、フェニックス防災システムを用いて、システム整備が完了した市町に対して、順次、情報提供する。

箇所別土砂災害危険度は、県独自のシステムで、土砂災害警戒区域毎に、地形、地質情報と実績降雨、予測降雨を用いて、斜面の危険度を予測するシステム。

斜面を10mメッシュ毎に色分けして危険度を表示する。

④ 危険度を色分けした時系列

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって危険度を色分けした時系列を提供する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。
 現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

⑤ 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

神戸地方気象台は、気象庁ホームページによって、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を提供する。

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第3 気象情報等の伝達系統

1 趣 旨

気象警報等の伝達系統を定める。

なお、担当職員は、情報分析力の向上を図るとともに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、市は、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進めておく。

2 気象予警報等の伝達系統

本部班は、気象庁等が発表した各種情報等について、県（フェニックス防災システム等）を経由する連絡網等により収集し、広報情報班と連携しつつ、関係部署及び市民等に対し迅速かつ正確に伝達するよう努める。

(1) 伝達基準

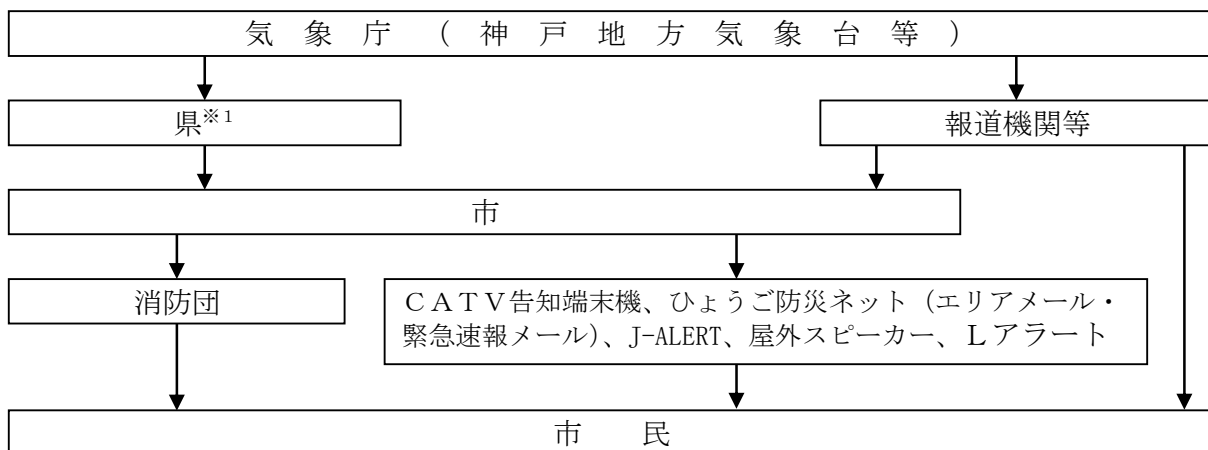
災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（自動設置の場合を含む）

(2) 伝達内容

- ・ 災害警戒本部又は災害対策本部の設置
- ・ 気象情報等の内容
- ・ 発生が予想される災害の内容
- ・ 市民に対する災害対応行動の要請及び注意事項の告知 等

(3) 伝達系統

伝達元	伝達手段(例)	伝達先
県 神戸地方気象台等	・フェニックス防災システム ・電話(衛星電話)、FAX等	・本部班 ・消防本部 ・洲本警察署等
市災害対策本部 本部班	・電話(携帯電話等を含む) ・ひょうご防災ネット (エリアメール・緊急速報メール)	・職員(各配備態勢による) ・消防団(分団)
市災害対策本部 広報情報班	・CATV網による一斉告知端末放送、 置外スピーカー ・ひょうご防災ネット (エリアメール・緊急速報メール) ・CATV文字放送 ・ホームページ	・淡路島テレビジョン ・市民
報道(放送)機関等	・テレビ ・ラジオ ・Lアラート等	・市民



注) 太線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第4 災害情報の収集・報告

1 趣旨

災害の状況及びこれに対して講じられた処置に関する情報の収集・報告に関する事項を定める。

2 実施計画

市は、災害の状況及び実施した措置等に関する情報(以下、「災害情報」という。)を収集する。

その際、当該災害が、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するため、情報の収集及び報告に努める。

(1) 災害情報の収集

① 被害中心地及び被害規模の推定

市は、県（危機管理部）と連携して、災害発生直後において概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

また、自衛隊、警察等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じて画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

② 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

なお、災害情報の収集に当たっては、警察署と緊密に連絡する。

ア 初動初期における被害情報の収集(第一報)

市は、消防団や町内会等の自主防災組織、住民等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて、災害調査係を編成して、現地での被害状況の早期把握に努める。

なお、災害発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- 浸水等の被害情報及び異常現象に係る情報
- 人命救助に係る情報
- その他初動対策に係る情報

これらの被害情報は、周辺で感知できる範囲もしくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

イ 被害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

なお、人的被害の数（死者・行方不明者等の人数）については、県が一元的に集約、調整を行うことから、関係機関は把握した人的被害の数について県に連絡する。

また、住家等の被害の程度を調査する際には、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

- 人的被害
- 家屋等の建物被害状況
- 土砂災害発生状況
- 住民の行動・避難状況
- 救出・医療救護関係情報
- 交通機関の運行・道路の状況
- ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- 防災関係機関の対策実施状況
- その他必要な被害報告

ウ 応急対策活動状況の報告

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

(2) 被害情報等の伝達計画

本部班は、市内の被害情報等について、防災関係機関及び関係部署等からの情報をとりまとめ、広報情報班が所管する伝達手段等を通じ、市民等に対し迅速かつ正確に伝達するよう努める。

① 市が発表する情報

ア 被害情報

市内の被害状況、道路等の通行止め状況、ライフラインの被害状況、公共交通手段の稼

働状況

イ 避難情報

避難指示等の発令状況及び避難所の開設状況

ウ 応急生活支援情報

応急給水の実施、炊き出し等による給食の実施、資機材の提供

エ 被災者支援情報

被害調査の実施、罹災証明の発行、災害義援金等の支給及び貸付、税等の減免、被災者生活再建支援制度等の実施

オ その他情報

② 伝達基準

災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき（自動設置の場合を含む）

③ 伝達内容

ア 災害警戒本部又は災害対策本部の設置

イ 市が発表する情報（被害情報等）

ウ 市民に対する災害対応行動の要請及び注意事項の告知 等

④ 被害情報の伝達手段

ア 市は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市域の災害情報を取りまとめ、フェニックス防災システム端末に入力する等により報告する。

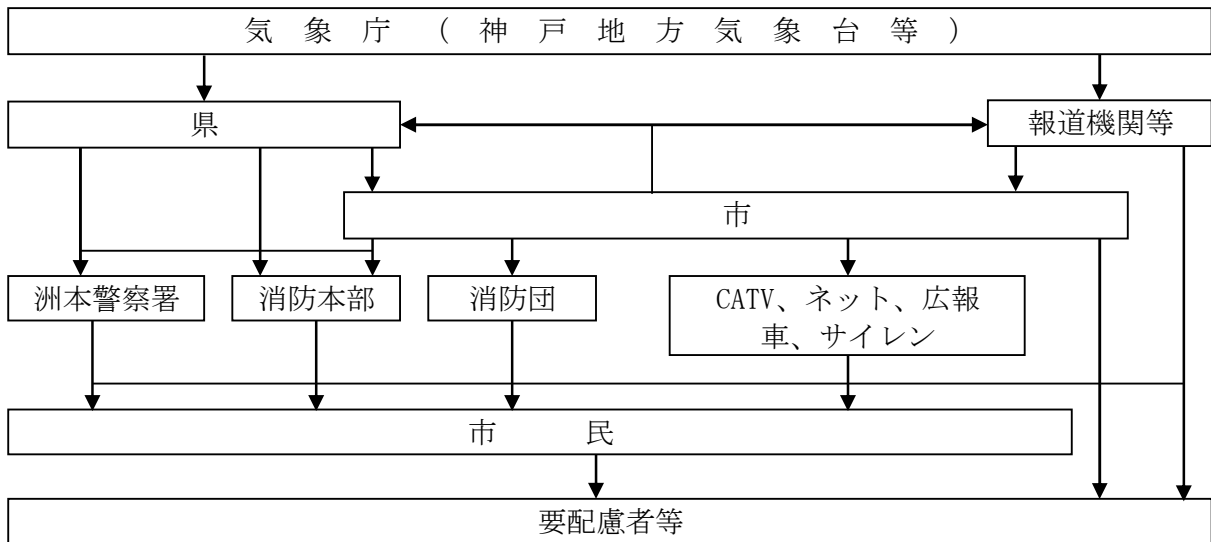
イ 災害情報の報告を行う場合は、必要に応じ、電話又はファクシミリ等も活用する。

ウ 有線による通信手段が不通となった場合は、携帯端末、衛星電話を利用し、必要に応じ、他の防災関係機関等にも協力を求め、通信手段を確保する。

エ すべての通信手段が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、考えられるあらゆる手段を講じて連絡を実施するよう努める。

伝達元	伝達手段（例）	伝達先
本部班	・電話（携帯電話等を含む） ・ひょうご防災ネット	・職員 ・消防団（分団）
	・サイレン（一部の地域に限る）	・市民
広報情報班	・CATV（告知端末機、文字放送、屋外スピーカー等） ・広報車両の巡回 ・ひょうご防災ネット ・ホームページ ・広報（号外） ・被災地掲示板	・淡路島テレビジョン ・市民
消防団（分団）	・消防車両の巡回	・市民
消防本部	・消防車両の巡回 ・サイレン（一部の地域に限る）	・市民
洲本警察署	・警察車両の巡回	・市民
報道（放送）機関等	・テレビ ・ラジオ ・ホームページ ・新聞 等	・市民
市民（町内会、自主防災組織等）	・連絡網 ・声かけ	・近隣市民（特に要配慮者）

※夜間休日の勤務時間外に災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、状況が切迫している場合、市（職員）は、所属班の如何にかかわらず、全力をもって情報の収集及び伝達に当たる。



(3) 災害が発生するおそれのある異常現象への対応

災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位、洪水等）を発見したときは、次の方法により関係機関に通報する。

① 発見者からの通報

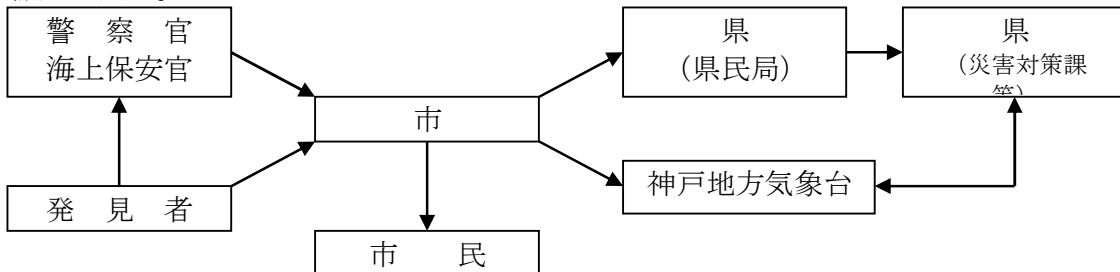
異常現象を発見した者は、直ちに市、警察官又は海上保安官に通報する。

② 警察官及び海上保安官等からの通報

通報を受けた、又は異常現象を発見した警察官若しくは海上保安官は、直ちに市長及び所属機関に通報する。

③ 市からの広報

市は、①及び②により通報を受けた場合、直ちに県等に通報するとともに、市民に対し周知徹底を図る。



(4) 国・県等への災害情報の報告

① 報告基準

市は、次の状況及び災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(一般基準)

ア 災害救助法の適用基準に合致する災害

イ 災害対策本部を設置した災害

ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害

エ 市の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害

(風水害)

オ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの

カ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(社会的影響基準)

キ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(その他)

ク 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

② 報告内容

ア 緊急報告

- a) 市は、市域の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により、県（淡路県民局）へ、フェニックス防災システム、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告する。
- b) 市は、災害が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、市及び消防本部等への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（淡路県民局）それぞれに対し報告する。

報告内容は必ずしも具体的な内容を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事態に係る情報があれば、適宜補足する。また、報告は、原則としてフェニックス防災端末を活用すること、又はそれによりがたい場合は衛星電話及びファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

イ 災害概況即報

市は、報告すべき災害を覚知したときは、直ちに第一報を県地方本部（淡路県民局）に報告する。

ただし、発生当初の段階のため、被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害、建築物の被害、並びに土砂災害の発生等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により、把握できている範囲において、直ちに県地方本部（淡路県民局）へ報告する。

特に、市単独の対応能力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県地方本部（淡路県民局）へ報告する。

災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害数値を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できる何らかの情報とする。また、至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話及びファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

ウ 被害状況即報

市は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県地方本部（淡路県民局）に報告する。

本部設置期間にあつては、原則として毎日1回（県があらかじめ指定した時間）報告する。

ただし、県が特にとりまとめ日時を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報を入手した場合は、この限りではない。

エ 災害確定報告

市は、応急措置完了後、速やかに県地方本部（淡路県民局）に文書で災害確定報告を行う。

オ その他

この計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う。

③ 報告系統

市は、県に災害情報を報告する。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努める。

市は、通信の不通等により県に報告できない場合、及び緊急報告を要する場合、消防庁に対し直接報告する。

ただし、その場合にも、市は県との連絡確保に努め、連絡手段が回復した後は、県に対し報告する。

<報告系統>

報告区分	報告系統及び使用様式 (〔 〕は様式、――はフェニックス防災システムの情報経路を表す)
緊急報告	<p>ライフライン関係機関 中央防災会議 県消防防災ヘリ 内閣府 (内閣総理大臣) 県(災害対策本部) 消防庁 県(地方本部) 県地方機関〔庁舎緊急報告〕 県各所属〔自宅及び出勤途上の状況報告〕 市〔庁舎緊急報告〕 市(消防本部) (通報殺到時)</p>
災害概況即報	<p>市〔災害概況即報 (市→地方本部)〕 県(地方本部)〔災害概況即報 (地方本部→災害対策本部)〕 県(災害対策本部)〔災害概況即報 (県→消防庁)〕 (県連絡不能の場合) 消防庁→内閣府(内閣総理大臣)→中央防災会議</p>
被害状況即報	<p>市〔被害状況即報 (市→地方本部)〕 県(地方本部)〔被害状況即報 (地方本部→災害対策本部)〕 県(災害対策本部)〔被害状況即報 (県→消防庁)〕 (県連絡不能の場合) 消防庁→内閣府〔内閣総理大臣〕→中央防災会議</p>
災害確定報告	<p>市〔災害確定報告 (市→地方本部)〕 ↓ (文書) 県(地方本部)〔災害確定報告 (地方本部→災害対策本部)〕 ↓ (文書) 県(災害対策本部)〔災害確定報告 (県→消防庁)〕 (文書) ↓ 消防庁 → 内閣総理大臣</p>

- (注) 1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
 2 市は、県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告する。
 3 報告は、原則としてフェニックス防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等、最も迅速な方法で行う。

(5) 被害情報及び応急措置情報の収集並びに報告

各部署が所管する被害状況及び応急措置に関する情報は、次の体制により収集、調査、整理及び報告を行う。

なお、情報の収集及び調査に当たっては、必要に応じ、警察署、消防本部及び県地方本部（淡路県民局）等、関係機関と十分な調整を図る。

また、行方不明者が他市町村の住民（外国人を含む）であることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち旅行者などの外国人登録対象外の者は外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

① 被害情報及び応急措置情報等の収集体制

災害情報		収集担当部署	情報管理責任者
大区分	小区分		
人的被害、保健活動情報	死者、行方不明者、負傷者（重傷、軽傷）の状況	サービス事業所（医療救護班）、健康福祉部健康増進課（保健対策班）	サービス事業所長（主） 健康増進課長（副）
保健情報	在宅及び避難所での避難者の健康状況	健康福祉部健康増進課（保健対策班）、サービス事業所（医療救護班）	健康増進課長（主） サービス事業所長（副）
住家被害 非住家被害	全壊（全焼）、半壊（半焼）、一部損壊、浸水等の状況	総務部消防防災課、各部署（担当地域）	消防防災課長 各所属長
公共土木施設等	道路、橋梁、河川、港湾、公園等の状況	都市整備部建設課（都市班）	建設課長
水防施設等	防潮施設、水防倉庫等の状況	都市整備部用地課（都市班）	用地課長
公共建築物等	市営住宅、宅地造成地等の状況	都市整備部都市計画課（都市班）	都市計画課長
下水道施設	下水道施設の状況	都市整備部下水道課（都市班）	下水道課長
上水道施設	給水、上水道施設の状況	淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター	洲本市サービスセンター長
農業土木施設等	農地、山林、ため池、水路、農道、農林水産業施設等の状況	産業振興部農地整備課 林務水産課（農水班）	農地整備課長
農林畜産業関係	家畜、農作物等の状況	産業振興部農政課（農水班）	農政課長
商工業関係	商店、企業、商工業施設等の状況	産業振興部商工観光課（商工班）	商工観光課長
環境衛生施設	し尿処理施設、ごみ処理施設、火葬施設等の状況	市民生活部生活環境課（環境班）	生活環境課長
文教施設	学校教育施設、社会教育施設、文化財等の状況	教育委員会（教育班）	教育総務課長
医療施設	医療機関等の状況	サービス事業所（医療救護班）、健康増進課（保健対策班）	サービス事業所長（主） 健康増進課長（副）
社会福祉施設等	老人福祉施設、障害者関係施設、保育所等の状況	健康福祉部福祉課、介護福祉課、子ども子育て課（福祉班）	福祉課長（主） 介護福祉課長（副）
ライフライン施設	電話、電気、ガスの状況	総務課、消防防災課（本部班）	総務課長（主） 消防防災課長（副）
交通機関	路線バス、高速バス、船舶等の状況	企画情報部企画課（企画調整班）	企画課長

災害情報		収集担当部署	情報管理責任者
大区分	小区分		
その他施設	各施設（市有）の状況	所管課	所管課長

② 支援活動等の実施情報

災害情報		収集担当部署	情報管理責任者
大区分	小区分		
医療	救護所の開設状況 応急医療の実施状況	サービス事業所（医療救護班）、健康増進課（保健対策班）	サービス事業所長（主） 健康増進課長（副）
避難	避難所の開設状況	財務部収納対策課（避難班） 教育委員会教育総務課（教育班） 健康福祉部福祉課（福祉班）	収納対策課長（主） 教育総務課長（副） 福祉課長（副）
	被災者の避難状況	財務部収納対策課（避難班）	収納対策課長
	宿泊先のあっせん状況	産業振興部商工観光課（商工班）	商工観光課長
住宅	応急修理、応急仮設住宅等への入居状況	都市整備部都市計画課（都市班）	都市計画課長
教育	児童生徒、教職員等の被害状況	教育委員会教育総務課（教育班）	教育総務課長
	学用品等の給付状況	教育委員会教育総務課（教育班）	教育総務課長
	学校教育の再開状況	教育委員会教育総務課（教育班）	教育総務課長
ボランティア	ボランティアの活動状況	健康福祉部福祉課、介護福祉課、子ども子育て課（福祉班）	福祉課長（主） 子ども子育て課長（副）
給水	応急給水の実施状況	淡路広域水道企業団 洲本市サービスセンター	洲本市サービスセンター長
給食	炊き出し等による給食の実施状況	財務部財政課、会計課、行革推進室（財政班）	財政課長（主） 会計課長（副）
資機材等	救援物資、資機材等の調達・提供状況	財務部財政課、会計課、行革推進室（財政班）	財政課長（主） 会計課長（副）

第5 通信手段の確保

1 趣 旨

災害時における通信手段を確保するための対策について必要な事項を定める。

2 実施計画

(1) フェニックス防災システムの活用

フェニックス防災システムは、防災関係機関の間を、兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で回線の二重化対策を講じていることから、市は、災害時における情報の収集及び報告、並びに支援の要請等、県等に対する連絡手段として効果的な活用を図る。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク（衛星電話）

市は、市内及び周辺地域における通信施設の被災、並びに通信の輻輳等により公衆回線網等において障害が発生し、継続的に使用できない場合は、兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系）を活用し、関係機関との連絡手段を確保する。

(3) 一般加入電話が利用できる場合

① 一般加入電話

災害時における連絡については、原則として一般加入電話により速やかに行う。

② 災害時優先電話

災害時に電話回線が異常に輻輳した場合においても、発信規制が緩和されるため、本部からの緊急連絡用回線として使用する。

(4) 一般加入電話が利用できない場合

① 無線通信施設の利用

災害発生時において、公衆電話回線が不通となり、又はその使用が困難となった場合、迅速に応急措置等を実施するに当たり、必要となる通信手段を確保するため、緊急かつ特別の必要があるときは、消防本部、警察署及び防災関係機関等に非常通信を依頼し、無線通信施設等を利用する。

② 衛星携帯電話の利用

災害発生時において、輻輳による通信が困難な場合、衛星携帯電話を利用する。

第6 被災者支援のための情報の収集・活用

1 趣 旨

円滑な被災者支援のための情報の収集及び活用について定める。

2 内 容

(1) 住民等からの問い合わせに対する回答

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

さらに、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協

力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(2) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

なお、被災者台帳に記載する事項については、次の内容を参考とする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市長が台帳情報を本市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(4) 安否不明者等の氏名等の公表

県の実施する安否不明者等の氏名等の公表について、県と連携し、あらかじめ一連の手続き等を整理する。

第4節 防災関係機関等との連携促進

〔総務部消防防災課・総務課 企画情報部企画課 議会事務局 相互応援協定締結所管
部署 自衛隊〕

第1 自衛隊への派遣要請

1 趣旨

災害時において人命又は財産を保護するため、自衛隊に対し部隊等の派遣を要請する場合の手続き及び派遣内容等について定める。

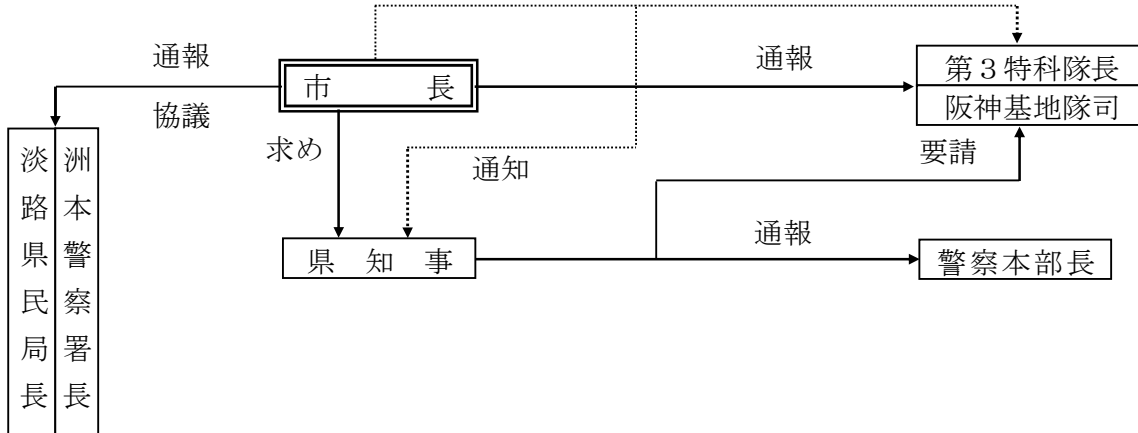
2 実施計画

(1) 災害派遣の要請の方法

- ① 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、人命又は財産を保護するため、必要と認める場合は、淡路県民局長及び警察署長等と十分な連絡をとり、次の事項を明らかにした上で、知事に対し、自衛隊の派遣を求める。
この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して通知することができる。
ア 災害の状況及び派遣要請を求める理由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ 要請を求める責任者の職及び氏名
オ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
カ 派遣地への最適経路
キ 連絡場所、現場責任者の氏名、標識又は誘導地点、及びその標示
- ② 市長は、通信の不通等により、知事に対して自衛隊の派遣を求めることができない場合は、その旨及び災害の状況について、直接自衛隊に通知することができる。
このとき、自衛隊は、その事態に照らし、特に緊急を要すると判断した場合は、知事の要請を待つことなく、部隊等を派遣することができる。また、収集した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合は、自主派遣を行うことができる。
なお、自衛隊は、海難事故の発生や運航中の航空機における異常事態の発生等を自衛隊が探知した場合にも、自主的に捜索又は救助活動を実施する場合がある。
さらに、大規模災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。
- ③ 市長は、前記②の通知をしたときは、速やかに知事に対しその旨を通知する。

<派遣及び撤収要請諸手続き経路>

(知事に要求できない場合)
知事に要求した旨及び災害の状況を知事へ通知



(2) 要請先等

① 要請先

区分	部隊名	所在地
陸上自衛隊	第3特科隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	—

② 連絡先

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	災害対策本部事務局 TEL 078-362-9900 (時間内外とも) FAX 078-362-9911~9912 (時間内外とも)	
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課 (防災・危機管理班) TEL 078-362-9988 FAX 078-362-9911~9912	TEL 078-362-9900 FAX 078-362-9911~9912
自衛隊	陸上自衛隊第3師団 (第3部防衛班) TEL 072-781-0021 内線 3734、3735 FAX 3724	TEL 072-781-0021 内線3301 (司令部当直) FAX 3301
	第3特科隊 (第3科) TEL 079-222-4001 内線 650、238 FAX 239	TEL 079-222-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398
	第3高射特科大隊 (第3係) TEL 079-222-4001 内線 535、537 FAX 582	TEL 079-222-4001 内線 502 (部隊当直)
	第36普通科連隊 (第3科) TEL 072-782-0001 内線 4031、4032 FAX 4034	TEL 072-782-0001 内線 4004 (当直司令) FAX 4034
	海上自衛隊 阪神基地隊 (警備科) TEL 078-441-1001 内線 230 FAX 239	TEL 078-441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389

(注) 緊急文書をFAXで送信する場合は、事前又は事後にその旨電話連絡し、確実を期する。

(3) 市の役割

自衛隊の災害派遣を受けるに当たって、市は、次のとおり役割を担う。

- ① 作業実施期間中における現場責任者を設定する。
- ② 派遣部隊の作業において必要となる資機材を準備する（自衛隊の装備に係るものを除く。）。
- ③ 派遣部隊にかかる宿泊施設又は設営適地を準備する。

(4) 派遣部隊の受入体制

市は、派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう、次のとおり実施する。

- ① 派遣部隊の誘導
警察署長に対し、派遣部隊の誘導を依頼する。
- ② 受入体制
ア 現場責任者は、派遣部隊の長等との連絡調整に当たる。
イ 応急対策における救援活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、情報を提供するとともに、必要となる資機材を準備する。
ウ 派遣部隊の集結及び宿泊に適した場所を確保する。
エ ヘリコプターを用いた支援を受ける場合は、ヘリポート等の準備を行う。
- ③ 宿泊施設
派遣部隊の宿泊施設は、原則として公共施設の中から選定するが、派遣部隊の規模に比し、公共施設だけでは不足する場合、市は、野営適地等を準備する。
- ④ 知事への報告
市は、自衛隊の到着後、必要に応じ、次の事項を知事に報告する。
ア 派遣部隊の長の官職及び氏名
イ 隊員数
ウ 到着日時
エ 従事している作業内容及びその進捗状況
オ その他参考となるべき事項

(5) 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣の目的を達成したとき、又は作業の必要がなくなると判断したときは、派遣部隊の長、淡路県民局長及び警察署長と協議の上、口頭又は電話により、知事に対し撤収を要請する。

また、事後速やかに依頼文書を提出する。

(6) 経費の負担区分

自衛隊が救援活動に要した次の経費は、原則として市が負担する。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するために必要とした資機材等（ただし、自衛隊の装備に係るものを除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地及び建物等の使用料又は借上料、入浴料及びその他付帯する経費
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う水道光熱費並びに電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費用（ただし、自衛隊の装備に係るものを除く。）
- ⑤ 島岐に係る輸送費等

第2 関係機関との連携

1 趣 旨

大規模な災害が発生し、市単独の対応能力のみでは対処し得ない場合において、国、県、市をはじめ他の地方公共団体等及び災害時の協定を締結している民間組織への応援要請の実施に

関する事項について定める。

2 実施計画

(1) 応援の要請

市長は、応急対策等を実施するに当たり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定等に基づき、協力を求める。

(2) 応援要請の基準

市長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対し応援を要請する。

- ① 市の各部署が相互に応援し合ってもなお応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援を必要とする場合
- ② 応急対策の実施に必要な特別な技術、資格、知識及び経験等を要する職員が不足しており、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- ③ その他、市長が応援要請の必要があると認める場合

(3) 応援要請の方法

① 知事に対する応急措置の実施又は応援の要請する場合（災害対策基本法第68条）

市長は、知事（県本部長）に対し応急対策等の要請をするに当たり、県本部事務局を經由し、次に掲げる事項について、まず口頭で連絡し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を必要とする理由
- ウ 応援を希望する物資、資材及び機械器具等の品名並びに数量
- エ 応援を必要とする場所・活動内容
- オ その他応援に関し必要な事項

② 他の市町長に対する応援要請（災害対策基本法第67条）

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請、及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条～第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

なお、職員派遣のあっせんを要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

- ア 派遣又はあっせんを要請する理由
- イ 派遣又はあっせんを要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣又はあっせんについて必要な事項

③ 協定に基づく応援要請

市は、市長が必要と認める場合、若しくは各部が所管する協定に基づく各種応援の要請について、必要と認める場合は、あらかじめ調整した連絡先に対し、応援要請を行う。

また、協定等に定められた方法により要請を行うことを原則とするが、その暇が無いなど、やむを得ない場合については、連絡可能な手段により行う。

各部で応援要請を行った場合は、要請を行ったこと及びその後の経過について、災害対策本部事務局に連絡員等を通じ報告する。

他の市町等とあらかじめ相互応援協定を締結している場合は、協定書（資料編「2 相互応援協定に関する資料参照」）の内容に基づき要請する。

特に、緊急を要すると認められるときは、近畿地方整備局に「災害時の応援に関する申し合わせ」に基づく支援を要請し、リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の緊急対応実施等により被害拡大を防ぐことに努める。

協定を締結している民間組織への応援要請については、各協定の内容により対応する。

また、平素より、協議、訓練実施により、迅速な災害対応ができるよう努める。

④ 県消防防災ヘリコプターの支援要請

ア 手続き

市は、次の活動に関して、必要に応じ、県にヘリコプターでの支援を要請する。

- 救急活動
- 救助活動
- 火災防御活動
- 情報収集活動
- 災害応急対策活動

なお、県に対するヘリコプターの支援要請は、市及び淡路広域消防事務組合の長が、防災監が指定する電話会議システムにより行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部事務局に要請を行う。要請先は、次のとおりである。

○ 県災害対策本部非設置時
・ 昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う
・ 夜間（17:30～翌朝 8:45）の要請は、神戸市消防局警防部司令課に対して行う
・ 神戸市消防局警防部司令課 TEL (078)333-0119 FAX (078)325-8529
○ 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合
・ 災害対策本部事務局 TEL (078)362-9900
（県災害対策センター内） FAX (078)362-9911

イ 要請に際し連絡すべき事項

災害の発生場所、発生時間、内容、原因

- 要請を必要とする理由
- 活動内容、目的地、搬送先
- 現場の状況、受入体制、連絡手段
- 現地の気象条件
- 現場指揮者
- その他必要事項

ウ 要請者において措置する事項

離発着場の選定

離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）

エ 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。

併せて、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

（4）受入体制等

- ① 派遣職員の対応及び経費負担等については、災害対策基本法等の関係法令に定めるところによる。
- ② 相互応援協定に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。
- ③ 応援要請に基づく応急対策等に必要な機械器具等は、原則として応援機関が携行していく。
- ④ 市は、応援要請により派遣された職員の宿泊施設及び食料等の確保を行う。
- ⑤ 職員の受入れに当たり、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

（5） 他都市への応援活動

県は、被災都道府県から応援の求めを受けた場合、特に必要があると認めるときは、県内市町に対して、被災市町村への応援を求めることができる。

市は、県から応急対策職員派遣制度等に基づき職員派遣等の要請を受けた場合には、積極的に支援を行う。

なお、職員を派遣する場合には、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

なお、感染症禍においては、派遣職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第5節 災害救助法の適用

〔総務部消防防災課 健康福祉部福祉課〕

第1 趣 旨

災害救助法の適用に関する事項について定める。

第2 内 容

1 適用基準

知事は、市内で災害にかかり、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、災害救助法を適用する。

(1) 災害が発生した段階の適用（法第2条第1項）

- ① 市内で住家の滅失世帯数が60世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- ② 県内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達しており、かつ、市内で住家の滅失世帯数が30世帯以上であること（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- ③ 県内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失したこと（災害救助法施行令第1条第1項第3号）
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること（災害救助法施行令第1条第1項第4号）
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
 - イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること

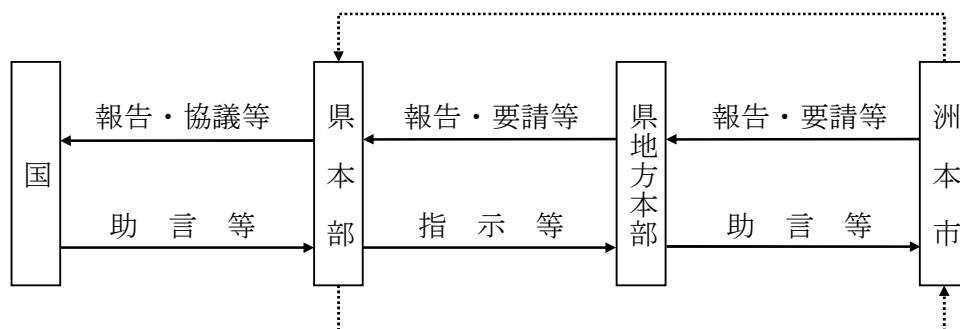
(2) 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、市内において災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする場合

2 適用手続

市長は、市内の災害規模が前記1に定める適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

事務処理手順



(注) 点線は、緊急の場合のルート及び補助ルートとする。

3 救助の実施

(1) 実施機関

① 県

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、知事は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で次の事項に該当するときは、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を市町長に行わせる。

この場合、知事は、当該事務の内容及び当該事務を行う期間を、当該市町長に通知する。

ア 市町長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。

イ 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食料の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

② 市

市は、地域における公共の秩序を維持し、市民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が発生し、県の通知等を待つ暇がない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

③ 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの計画及び災害救助法の定めるところにより、救助に必要な人員の確保及び物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市等、救助活動の実施機関に協力する。

④ 救助の応援

救助は県及び市が行うものであるが、災害が大規模となり、市単独では救助に必要な人員、物資及び設備等の確保が困難な場合、他の市町は、被災市からの要請に基づき、応援の実施に努める。

(2) 実施内容

① 避難所の設置

② 応急仮設住宅の供与

③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

⑤ 医療及び助産

⑥ 被災者の救出

⑦ 被災住宅の応急修理

⑧ 学用品の給与

⑨ 埋葬

⑩ 死体の捜索及び処理

⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、内閣府の災害救助基準（毎年度更新）の定める基準による。

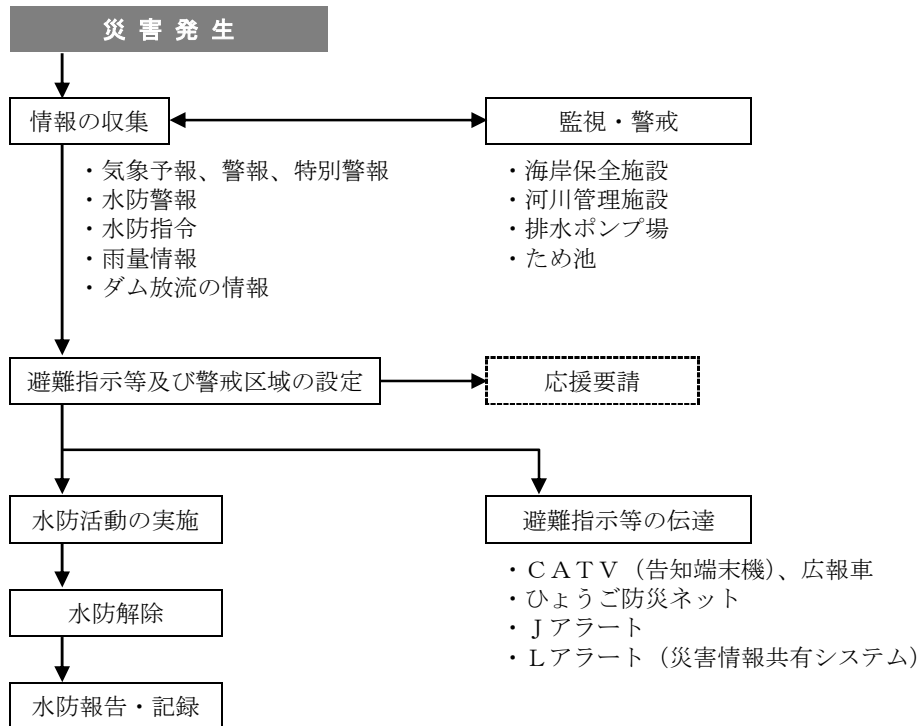
なお、この基準により難い特別の事情があるときは、内閣総理大臣に協議し、知事が定める基準により実施する。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節 水防活動の実施

〔消防団 都市整備部各課〕

■水防活動の流れ



第1 趣 旨

水害を警戒及び防御し、また、これによる被害を軽減するための水防活動について定める。

第2 内 容

主な計画内容については、「洲本市水防計画」に定めるところによる。

1 水防の責任

市は、水防法に定めるところに従い、水防組織、水防施設及び資機材等を整備し、市内の水防に万全を期す。

2 水防機関

市内における水防活動を統括するため、水防本部を設置する。

なお、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部内の一部署（災害対策本部水防統括本部）として機能する。

また、庶務については、都市整備部用地課において処理する。

3 水防体制

- (1) 市は、神戸地方気象台等から警報等の発表があったとき、若しくは、水位又は潮位の上昇等、水防活動の必要があると認められるときは、直ちに水防体制に入る。
- (2) 市は、水位が通報水位以下に減じ、水害の危険がなくなったときは、水防体制を解除し、その旨を周知する。
- (3) 水防体制については、水防本部長の指令に基づき、次のとおり配備する。

指令種別	適用基準	業務内容（配備人員）
連絡員 待機	1 気象庁（神戸地方気象台）から水防に関する予報が発表されるおそれがある時、又は発表された時等、必要と認められるとき	1 情報の収集 2 招集連絡の準備 (数名)
水防指令 第1号	1 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を要するとき 2 震度4の地震が発生したとき（自動発令）	1 情報の収集 2 招集連絡の準備 (少数)
水防指令 第2号	1 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想される時 2 水防警報の「準備」が発せられたとき 3 震度5強又は5弱の地震が発生したとき（自動発令）	1 水防活動の準備 2 巡回による情報収集 (半数) ※災害対策本部事務分掌を参照
水防指令 第3号	1 水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり、第2非常配備態勢では処理しかねると予想される時 2 水防警報の「出動」が発せられたとき 3 震度6弱以上の地震が発生したとき（自動発令） 4 津波注意報又は津波警報、大津波警報が発表されたとき。（自動発令）	1 完全な水防事態対応 (全員) ※災害対策本部事務分掌を参照

注) (自動発令)と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

4 水防指令及び水防警報

(1) 水防指令

- 第1号：第1非常配備につくべき指令
- 第2号：第2非常配備につくべき指令
- 第3号：第3非常配備につくべき指令
- 解除：水防非常配備を解除する指令

(2) 知事の発する水防警報

① 水防警報河川

ア 市における洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりである。
 洲本川、都志川

イ 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。

兵庫県津波被害警戒区域図の津波被害警戒区域内にある全河川（但し、一級及び二級河川に限る。）

② 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は、次のとおりとする。
 但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。
 淡路島沿岸：洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸

③ 水防警報の種類

第1段階 待機 事態の推移に応じ、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。

- 第2段階 準備 水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3段階 出動 水防活動に出動させるもの。
第4段階 解除 水防活動を終了させるもの。

5 水防活動

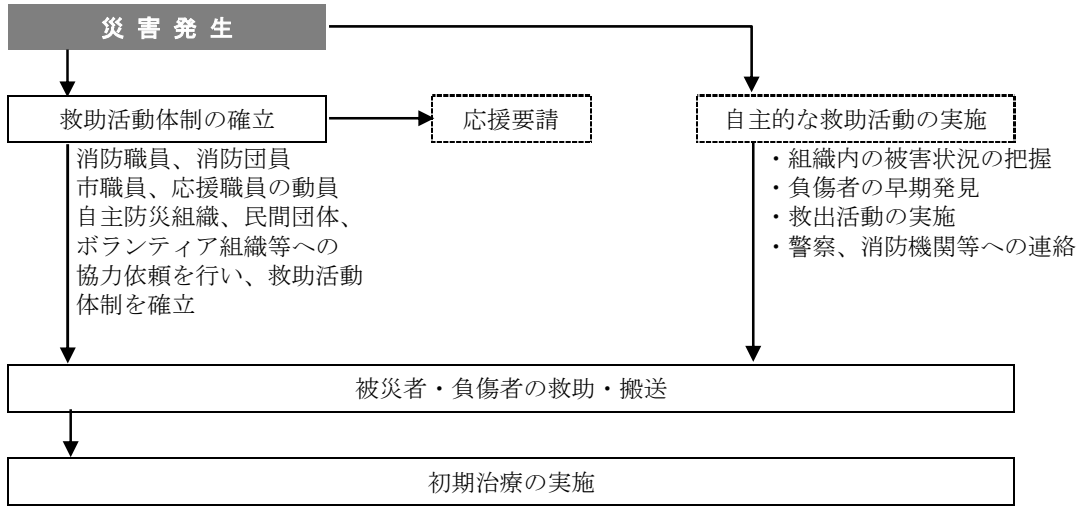
市は、気象状況等から洪水等のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を実施する。

- (1) 水防管理者（市長）又は消防団長は、河川及び海岸の堤防等を随時巡回し、水防上危険であると認められる場所があるときは、直ちにその管理者に連絡し必要な措置を求める。
- (2) 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、若しくは水位又は潮位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認められるときは、消防団を出動させ、又は出動の準備をさせる。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防団員は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対し、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。
- (4) 水防管理者又は消防団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させる。
- (5) 水防管理者又は消防団長は、堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

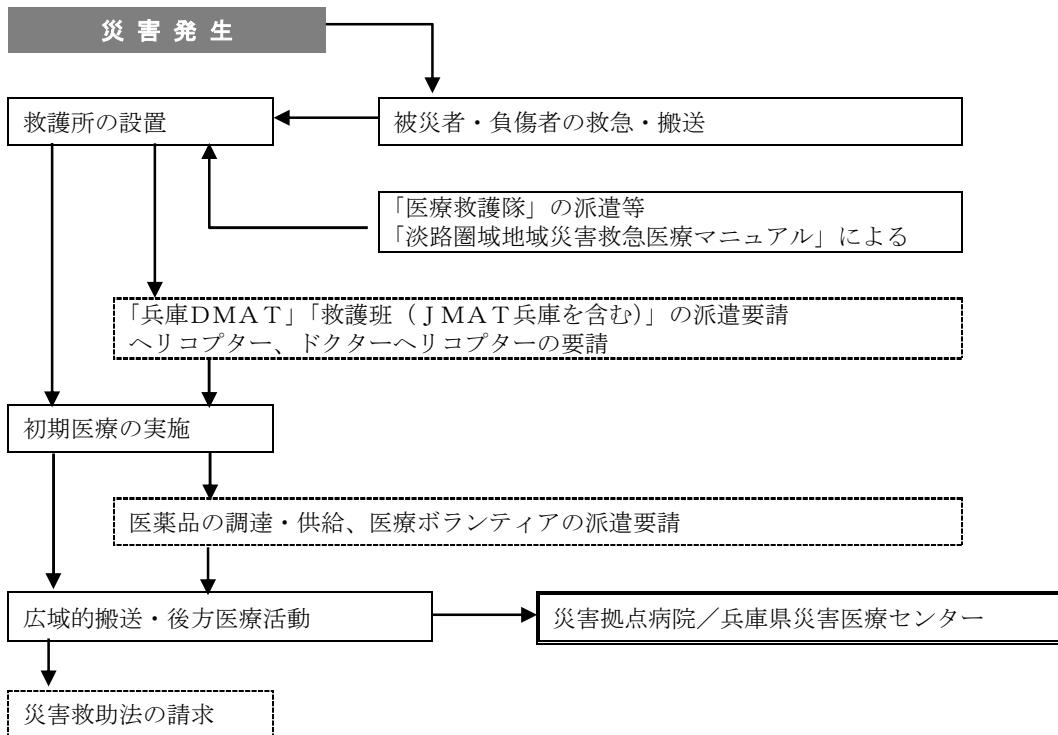
第2節 救助・救急・医療対策の実施

〔総務部消防防災課 消防団 健康福祉部健康増進課・サービス事業所 消防本部〕

■救助対策の流れ



■救急・医療対策の流れ



第1 人命救出活動等の実施

1 趣 旨

災害のため生命及び身体が危険な状態にある者や、行方不明の状態にある者を捜索し、又は救出・保護するための対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施機関

- ① 市は、被災者等の捜索又は救出活動を実施する。
- ② 市は、市内における関係機関の救出活動の総合調整を行う。
- ③ 市は、自主防災組織、事業所及び市民等が、次のとおり自発的な救出活動を実施するとともに、救出活動を実施する各機関等に協力するよう指導する。
 - ア 区域（組織）内の被害状況の把握
 - イ 負傷者の早期発見、応急救護及び医療機関への搬送補助
 - ウ 救助用資機材を用いた組織的な救出活動の実施
 - エ 警察署及び消防本部等への連絡

(2) 救出（捜索）隊の編成及び組織

救出（捜索）隊は、警察署の協力を得て、消防団員をもって構成し、その組織については、消防団長及び警察署長、消防本部が協議の上、編成する。

(3) 救出活動の実施

- ① 救出隊長は、装備する資機材を活用し、隊員を指揮して救出作業に当たる。
また、警察署及びその他関係機関と緊密な連絡をとり、その作業に協力する。
- ② 特殊な救出作業、高所及び低所等における救出作業等、一般の救出作業では困難な場合については、消防本部に協力を求める。
- ③ 高所からの救出、孤立した場合の救出等、市及び消防本部の救出隊では救出し得ないような場合については、淡路県民局長及び警察署長等と十分な連絡をとり、知事に対し、自衛隊の派遣を求める。

(4) 応援要請の実施

市は、救出活動の実施が困難と判断した場合、県に対し、可能な限り次の事項を明らかにして、救出活動の実施に係る応援を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間
- ⑤ その他必要な事項

(5) 必要な人員及び資機材の確保

市は、救出活動の実施に必要な人員及び重機等の資機材の確保について、建設業組合等との連携強化に努める。

第2 医療・助産対策等の実施

1 趣 旨

災害発生に伴い、地域の医療機能が低下又はまひした場合や、医療機関の診療能力を超える被災者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施責任及び実施体制

- ① 市は、医療及び助産対策を実施するため、医療救護・保健対策班を編成する。
- ② 医療救護班（サービス事業所）及び保健対策班（健康福祉部健康増進課）は、被災者の発生規模及び負傷状況等に応じ、医療救護隊を編成し、被災地域及び避難所等における医療並びに助産対策に万全を期する。
- ③ 市長は、市単独では十分な医療及び助産対策が実施できない場合には、県に対し、医療救護隊に係る応援者の派遣を要請する。
県は、市から要請があった場合、又は県が必要と認める場合は、兵庫DMAT及び救護班（JMAT兵庫を含む）を現地に派遣するなど保健医療活動を実施する。
その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、市に対して適宜助言及び支援を行う。

(2) 災害救助法による実施基準

① 医療

- ア 医療は、災害により医療手段を失った者に対する応急的な処置として行う。
- イ 医療は、医療救護隊により行う。
ただし、急迫した事情のため、やむを得ない場合においては、病院、診療所、又は按摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師等の施設においても行う。
- ウ 医療は、次に掲げる範囲において行う。
 - 診療
 - 薬剤又は治療材料の支給
 - 処置、手術その他の治療及び施術
 - 病院又は診療所への収容
 - 看護
- エ 医療を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあっては、使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とし、病院又は診療所において行う場合にあっては、社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内とし、按摩・マッサージ・指圧師、又は柔道整復師等の施設において行う場合にあっては、協定料金の額の範囲内とする。
- オ 医療を実施する期間は、災害発生の日から14日以内とする。

② 助産

- ア 助産は、災害の発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産手段を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）に対して行う。
- イ 助産は、次に掲げる範囲において行う。
 - 分娩の介助
 - 分娩前及び分娩後の処置
 - 脱脂綿、ガーゼ及びその他の衛生材料の支給
- ウ 助産を実施するに当たって支出する費用の額は、医療救護隊による場合にあっては、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあっては、慣行料金の8割に相当する額の範囲内とする。
- エ 助産を実施する期間は、分娩した日から7日以内とする。

(3) 救急搬送業務

市及び消防本部は、災害時における要救助者の緊急搬送等に当たり、必要に応じて、まずその市内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等からの応援を求める。

(4) 医療救護隊の編成

- ① 医療救護隊は、医師（隊長）1、看護師2、補助員（事務）1、計4名をもって1隊とす

る。

ただし、人員は状況に応じ適宜増減する。

- ② 医療救護隊の数は、状況に応じ、市長が定める。

(5) 医療救護隊等の活動内容

医療救護隊及び災害発生時の医療機関等における救護活動の実施内容は、次のとおりとする。

- ① 負傷者等の重度判定（トリアージタッグ）
- ② 救急救命医療の実施
- ③ 後方医療施設への移送指示
- ④ 助産活動の実施
- ⑤ 遺体の検案

(6) 救護所の設置

- ① 医療救護・保健対策班は、次の基準等を目安として、救護所を設置する。

ア 負傷者が多数発生し、又は医療機関の被災等により、医療施設が不足すると判断したとき

イ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき

- ② 救護所は、次のとおり設置する。

ただし、被害状況に応じ、各避難所内に救護所を設置する。

名 称	所在地	収容人員
洲本市応急診療所（健康福祉館）	洲本市港2番26号	50人
洲本市国民健康保険五色診療所	洲本市五色町都志大日707	100人

- ③ 救護所には、医療救護隊（1隊）を配置する。

ただし、状況に応じ、適宜追加する。

(7) 医療及び助産用資器材の調達

医療及び助産用資器材については、市内の薬局又は医療機関等、関係業者から調達し、さらに不足する場合は、県等に対し要請を行い、確保を図る。

(8) 健康対策

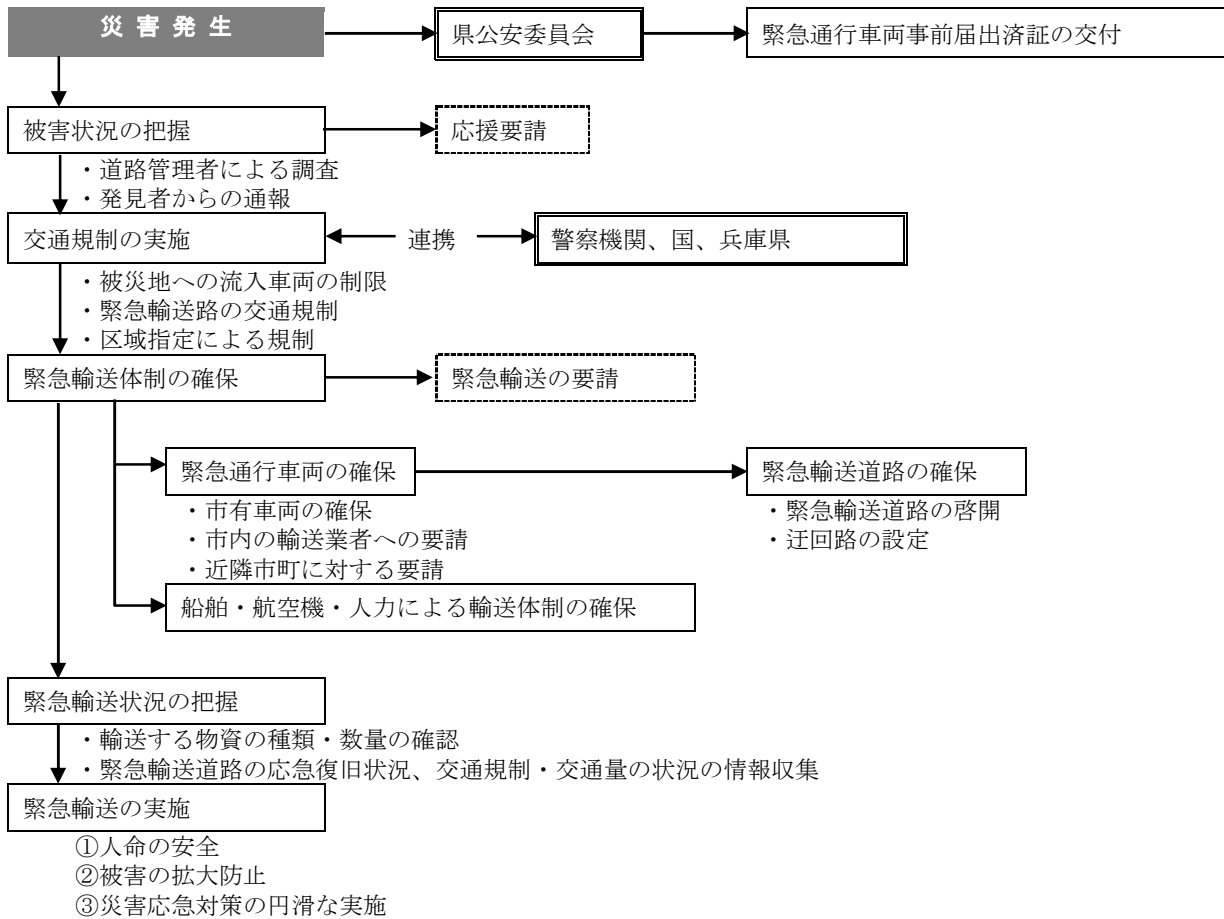
介護を要する若しくはひとり暮らしの高齢者、又は障害者等（要配慮者）、及び避難所生活者の健康対策のため、医療救護隊による巡回診療、巡回歯科診療を実施する。

また、県（洲本健康福祉事務所）等の協力を得て、メンタルヘルスケアチームを編成し、被災に伴う市民の精神的ストレス等への対応を行う。

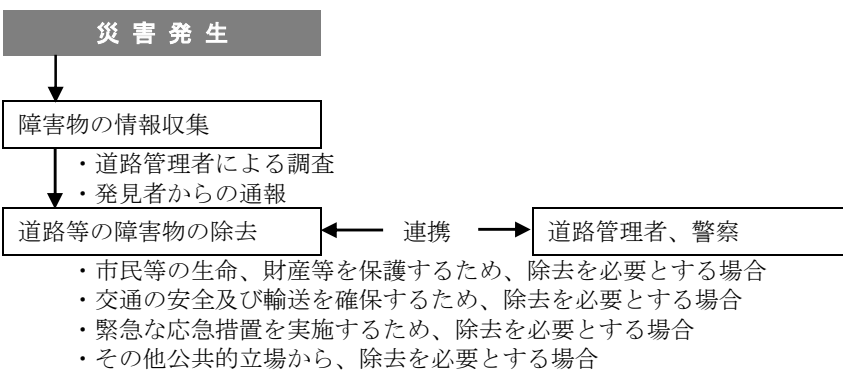
第3節 交通及び輸送対策の実施

〔総務部総務課 財務部財政課 会計課 都市整備部建設課 警察署〕

■交通・輸送対策の流れ



■障害物除去対策の流れ



第1 交通確保対策の実施

1 趣 旨

災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

2 実施計画

(1) 交通規制の実施責任者

警察、道路管理者及びその他防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、必要に応じ、交通の安全確保のため交通規制を実施し、応急対策に必要な人員、物資及び資機材等の輸送の確保並びに交通の混乱防止を図る。

交通規制の実施区分

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合	道路法 第46条第1項
県 公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため必要があると認める場合 2 応急対策に従事する者又は応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施する際の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合	道路交通法 第4条第1項 災害対策基本法 第76条
警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第5条第1項
警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条第4項

(2) 交通規制の実施

- ① 道路管理者は、災害が発生した場合には、道路パトロールを強化し、危険箇所及び被災箇所の早期発見に努め、その現況を把握するとともに、現地において徒歩パトロールを強化する。
- ② 危険箇所がある場合は、直ちに警察署に連絡の上、必要な交通の規制を行うとともに、これに代わる迂回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。
- ③ 道路の損壊、浸水、倒木、及び電線の垂れ下がりその他により交通に支障の生ずるおそれがあるときは、障害物の除去等により、避難路及び応急対策に必要な緊急輸送道路の確保を図る。
- ④ 通行が不能又は障害がある地域以外の地域においても、応急対策に必要な人員及び物資等の緊急輸送を確保するため必要と認められる場合は、必要な区域又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(3) 緊急通行車両等の事前届出等

市は、市の保有する公用車等のうち、災害応急対策等を実施するに当たり、緊急性の高い使

途に供する車両について、事前に警察署へ届け出る。

① 事前届出の対象とする車両

- ア 市が保有又は常時使用する車両であること
- イ 市が災害時に他の関係機関及び団体等から調達する車両であること

※災害応急対策等の内容

a) 災害対策基本法に定める災害応急対策

- 警報の発表及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

b) 大規模地震対策特別措置法に定める地震防災応急対策

- 地震予知情報の伝達及び避難の指示に関する事項
- 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- 緊急輸送の確保に関する事項
- 地震が発生した場合における食料、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

② 事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

a) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）

b) 申請先

警察署を経由し、県公安委員会に申請する。

c) 申請書類等

- 緊急通行車両事前届出書2通及び緊急通行車両一覧表1通
- 輸送協定書等、業務の内容を証明する書類（ただし、輸送協定書等がない場合は、申請者が調達することを証明する書類）
- 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車両事前届出済証を申請者に交付する。

ウ 事前届出済の車両の確認手続

大規模災害が発生した場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに警察署又は検問所等において緊急通行車両としての確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書（※）の交付を受ける。

なお、交付を受けた標章は車両前面の見やすい位置に掲示し、緊急通行車両確認証明書は車両に備え付ける。

(4) 相互連絡の実施

県公安委員会、警察署及び道路管理者は、被災地の実態並びに道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止若しくは制

限の対象となる区域又は区間、期間及び理由を相互に通知する。

(5) 交通規制に関する広報

道路管理者及び交通管理者は、関係機関相互の連絡調整を図った上で、ドライバー等に対し、交通規制の内容をテレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板、警察官及び車両その他あらゆる広報媒体を活用し、情報提供する。

3 国土交通省兵庫国道事務所、本州四国連絡高速道路株式会社及び淡路県民局洲本土木事務所による通行規制

国土交通省兵庫国道事務所（洲本維持出張所）、本州四国連絡高速道路株式会社（管理事業本部鳴門管理センター）及び淡路県民局洲本土木事務所では、次の基準により、所管道路の通行規制を実施する。

市は、これらの通行規制が実施された場合は、市民等に対しその旨を周知するとともに、市道の警戒及び巡回等を強化し、必要に応じ、市道の通行規制措置等を実施する。

(1) 国土交通省兵庫国道事務所（洲本維持出張所）による通行規制基準

国道名 (号)	区 域	距離標	延長	雨 量 観測所名	電話番号 (出張所)	注意体制 (強化体制) 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)
28	自 淡路市塩尾 至 洲本市安乎町平安浦	36.8 ～ 38.6	km 1.8	テレメーター塩尾	0799 22-1680	mm 100	mm 120	mm 160
28	自 洲本市中川原町厚浜 至 洲本市炬口	40.8 ～ 43.7	2.9	テレメーター炬口	0799 22-1680	100	120	160

注) 雨量については連続雨量とし、降雨状況及び気象条件等から総合的に判断するが、原則として降雨の中断が3時間以内であった場合は、連続雨量として取り扱う。ただし、時間降雨量2mm以下が3時間を超えて連続した場合は、0とみなす。

(2) 本州四国連絡高速道路株式会社による通行制限及び通行禁止の実施基準

① 本州四国連絡高速道路株式会社は、災害発生により交通が危険であると認められる場合のほか、おおむね次に定める基準に該当する場合は、あらかじめ県警察本部と協議の上、直ちに通行制限又は通行禁止の措置をとる。

＜通行制限・通行禁止基準値（神戸西IC～鳴門IC）＞

事象		※50km規制（通行制限基準値）	通行禁止（通行禁止基準値）
雨		連続雨量：おおむね（別表）mm以上 又は 時間雨量：おおむね（別表）mm以上	連続雨量：おおむね（別表）mm以上 又は 連続雨量が（別表）mmに達した後、 時間雨量がおおむね（別表）mm以上の時
その他 （暴風等）	風	10分間平均風速：おおむね15m/s以上	10分間平均風速：おおむね25mm/s以上
	霧	視程：おおむね100m以下	視程：おおむね50m以下
	雪	積雪が始まった状態	積雪が著しい状態
	凍結	凍結が予想される場合	凍結し、一般車両の通行が困難と判断される場合

※淡路島南IC～鳴門北IC（大鳴門橋）間については40km規制となる。

注）連続雨量は雨の降り始めから降り終わりまでの積算雨量。ただし、途中時間雨量2mm以下の状態が4時間以上連続した場合は連続雨量としない。

別表：降雨時の通行制限・通行禁止基準値一覧表

IC名	※50km規制 （通行制限基準値）		通行禁止（通行禁止基準値）			備考
	連続雨量 （mm）	時間雨量 （mm）	連続雨量 （mm）	組合せ雨量（mm）		
				連続雨量 （mm）	時間雨量 （mm）	
神戸西IC～東浦IC	140	20	260	180	40	
東浦IC～津名一宮IC	150	20	340	200	50	
津名一宮IC～淡路島南IC	145	20	320	200	55	
（淡路島中央スマートIC）	—	—	（270）	（150）	（55）	出入閉鎖
淡路島南IC～鳴門IC	145	20	340	200	55	

② 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行制限等を実施する場合、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行う。

③ 本州四国連絡高速道路株式会社は、通行禁止を実施し又は変更したときは、関係する地方公共団体及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知する。

(3) 淡路県民局洲本土木事務所による通行規制基準

淡路県民局洲本土木事務所による通行規制基準は、次表の通りである。

路線名	起 点	終 点	延長 （km）	規制雨量 （mm）
福良江井岩屋線	洲本五色町都志	～ 淡路市明神	2.6	100
洲本灘賀集線	洲本市由良生石	～ 洲本市畑田組	11.0	150
洲本灘賀集線	洲本市畑田組	～ 南あわじ市灘山本	6.5	150
福良江井岩屋線	洲本市五色町鳥飼浦	～ 洲本市五色町鳥飼浦	1.3	130
洲本灘賀集線	洲本市小路谷	～ 洲本市由良町内田	0.7	130
洲本灘賀集線	洲本市海岸通	～ 洲本市小路谷	1.1	130
多賀洲本線	洲本市五色町鮎原塔下	～ 洲本市中川原町安坂	4.0	130

路線名	起 点	終 点	延長 (km)	規制雨量 (mm)
明神安乎線	淡路市木曾上	～ 洲本市安乎町宮野原	2.1	130
鳥飼浦洲本線	南あわじ市倭文安住寺	～ 洲本市奥畑	1.8	130
相川下清水線	洲本市千草丙	～ 洲本市相川組	4.6	130
洲本灘賀集線	洲本市中津川組	～ 南あわじ市灘円実	12.0	越波

4 道路の応急復旧作業

(1) 道路啓開の実施

- ① 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。
- ② 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急交通路の確保を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域輸送ルートを設定し、その確保にも努める。

(2) 応急復旧業務に係る民間団体等の運用

道路管理者は、民間団体等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要の人員、機材等を確保する。

なお、県は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、災害発生時には、必要に応じて障害物等の除去、応急復旧等に必要の人員、機材等の支援要請を行う。

(3) 道路法（第17条第8項）に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

県は、市から要請があり、かつ、当該市町における道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができる。

5 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下、「道路管理者等」という。）は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとる。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等する。

(1) 措置をとる区域又は区間

道路管理者等は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区域内を包括的に指定する。

(2) 県公安委員会との連携

① 指定の通知

道路管理者等が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ、公安委員会及び所轄警察署に道路の区間及びその理由を通知する。

ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知する暇がないときは、事後に通知する。

② 県公安委員会からの要請（災害対策基本法第76条の4）

県公安委員会は、災害対策基本法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、災害対策基本法第76条の6に基づく道路管理者等による権限の行使を要請することが

できる。

(3) 措置をとる区域又は区間の周知

道路管理者等は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間内に在る者に対し、道路情報板、立看板、ラジオ等を活用して周知させる措置をとる。

(4) 県、市への指示

緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法施行令の定めるところにより、国土交通大臣は、県及び市の道路管理者又は港湾管理者に、農林水産大臣は県又は市の漁港管理者に、知事は市の道路管理者に対し、災害対策基本法第76条の6に基づく措置をとるべきことを指示する。

6 緊急輸送道路における電柱等による道路占用の禁止

道路管理者は、電柱等の倒壊によって緊急通行車両の通行や地域住民等の避難に支障を来たすなど、災害発生時の被害の拡大を防止するため、その管理する緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止する。

7 海上交通の確保

港湾管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省近畿地方整備局に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。

漁港管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。

8 空路交通の確保

市は、あらかじめ指定した候補地の中から、臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

第2 緊急輸送対策の実施

1 趣旨

災害時の陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用した緊急輸送対策について定める。

2 実施計画

(1) 陸上輸送の確保

輸送路となる道路の状況を点検し、道路の通行禁止及び制限並びに輸送路の状況について、警察署と密接な連絡をとり、次の措置により、安全通行の確保を図る。

- ① 通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置を講じる。
この場合、警察署に連絡し、十分な連携を図る。
- ② 土砂災害等による通行障害が発生した場合は、二次災害の防止に留意し、応急措置を実施する。
- ③ 路肩崩壊等が発生した危険箇所については、標識灯などを配置する。
- ④ 道路の状況に応じ、交通整理を行うため、人員を配置する。
- ⑤ 陸上輸送を確保するため、必要な路線を緊急輸送道路として指定する。

(2) 海上輸送

海上輸送を確保するに当たり、洲本港、由良港及び都志港を輸送拠点とする。

(3) 航空輸送

航空輸送を実施するに当たり、ヘリコプター臨時離着陸場を選定する。

(4) 緊急輸送の範囲等

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ① 消防、救急救助及び医療（助産）救護のための人員並びに資機材の輸送
- ② 医療（助産）救護を必要とする負傷者等の搬送
- ③ 医薬品及び医療用資器材の輸送
- ④ 交通手段を失った被災者及び避難者の搬送
- ⑤ 災害対策従事者等の移動
- ⑥ 食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の輸送
- ⑦ 死体発見場所から一時安置所までの移送
- ⑧ 死体の捜索、検案及び処理のため必要となる人員及び衛生用資機材等の輸送
- ⑨ 公共施設及び輸送拠点等の保全及び応急措置に係る輸送
- ⑩ 交通整理に要する人員及び資機材等の輸送
- ⑪ 市民の生命の安全確保を図るために必要となる輸送
- ⑫ 災害の拡大防止のため必要となる輸送
- ⑬ その他応急対策のため必要となる輸送

(5) 手 段

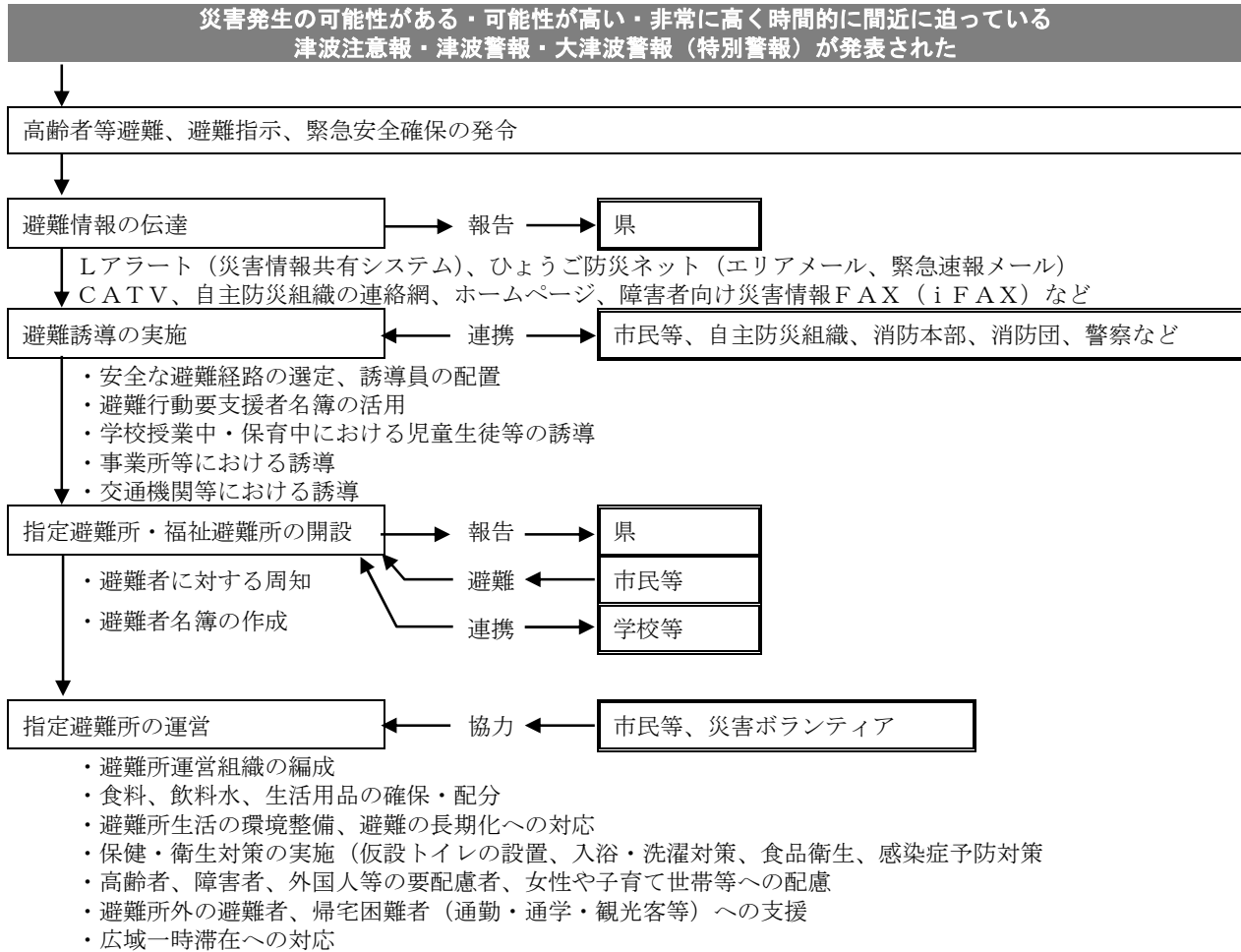
輸送の実施に当たっては、車両、船舶、航空機及び人力等の手段を用いる。

- ① 車両による輸送
 - ア 車両等の調達
 - a) 公用車を効率的に管理し、本部各班の要請に基づいて配車計画を立てる。
 - b) 公用車では対応が困難な場合及び特殊な車両等が必要な場合については、民間事業者等から借上げを実施する。
 - c) 市内において車両の確保が困難な場合、又は輸送状況に鑑み、他から調達することが適当と認められる場合は、県及び他の市町等に協力を依頼する。
 - d) 自衛隊車両については、県を通じ、陸上自衛隊及び海上自衛隊に要請する。
 - イ 車両等の配車及び運用
 - a) 配車の要求
本部各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、引渡場所、使用日時等を明示の上、本部班に要求する。
ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - b) 配車計画
本部班は、各班からの要求に対応するため、用途、必要とされる運搬能力及び走行性能等を考慮し、配車計画を調整する。
- ② 船舶等による輸送
 - ア 災害により陸上輸送が不可能となった場合は、船舶等による輸送を行う。
また、市内において船舶の確保が困難な場合は、県又は他市町等に要請する。
 - イ 救援物資の受入れ及び積み出し施設の確保、並びに荷役及び輸送については、港湾荷役業者等と事前に協議し、協力を得る。
- ③ ヘリコプターによる輸送
陸上輸送が不可能となった場合や、山間・僻地等、孤立地区への輸送が必要となる場合など、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合に、県及び自衛隊に対しヘリコプターの派遣を要請するとともに、ヘリコプター臨時離着陸場を開設し、県、自衛隊及び防災関係機関にその旨通知する。
- ④ 人力による輸送
すべての輸送機関の機能がまひした場合は、人力による輸送を実施する。

第4節 避難対策の実施

〔総務部消防防災課 財務部収納対策課 健康福祉部各課 教育委員会各課〕

■避難対策の流れ



第1 趣 旨

風水害等災害の発生等に伴う組織的な避難対策について定める。

第2 内 容

1 実施責任

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令に関する実施責任は、次のとおりである。

ただし、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

なお、市長は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

種 類	範 囲	発令者	根拠法令等
【警戒レベル3】 高齢者等避難	災害全般	市 長	市計画
【警戒レベル4】 避難指示	洪水 雨水出水 津波 高潮	知事（又はその命を受けた職員）	水防法
		水防管理者	水防法
	地すべり	知事（又はその命を受けた職員）	地すべり等防止法
	災害全般	市 長	災害対策基本法
		警 察 官	災害対策基本法 警察官職務執行法
海上保安官		災害対策基本法	
自 衛 官	自衛隊法		
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害全般	市 長	市計画

2 避難情報の発令

市長は、災害時に、市民の生命又は身体を保護するため必要と認められるときは、当該地域の市民に対して、避難指示等及び災害発生情報を遅滞なく発令し、市民に避難を促すとともに、発令を行った際は、速やかに知事に報告する。

また、市民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、市は、5段階警戒レベルによる防災情報の提供について、避難指示等との関係及び内容について理解し、市民にも周知徹底を図るとともに、市民が警戒レベルに対応した行動をとれるように、わかりやすい情報伝達に努める。

区分	警戒レベル (洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫)	市民等がとるべき行動	市民等の行動を促す情報	判断の基となる 防災気象情報
市が発令	警戒レベル5	既に災害が発生・切迫の状況であり命を守る最善の行動をする	災害の発生情報 緊急安全確保 (できる範囲で発表)	指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 警報 危険度分布 等
	警戒レベル4	立退き避難 (屋内待避を含む緊急避難行動)	避難指示	
	警戒レベル3	高齢者等の要配慮者は立退き避難、他の住民は準備	高齢者等 避難	
気象庁が発表	警戒レベル2	避難に備えて 自らの避難行動の確認	注意報	
	警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)	

(1) 【警戒レベル3】 高齢者等避難の発令基準

市長は、災害が発生するおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等の生命及び身体を保護するため、雨量、水位、潮位、現地の状況及び今後の推移等を総合的に勘案し、災害が発生する可能性があるとして判断したときは、要配慮者等が安全を確保できる時間的余裕を見込み、必要と認める地域の市民等に対し、避難のための準備及び避難行動の開始を促す。

① 水位情報周知河川の避難準備

水位情報周知河川については、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、雨量及び水位等から今後の推移を見込み、避難判断水位に達することが予想される段階において発令する。

② 土砂災害に関する避難準備

土砂災害における避難準備の発令に当たっては、土砂災害警戒情報（「本編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」）が発表された場合又は発表される可能性が高いと考えられる気象状況の場合は、兵庫県の「避難判断ガイドライン（水害・土砂災害・高潮編）-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例-(令和4年12月)」に基づき作成される市の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等により、周辺の溪流・斜面の状況、今後の雨量予測、県の補足情報等も合わせて総合的に判断し発令する。

(2) 【警戒レベル4】 避難指示の発令基準（市長が発令する場合）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するに当たって、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要すると判断したときは、雨量、水位、潮

位、現地の状況及び今後の推移等を総合的に勘案し、災害が発生又は拡大する危険性が非常に高く、かつ時間的にも間近に迫っていると判断したときは、必要と認める地域の市民等に対し、避難のための立ち退きの指示を発令する。

なお、災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には、可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令する。

① 水位情報周知河川の避難指示

水位情報周知河川については、避難判断水位を超え、氾濫危険水位（特別警戒水位）に達し、雨量、水位及び潮位等から今後の推移を見込み、危機の切迫が予想される段階において発令する。

なお、この段階における避難は危険を伴う可能性があることから、慎重な避難行動及び避難途中における危険回避についての情報について、十分周知を行う。

② 土砂災害に関する避難指示

土砂災害における避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報（「本編 第2章 第3節 情報の収集及び伝達」）が発表された場合又は発表される可能性が高いと考えられる気象状況の場合は、兵庫県の「避難判断ガイドライン（水害・土砂災害・高潮編）-避難情報の発令判断・伝達マニュアル作成例-（令和4年12月）」に基づき作成される市の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」等により、周辺の溪流・斜面の状況、今後の雨量予測、県の補足情報等も合わせて総合的に判断し発令する。

（3）知事への報告

市長は、避難情報を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告する。

（4）警察官又は海上保安官による避難指示

市長が避難指示を発令することができないと認められるとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官が市民等に対し避難指示を行う。

この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難指示をした旨を市長に通知する。

（5）自衛官による避難指示

災害派遣を命ぜられた自衛官は、災害等により危険な事態が発生した場合に、警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせる。

（6）発令内容

市長は、避難情報を発令する場合、次に掲げる事項を伝達し、迅速かつ安全な避難行動の確保を図る。

- ① 避難情報を発令した地域名
- ② 避難経路及び避難先
- ③ 避難時の服装及び携行品等
- ④ 避難行動における注意事項

（7）伝達方法

市長は、避難情報を発令した場合、次の手段を通じ市民等に対する広報を実施するとともに、警察署、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、確実な周知徹底に努め、避難行動実施の促進を図る。

- ① C A T V（告知端末機による一斉告知、文字放送、屋外スピーカー等）
- ② ひょうご防災ネット（エリアメール・緊急速報メール）
- ③ 広報車等
- ④ サイレン（一部の地域に限る）
- ⑤ 自主防災組織等の連絡網
- ⑥ ホームページ
- ⑦ Lアラート（災害情報共有システム）
- ⑧ 障害者向け災害情報F A X（i F A X）

3 警戒区域の設定

(1) 実施責任

警戒区域の設定に関する実施責任は、次のとおりである。

ただし、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

範囲	責任者	根拠法令等
災害全般	市長（又はその委任を受けた市の職員）	災害対策基本法
	警察官	災害対策基本法
	海上保安官	災害対策基本法
	自衛官	災害対策基本法
火災	消防署員、消防団員	消防法
	警察官	消防法
水害	水防団長、水防団員	水防法
	警察官	水防法
	消防署員、消防団員	水防法
火災・水害以外	消防署員、消防団員	消防法
	警察官	消防法

(2) 警戒区域の設定

① 設定基準等

ア 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（又はその委任を受けた市の職員）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、警戒区域を設定する。

この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

② 規制内容等

ア 市長は、警戒区域を設定したときは、立入りの制限若しくは禁止又は退去の措置を講じる。

イ 市長は、市民等の退去の確認を行うとともに、防犯及び防火等のため、可能な限りパトロールを実施する。

4 避難誘導

避難誘導の実施に当たっては、人命の安全を第一として行うこととし、その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて、避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すること等により、市民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、外国人や旅行者等に対しては、多言語による情報発信に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 市は、消防本部、警察署、消防団、自主防災組織及び市民等の協力を得て、避難途中における避難者の安全を確保し、避難行動の迅速な完了を図るため、組織的な避難誘導に努める。

特に、次のような場合にあっては、確実な避難誘導の実施により、被害の防止を図る。

- ① 火災の延焼拡大により、広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合
- ② 地すべり等、大規模な土砂災害が予想され、又は発生した場合
- ③ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院及び工場等、防災上重要な施設において避難を

必要とする場合

- (2) 市は、自主防災組織等による声かけ及び集団行動（集団避難）など、地域の協力を得て、避難の誘導及び対象区域内における市民等の避難状況の確認に努める。
また、市は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。
- (3) 市は、市民等に対し、できるだけ徒歩により避難するよう普及啓発に努める。
- (4) 市民等は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの居住地又は職場等の所在地における自らの避難行動に移るタイミング、避難場所及び安全と見込まれる避難経路についてあらかじめ把握し、家族及び職場内等において、災害発生時の避難行動（避難先、連絡先及び携行品等）に関する情報の共有を図っておく。
- (5) 市民は、災害発生時において、近隣の市民等と連携し、互いに声をかけ合い、共同して避難を行うなど、災害発生時の対応行動において有効に作用する共助関係の構築を平時から図っておくよう努める。
- (6) 市民等は、身の回りの状況を十分に把握し、慎重な避難行動に努める。
また、既に避難できない状況であったり、避難途中に危険を感じたりした場合は、最寄りの住宅及び事業所等に助けを求め、一時的な退避を行う。
市は、避難者から救助及び一時的な退避の申し出があった場合、できる限りこれを受入れてもらえるよう、広く市民に対する普及啓発に努める。
- (7) 市は、夜間時等の避難のケースに配慮し、避難経路における水路の安全性を考慮した整備を行うことに努める。
- (8) 市は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

5 避難所の開設及び運営

市は、避難情報を発令したとき（市以外が発令し、市長に対する通知があったときを含む）、又は市民等が危険を感じ自主的に避難しようとするときは、対象区域内又は近傍の避難所を開設し、収容保護を行う。

なお、避難所開設の際は、被災建築物応急危険度判定等により、建物の安全性を確認のうえ、開設する。

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれがある者等

(2) 避難所の開設

- ① 市は、災害対策基本法に基づく、「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を指定しているが、指定箇所以外にも、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、市民等の生命及び身体を保護するに当たって、市内全域及び各地域における被害の規模並びに程度等を勘案し、やむを得ない状況と認められる場合は、町内会等の集会所、並びにホテル、旅館及び保養所等の宿泊施設について、所有者又は管理者の了承を得た上で、一時的に緊急避難所として開設することができる。
- ② 市は、学校を避難所として開設する場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。このため、平時から教育委員会及び当該学校と十分協議し、協力及び連携体制の充実に努めるとともに、開設時における施設の開放区域及び使用禁止区域等についての指示を順守するよう避難者に周知徹底する。
- ③ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。
- ④ 市は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避することにより、指定避難所等だけでは、想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討する。
- ⑤ 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限

り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 設置期間

市は、市内全域及び各地域における被害の規模及び程度等、応急措置等の進捗状況、並びに応急仮設住宅の確保状況等を勘案し、設置期間を定める。

また、設置期間を定めるに当たり、災害救助法の適用を受ける場合等、必要と認められる場合は、県と協議を行う。

(4) 避難所の運営

① 市は、避難班を編成し、避難所の開設及び運営に要する事務を処理する。

② 避難班は、あらかじめ定めた避難所への職員派遣計画に基づき、開設した避難所ごとに担当職員を配置する。

なお、避難所担当職員については、居住地を考慮して定めるなど、災害発生後の迅速な人員配置及び避難者の円滑な受入れが可能となるように努める。

また、市は、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者を選定し権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者等とも連携して円滑な初動対応を図る。

③ 大規模な災害が発生し、平時勤務している庁舎等、所定の場所に参集できない場合、職員は居住地近傍における拠点となる避難所に参集し、周辺の被害状況の把握、負傷者等の救出救助及び避難者の受入れに当たる。

④ 避難班は、避難者を受入れた場合、速やかに避難者数を確認し、避難者名簿を作成した上で本部に報告する。

本部（市）は、その実態を把握し、必要に応じ、食料及び飲料水等の提供、炊き出しの実施、並びに避難生活に必要な生活必需品など資機材の提供等を行う。

また、原則として、災害発生に備えて備蓄されている食料、飲料水及び資機材等から提供するが、備蓄量を超える需要が発生した場合、又は備蓄されていない資機材等の需要が発生し、提供することが必要と認められる場合については、関係事業者等を通じて速やかに調達し、提供を行う。

⑤ 避難所の運営に当たり、市は、自主防災組織等と連携し、円滑な運営に努めるとともに、多数の避難者が長期間の避難を余儀なくされる場合にあっては、避難者に対しても運営への協力及び参加を求め、十分な協議の上で適切な役割分担を図ることで、自律的に秩序ある避難生活を確保できるよう努める。

⑥ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し、市に協力する。

また、平時から訓練等を通じ、果たすべき役割を構成員全体が熟知するよう努めるとともに、地域の実情に合った内容での協力のあり方を自主的に追求することで、避難者の日常生活への回帰及び地域社会の早期復興の促進を図る。

⑦ 市は、避難所における健康相談及び個別面談等の機会を通じ、避難者の意向を把握するよう努める。

そのうち、災害ボランティア活動についてのニーズについては、災害ボランティアセンター等と連携し、ニーズに的確に対応できる枠組みを整備することで、避難所の円滑な運営を図る。

⑧ 発生した災害が災害救助法の適用を受け、かつ県教育委員会が極めて重大な災害と指定した場合にあっては、避難所として開設した学校において、教職員が避難所運営に従事できる。ただし、従事する期間は原則として7日以内とする。

⑨ 市は、警察署と十分な連携を図りつつ、必要に応じ、パトロール隊を編成し、巡回活動を実施する。

⑩ 市は、保健衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、文化面も含め幅広い観点から避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

特に、被災者の心的外傷及び不慣れた環境を余儀なくされるストレスなど、メンタルヘルスケアの重要性について留意し、必要に応じ県（健康福祉部）と連携して、対策を講じる。

- ⑪ 市は、外国人の避難時にあつては、主要な外国語による情報揭示を行う。
また、高度の意思疎通を要する場合は、県（危機管理部）と連携し、ボランティア等を通じ対応する。
さらに、生活習慣や文化等や宗教上の違い（ハラール認定を得た食品の必要可否等）にも配慮する。
- ⑫ 市は、要配慮者等の避難生活に対し、特に配慮を行う。
また、男女双方及び性的マイノリティ（LGBTを含む）のニーズや視点に十分配慮し、相談できる体制の構築等に努める。
※女性ニーズの例
女性が相談できる場づくり、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、衛生用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等
※〔性的マイノリティへの配慮事項〕
性的マイノリティが相談できる場づくり、避難所名簿の性別の記述、物資の配布方法、トイレや更衣室・入浴施設の利用方法等
- ⑬ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ⑭ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ⑮ 市は、避難所開設に当たり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受入れに当たっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症に留意した避難所運営を行う。

（5）保健衛生対策

① 保健活動の実施

市は、災害対策本部の医療救護・保健対策班において、関係機関、他機関からの災害時の応援者と連携を図り、保健衛生隊を編成し、避難所等の保健衛生対策にあたる。

また、必要に応じ、医師、保健師、栄養士及び食品衛生監視員等の巡回による健康相談や栄養相談等を実施する。

② 介護サービス等の確保

市は、要配慮者等の避難により生じる介護サービス等のニーズを把握し、避難所において必要となる介護サービス等を実施できるよう配慮する。

③ 仮設トイレの確保

市は、避難所の状況により、仮設トイレを設置及び管理する。

また、必要となる数量の確保が困難な場合、県に対しあつせんを要請する。

④ 入浴及び洗濯対策

市は、避難が長期間にわたる場合、避難所において設置されている入浴施設及び洗濯機等を避難者に提供する。

また、それらの設置されていない避難所においては、風呂の仮設、近隣にある公衆入浴施設（銭湯・温泉施設等）への送迎及び洗濯機の設置等について配慮する。

⑤ 感染症予防対策

ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

イ 市、県は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

ウ 洲本健康福祉事務所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担

当部局に対して、平時からの協議に基づき、避難所の運営に必要な情報を共有する。

⑥ 家庭動物対策

市は、必要に応じて、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(6) 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市は、自宅、テント、車両等、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等、必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(7) 宿泊施設及び社会福祉施設等の活用

① 市は、避難生活が長期間にわたることが予想される場合、必要に応じ、希望者に対して二次的な避難所として、宿泊施設及びショートステイ等の紹介並びにあっせんを行う。

② 市は、要配慮者等の避難に当たり、必要となる設備を備えた福祉避難所を設置し、できる限り当該避難所に避難できるよう努める。

また、特に援護の必要性の高い者については、県（健康福祉部）と連携し、設備の整った社会福祉施設等における受入れ（一時入所等）を図る。

さらに、必要に応じて、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げ、実質的に福祉避難所として開設する。

6 広域避難・広域一時滞在等

(1) 県内における広域避難及び広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議する。

市は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在有の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在有に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 県外における広域避難及び広域一時滞在

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在有の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入を希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 他の市町村及び県から協議を受けた場合

市は、他の市町村及び県から広域避難又は広域一時滞在有の協議を受けたときは、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

(4) 被災住民に対する情報提供と支援

市は、広域避難又は広域一時滞在有を受入れた市町の協力を得て、広域避難又は広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制を整備する。

広域避難又は広域一時滞在有を受入れた場合は、被災市町とともに、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

第3 運 用

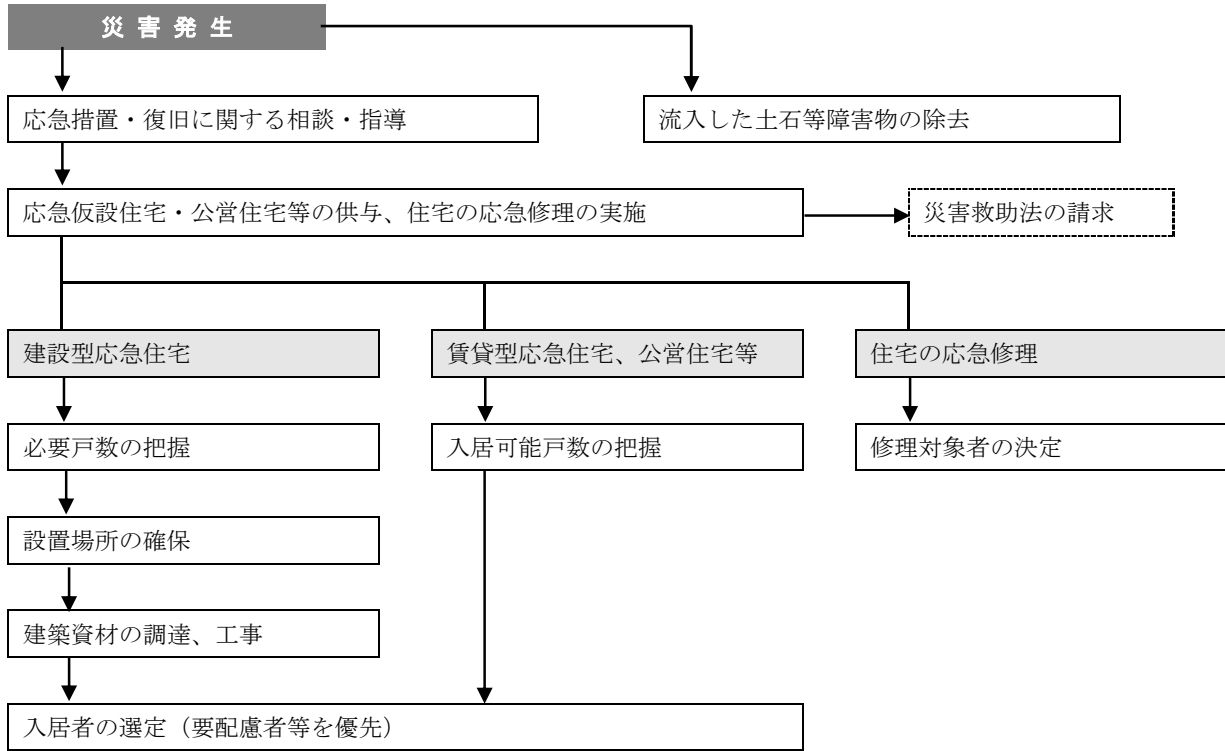
避難指示等の発令基準については、兵庫県の「避難判断のガイドライン（水害・土砂災害）」を参考に、具体的な内容を作成することに努める。

- 1 避難情報の発令区域、発令基準、伝達内容や伝達方法を定めた具体的かつ実践的なマニュアルの整備
- 2 全庁組織・全職員での情報共有の徹底
- 3 訓練やシミュレーション研修等を通じたマニュアルの運用水準の向上
- 4 住民の能動的な避難判断・行動に資する防災学習・教育の推進
- 5 地域ぐるみの避難訓練の積極的实施
- 6 市が出す避難情報の意味や発令・伝達手法等についての周知徹底など、相乗的な取組による風水害による被害の軽減

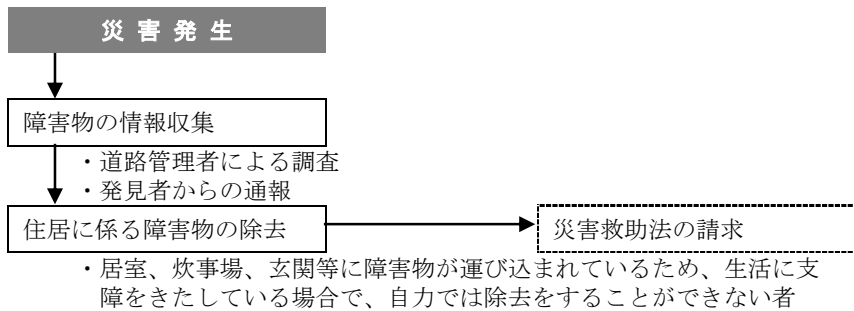
第5節 住宅の確保

〔都市整備部建設課・都市計画課〕

■住宅対策の流れ



■障害物除去対策の流れ



第1 趣 旨

災害時における被災者等の住宅の確保対策について定める。

第2 内 容

1 住宅対策の主な種類と順序

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供給、住宅の応急修理、障害物の除去

2 応急仮設住宅の確保

(1) 実施機関

発生した災害について災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の建設は県が実施し、維持管理は市で実施する。

市は、次の事項を可能な限り示し、県に対して応急仮設住宅の建設を要請する。

- ① 被害戸数
- ② 設置を必要とする型別戸数、建設場所
- ③ 連絡責任者

また、市は、民間賃貸住宅を、借り上げて供与する賃貸型応急住宅として確保するとともに情報提供等を行い、応急仮設住宅の円滑な供給に努める。

(2) 供給対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者であること
- ② 居住する住家がない者であること
- ③ 自らの資力では住宅を確保することのできない者であること

(3) 供給住宅の構造等

供給する住宅の構造等については、災害救助法に基づくとともに、入居者の生活状況及び利便性等を著しく損なうことのないよう配慮する。

また、高齢者及び障害者等が入居する場合、日常生活を営む上で特別な配慮を要する者については、必要に応じ、訪問介護員の派遣による居宅介護サービス等をはじめとする、医療及び福祉サービスの利用に適した構造並びに設備を有する住宅を供給することについて検討する。

(4) 供給方法

市は、応急仮設住宅を供給するに当たって、まず被災者が従前居住していた地域周辺における民間賃貸住宅等から、立地、設備、構造及び家賃等を考慮し、適切な住宅を確保する。

ただし、住宅の需要が高く、市内において適切な住宅を確保できる見込みがないと認められる場合は、速やかに適地を選定し、建設する。

(5) 供給場所

市は、応急仮設住宅を供給するに当たって、被災地域のコミュニティが維持できるよう配慮し、被災地域周辺においてできる限りまとまった形で応急仮設住宅を確保及び供給するよう努める。

また、応急仮設住宅を建設する場合、予定地は洲本市新村（大野広域避難地）とするが、被災地域の位置、被災者の生活状況等によりやむを得ないと認められる場合は、他の適当な公有地又は私有地を選定するよう努める。

(6) 入居者の認定

市は、自らの資力では住宅の修理又は再建ができない者を対象として入居者を認定する。

また、高齢者及び障害者等の優先入居の実施を検討する。

(7) 管理主体

市が供給する応急仮設住宅については、原則として市が管理を行う。

ただし、民間賃貸住宅等を応急仮設住宅として供給する場合については、市及び住宅の所有者又は管理者との協議に基づき管理を行う。

(8) 生活環境の整備

市は、応急仮設住宅を建設する場合は、集会施設等を整備するなど、地域コミュニティの形成促進を図ることができるよう努める。

また、建設する地域の状況により、商業施設及び医療施設等、日常生活において不可欠となる生活環境を整備するとともに、福祉及び医療サービスが必要となる独居高齢者及び障害者等に対し、手話通訳者及び訪問介護員の派遣等が実施できるよう、実情に応じたきめ細かな対応に努める。

(9) 供給期間

建設型応急住宅の供与期間は、原則として、入居開始後2カ年以内とする。

ただし、市は、被害の規模及び程度等、並びに応急措置等の進捗状況等を勘案し、県の指示を受け、実施期間を定める。

3 公営住宅、空き家の確保

市は、建設型応急住宅の建設及び賃貸型応急住宅の活用状況を踏まえ、被災者の住宅を確保するため、必要に応じて、公営住宅における被害状況等を調査し、応急措置を実施するとともに、空室となっている住宅については、被災者に対し優先的に提供する。

また、公営住宅のほか、県内各市町、全国の都道府県、住宅供給公社、(独)都市再生機構等の所有する空き家を調査し、及び市内の不動産業者に協力を求め、空き家の確保に努める。

4 住宅の応急修理

(1) 市は、発生した災害について災害救助法が適用され、県から事務の実施を通知された場合、自ら居住する住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者(半壊及び準半壊)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(大規模半壊又は中規模半壊)に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。

(2) 市は、応急修理を実施するに当たって、市内において施工業者が不足するとき、又は建築資機材を調達することが困難なときは、県に対し、可能な範囲で次の事項を示し、あっせん又は調達を依頼する。

- ① 被害戸数(大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊)
- ② 応急修理を必要とする戸数
- ③ あっせんによる派遣を必要とする施工業者数
- ④ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他の参考となる事項

(3) 実施期間は、原則として災害発生後1カ月以内とする。

ただし、市は、市内全域及び各地域における被害の規模及び程度等を勘案し、実施期間を定める。

また、実施期間を定めるに当たり、必要と認められる場合は、県と協議を行う。

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(1) 市は、住宅等に流入した土石等障害物のため、必要に応じ、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。

(2) 市は、市による対応が困難な場合、県に対し、可能な範囲で次の事項を示し、実施を求める。

- ① 除去を必要とする住家戸数
- ② 除去に必要な人員及び期間
- ③ 除去に必要な資機材等の品目別数量
- ④ 除去した障害物の集積場所の有無
- ⑤ その他の参考となる事項

(3) 実施期間は、原則として災害発生後10日以内とする。

ただし、市は、市内全域及び各地域における被害の規模及び程度等、並びに応急措置等の進捗状況等を勘案し、実施期間を定める。

また、実施期間を定めるに当たり、災害救助法の適用を受ける場合等、必要と認められる場合は、県と協議を行う。

6 住宅相談窓口の設置

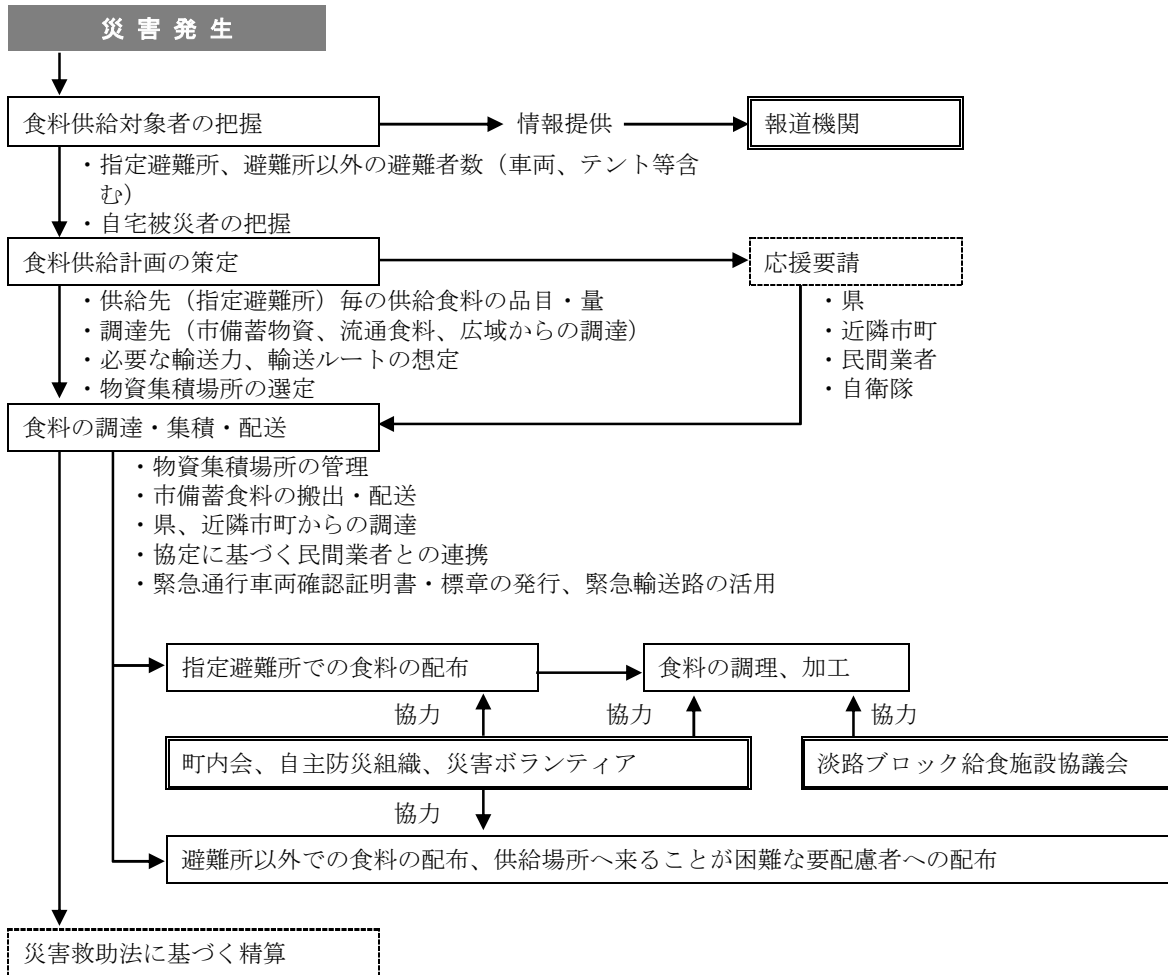
市は、県及び建設業組合等と連携し、被災住宅の修理等に関する住宅相談窓口を開設し、住宅修理に係る技術指導、融資制度の利用及び詐欺被害の防止等について普及啓発に努める。

また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制の整備に努める。

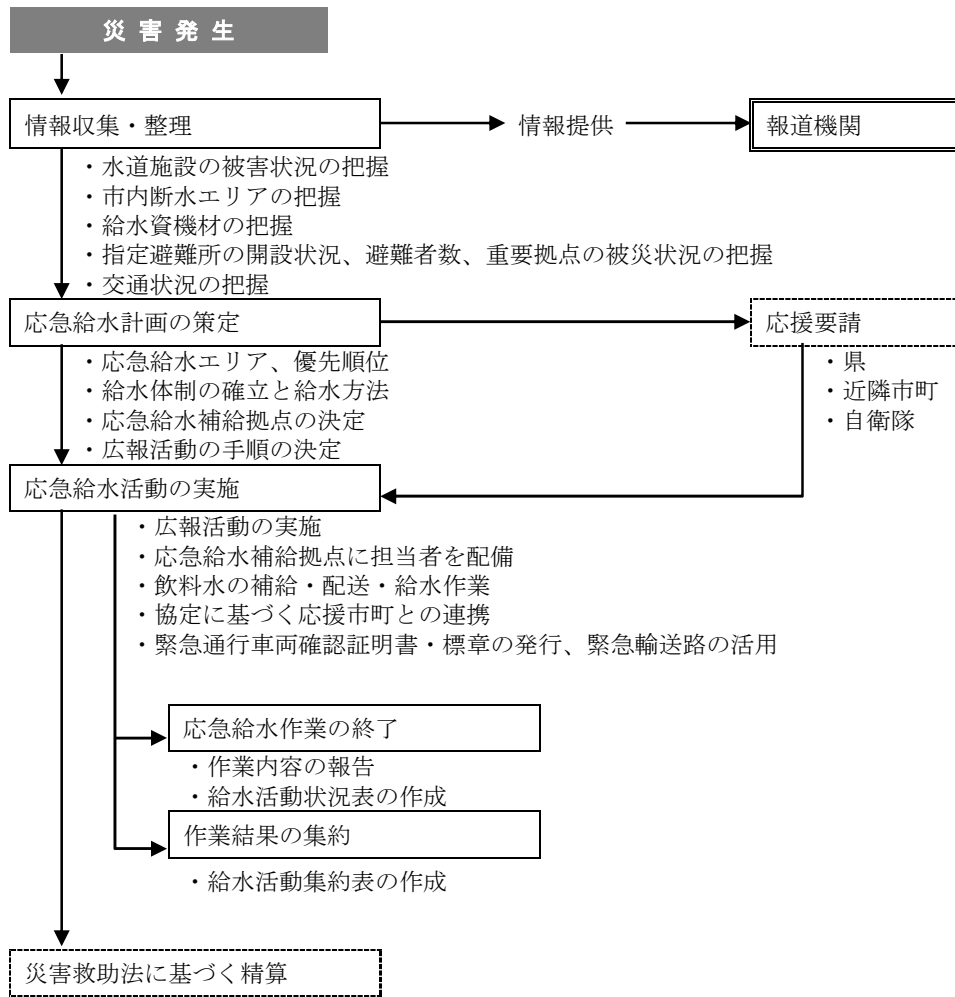
第6節 食料・飲料水及び物資の供給

[総務部総務課 財務部財政課 会計課 健康福祉部福祉課・子ども子育て課・介護福祉課 産業振興部各課 農業委員会事務局]

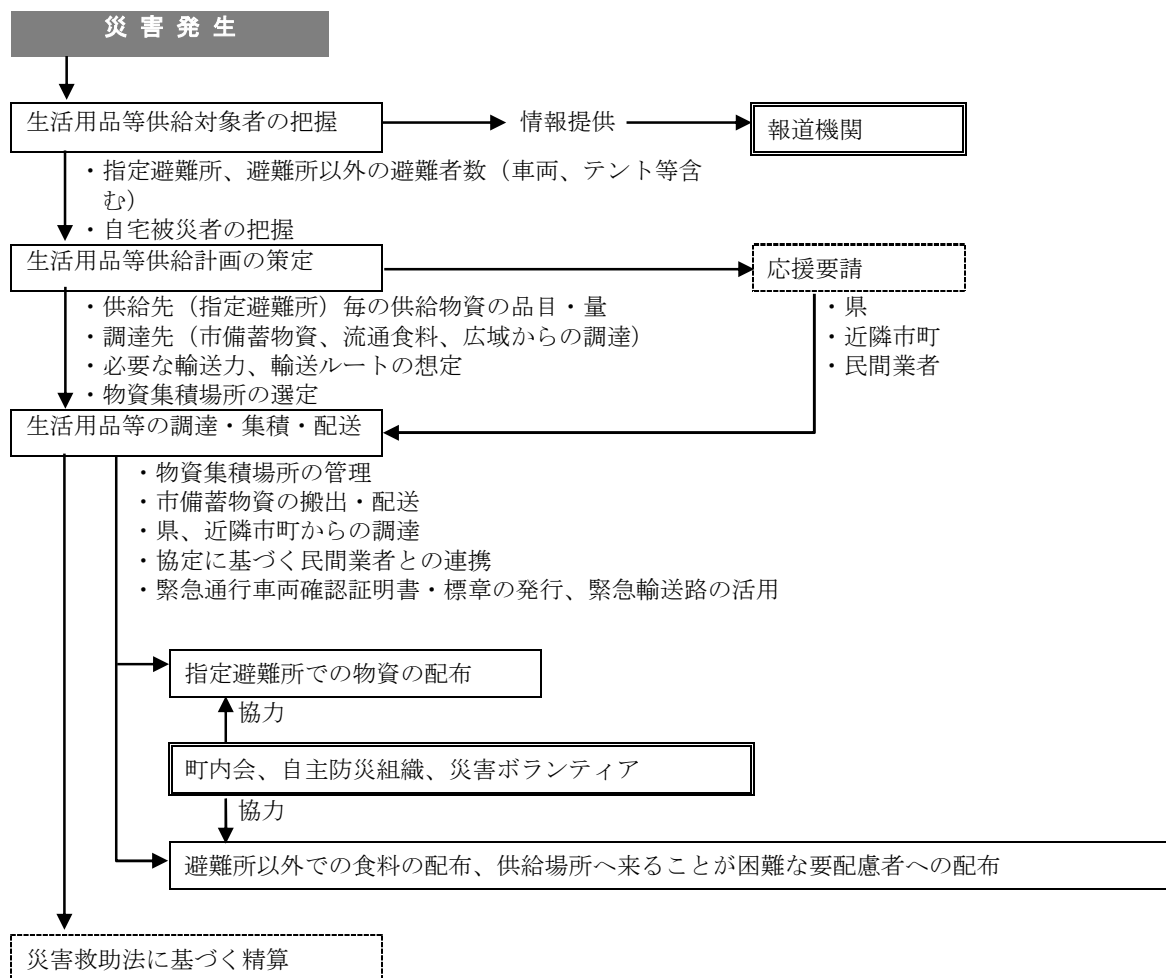
■食料供給の流れ



■ 応急給水の流れ



■物資供給の流れ



第1 食料の供給

1 趣 旨

災害時における被災者等に対する食料の供給対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施機関

市は、被災者及び災害対策活動従事者に対し、炊き出し等による食料の供給を行う。

(2) 食料の確保

① 食料の確保

市は、次の方法により食料の確保を行う。

ア 市の備蓄物資の放出

イ 市内の農業協同組合及び食料販売業者等からの調達

ウ 市と「災害時における物資の供給に関する協定書」を締結した市内の業者からの調達

② 食料の供給要請

市は、緊急を要する場合及び市単独による食料の確保が困難な場合等においては、必要に応じ、県に対し、可能な範囲で次の事項を示し、供給のあつせんを要請する。

なお、県との連絡がつかない等の場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は、県へ速やかにその旨を報告する。

ア 供給あつせんを必要とする理由

イ 必要な品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引き渡し責任者

エ 荷役作業者の派遣の必要の有無

オ その他の参考となる事項

(3) 食料の供給

① 供給対象者及び品目等

ア 供給対象者

a) 避難所に避難された者、住家に被害を受けて炊事のできない者等、他に食料を得る手段のない者（車両やテント等の被災者を含む）

b) 救助作業、急迫した災害の防止作業又は緊急復旧作業の従事者

イ 供給品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。

なお、実施に当たり、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮する。

a) 米穀、おにぎり、パン、育児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）等の主食

b) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰等の副食

なお、現物備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

ウ 要配慮者等への配慮

a) 食料の供給に当たっては、要配慮者等、健康面で特に配慮を要する者に対し優先して配分する。

なお、実施に当たり、高齢者や妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとし、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、関係機関と連携を図ることに努める。

b) 避難期間の中長期化及びライフラインの復旧状況等を考慮し、柔らかく温かい食べ物など、避難者の心情及び要配慮者等の食生活に配慮した食料の供給に努める。

また、乳幼児に対する粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）及び離乳食、並びに生活習慣病及び宗教的な理由等による食事内容の制限についても十分配慮するよう努める。

② 供給方法

被災者等に対する食料の供給は、炊き出しによる場合、原則として各避難所単位で実施し、町内会等の協力を求める。

ただし、当該避難所において実施できない場合は、近傍の学校（給食調理施設）、公民館又は一般住家を使用する。

市は、被災者が必要な食事を採ることができるよう、関係機関等と連携し、食材、機材及び人的配置の確保に努める。

また、対応が困難な場合は、淡路給食施設協議会からの支援を受け、安全かつ確実な食事の提供を図るとともに、市内及び輸送可能な周辺市において調理済食品販売業者及び飲食店（仕出し弁当）等が営業を行うことができる状況にある場合は、当該業者を通じ食料を確保し、各避難所に配送する。

③ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じずに供給する場合、応急用米穀は精米を用い、1人1食当たりの目安は150g～180gとする。

ただし、消費の実情に応じ、おにぎり、パン等の供給を行う。

④ 供給の基準及び期間

災害救助法の適用を受けた場合は、定められた基準額の範囲内とし、供給期間は原則として災害発生の日から7日以内とする。

ただし、市長が期間を延長することが必要であると判断した場合、市長は直ちに知事に対して期間延長の承認手続をとる。

（4）食料の保管及び管理

① 市は、調達した食料について、被災者等に供給するまで時間を要する場合、市内の保管場所（地域防災拠点及び広域輸送拠点等）において整理分類を行った上で集積し、衛生面に留意しつつ、一元的に管理する。

② 物資を配分するに当たり、受払記録簿及び受領書を必ず整備する。

第2 応急給水の実施

1 趣 旨

災害時における被災者等に対する給水対策について定める。

2 実施計画

（1）実施機関

① 市及び水道企業団は、被災者等に対し、飲料水及び生活用水等を供給する。

② 大規模な災害が発生し、市及び水道企業団による応急給水の実施が困難なときは、飲料水の供給及び応急措置の実施について、県等に対し応援を要請する。

（2）給水対象者

災害のため、現に飲料に適する水等を得ることができない者

（3）水源及び給水量

① 水 源

市は、原則として、浄水場、配水池及び耐震性貯水槽（常時通水型）等の水道施設を運搬給水基地として使用するとともに、予備水源の水質及び水量等の把握に努め、応急給水の実施及び水道施設の復旧に向けて、迅速に対応する。

② 給水量

市は、災害発生から3日以内までは1人1日3ℓ、10日目までは3～20ℓ、20日目までは20～100ℓを供給できることを目標とし、それ以降については災害発生前の水準まで、できるだけ速やかに回復させられるよう努める。

内容 段階	期 間	水 量 (1人1日分)	水量の用途内訳	想定給水方法
第1次給水	災害発生から 3日間	3 ^{リットル}	・生命維持のため最低限必要な水量	・自主的な貯水の利用及び水を得られない者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで 11日目から 20日まで	3～20 ^{リットル} 20～100 ^{リットル}	・調理及び洗面等、最低限の生活維持に必要な水量 ・入浴及び洗濯等に最低限必要な水量	・自主防災組織等を単位とした応急拠点給水 ・仮設配管による給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100 ^{リットル} ～ 被災前の水量	・通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水 ・共用栓の設置

※水道施設については、災害発生後4週間以内を目途に応急復旧を完了することを目標とする。

(4) 給水方法及び広報

- ① 市は、運搬給水基地又は非常用水源等における拠点給水、及び給水車等の派遣による運搬給水を実施する。
また、運搬給水に当たっては、時間及び場所等について、被災者及び周辺市民等に対し広報を行う。
- ② 病院等医療機関、救護所、避難所及び要配慮者収容施設等に対しては、優先して給水する。特に、透析を行う医療機関には留意する。

(5) 応援の要請

市は、緊急を要する場合、並びに飲料水の供給及び応急措置の実施に必要な人員及び資機材等が不足する場合は、県及び「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等の協定締結先に対し、可能な範囲で次の事項を示し、水道事業者等の応援を要請する。

- ① 給水を必要とする人員
- ② 給水を必要とする期間及び給水量
- ③ 給水する場所
- ④ 給水に必要な給水器具、薬品及び水道用資材等の品目別数量
- ⑤ 給水車両を借上げる場合は、その必要台数
- ⑥ その他の必要な事項

第3 物資の供給

1 趣 旨

災害時における被災者等に対する緊急物資等の供給対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施機関

- ① 市は、被災者等に対し、緊急物資等の供給を実施する。
- ② 大規模な災害が発生し、市単独による緊急物資等の供給が困難なときは、緊急物資等の供給、調達及びあっせんについて、県に対し応援を要請する。

(2) 物資の確保

- ① 物資の確保

市は、被災者等の需要を把握した上で、次の方法により物資の確保を行う。

また、市民自らも、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用するよう努める。

- ア 市の備蓄物資の放出
- イ 市内の販売業者等からの調達

② 物資の供給要請

市は、緊急を要する場合、又は市単独による物資の確保が困難な場合等においては、必要に応じ、県に対し、可能な範囲で次の事項を示し、供給、調達及びあっせんを要請する。

- ア 供給等を必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡責任者
- オ 荷役作業者の派遣の必要の有無
- カ その他の参考となる事項

(3) 物資の供給

① 供給対象者

- ア 住家が被害を受けた者
- イ 被服及び寝具その他生活上最低限必要となる家財を喪失した者
- ウ 生活必需物資を喪失したため、日常生活を営むことが困難な者

② 品目

品目としては、一般的に次のようなものが必要となると想定されるため、備蓄及び調達先の確保に努める。

特に、市民による家庭内備蓄が普及し難い品目、並びに要配慮者及び乳幼児等、特別の配慮を必要とする者の需要についても考慮する。

ア 生活必需品

寝具、外衣・防寒衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

a) 特に必要性が高いもの

毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、小型エンジン発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレ 等

b) 障害者等に対し特に配慮が必要となるもの

車いす、補聴器、ストマ（腹壁排せつ口）用装具、その他補装具（点字器等） 等

イ 応急措置用物資

ブルーシート、テント、鋼材、セメント、土のう袋 等

ウ 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

エ その他必要な物資

毛布、簡易ベッド 等

(4) 物資の保管及び管理

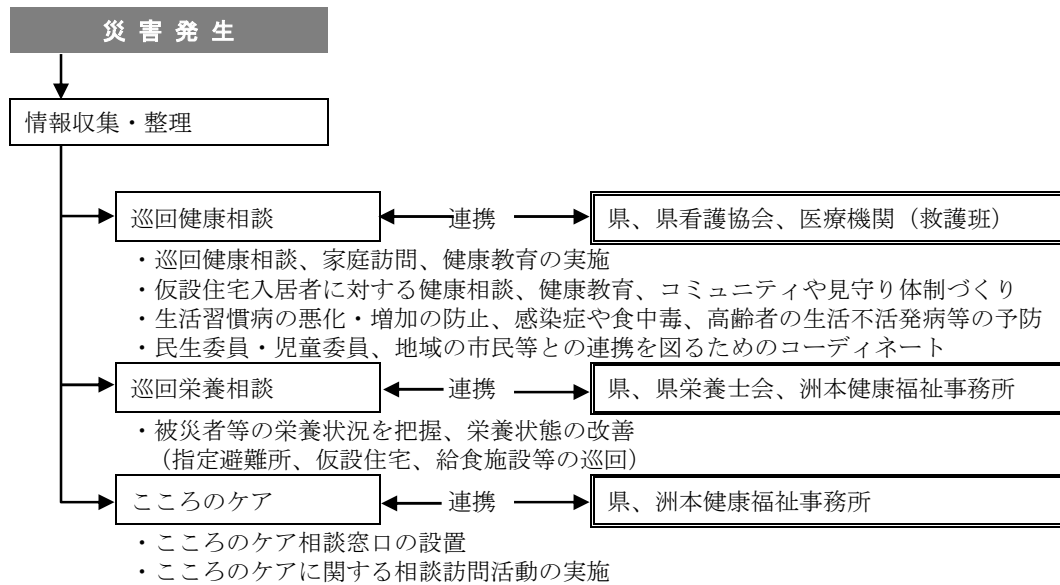
① 市は、調達した物資について、被災者等に供給するまでの間、市内の保管場所（地域防災拠点及び広域輸送拠点等）において整理分類を行った上で集積し、一元的に管理する。

② 物資を配分するに当たり、受払記録簿及び受領書を必ず整備する。

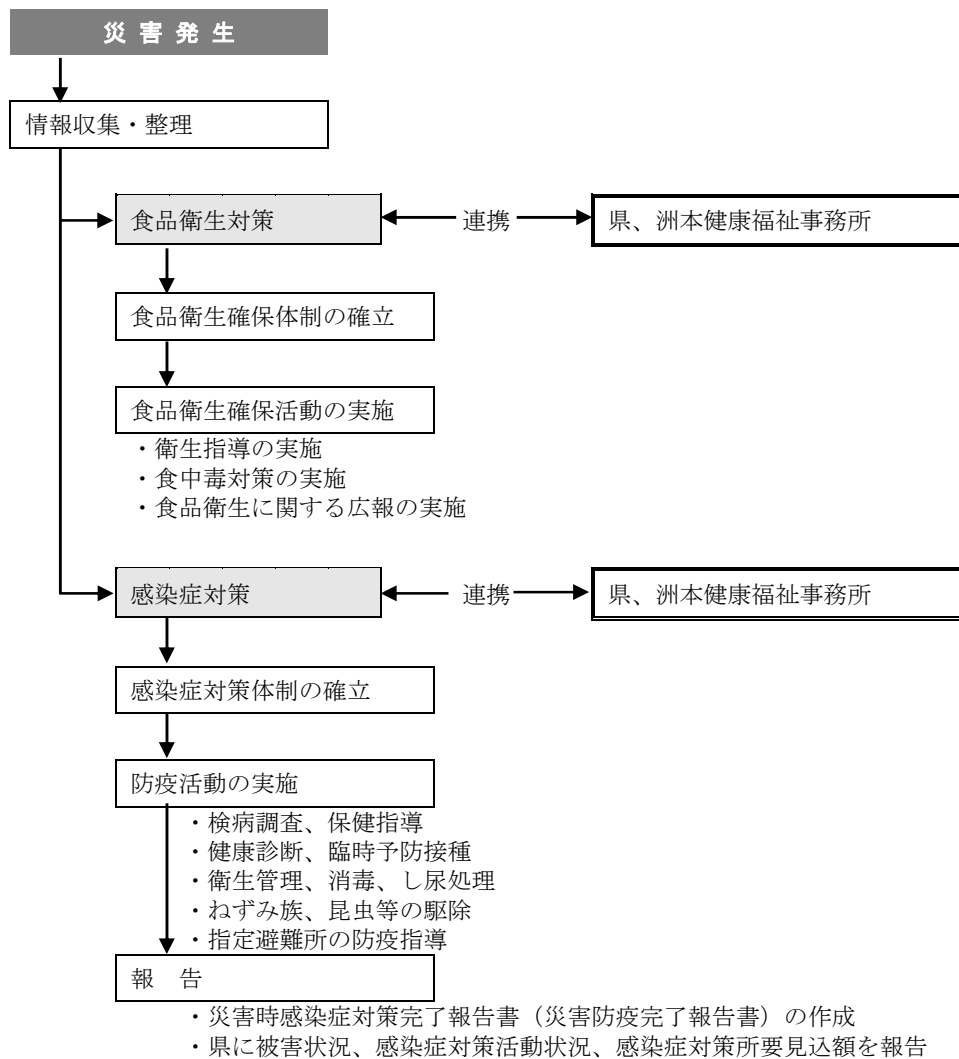
第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬の実施

〔市民生活部生活環境課 健康福祉部健康増進課・サービス事業所 警察署〕

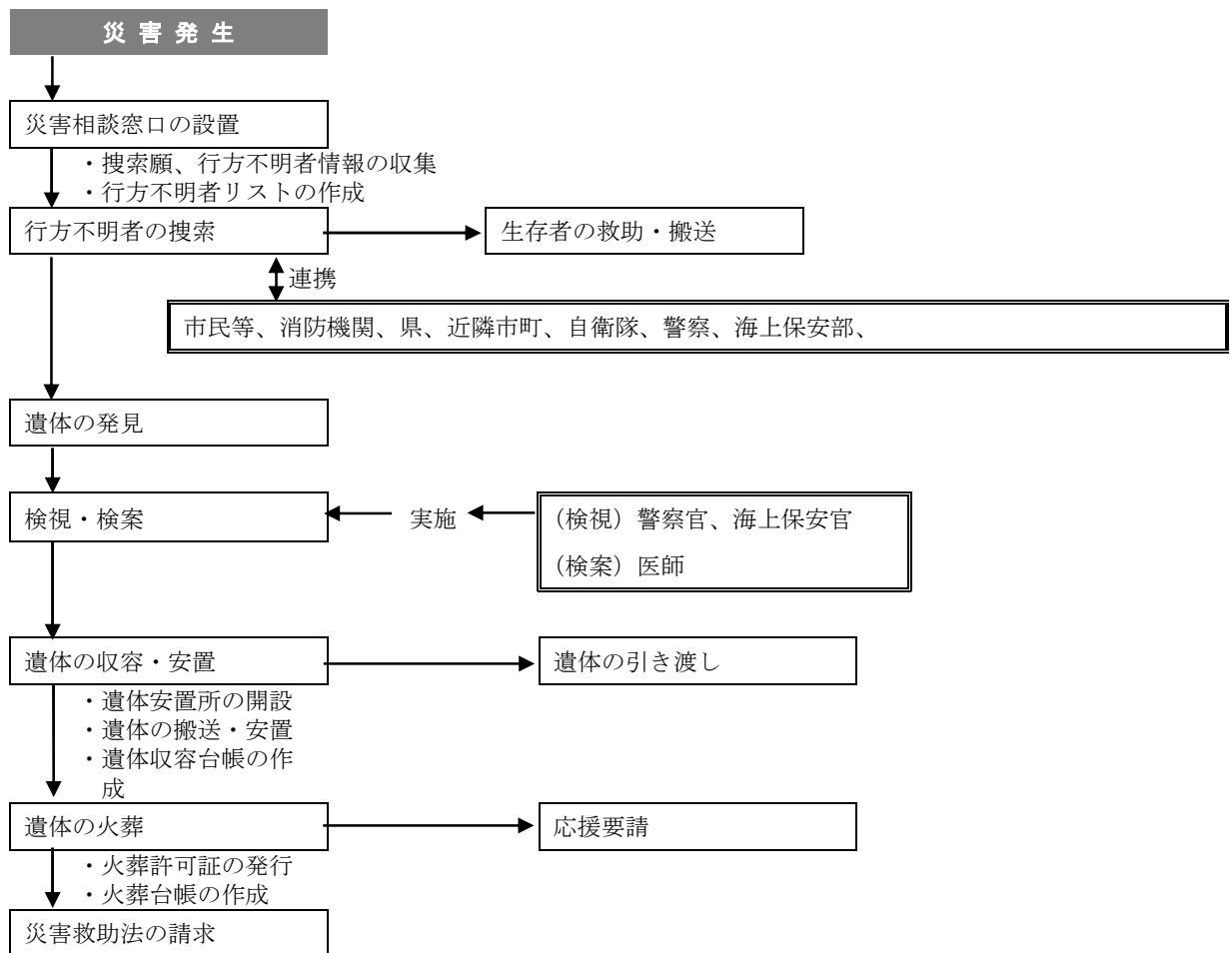
■精神医療・衛生対策の流れ



■食品衛生・感染症対策の流れ



■行方不明者の搜索、遺体の火葬等の流れ



第1 精神医療の実施

1 趣旨

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

2 実施計画

(1) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣

県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、洲本健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する。）。

(2) 「ひょうごDPAT」活動拠点本部の設置

① 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への

救急対応、避難所巡回相談等を行う。

- ② 県（健康福祉部）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部の管理運営を行う。
- ③ 県（健康福祉部）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行う。
- ④ 市は、県が行う風水害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケア、きめ細かな配慮に協力する。

（3）精神科夜間診療体制の確保

県は、夜間における避難所等での精神疾患の急発・急変に対応するため、精神科夜間診療対応窓口を設置し、県内の精神科病院の協力の下、夜間の入院患者受入れも含め、精神科夜間診療体制を確保する。

（4）こころのケアに対する相談・普及啓発活動

市は、県（精神保健福祉センター、洲本健康福祉事務所等）が実施する、こころのケアに関する相談訪問活動、情報提供、知識普及活動に協力する。

（5）こころのケア連絡会議の開催

市は、県（健康福祉部）が関係機関と活動の連携を図り、今後の対策を決定するために開催するこころのケア連絡会議に参加する。

（6）児童、生徒のこころのケア

（→本編 第3章 第16節 教育対策の実施 を参照）

第2 健康対策の実施

1 趣 旨

災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策について定める。

2 実施計画

（1）健康相談の実施

- ① 市は、「洲本市災害時保健活動ガイドライン」に沿って、保健対策班と医療救急班を編成し、関係機関、他機関からの応援者等と連携を図り、被災地域及び避難所等の保健衛生対策にあたる。
また、必要に応じ、医師、保健師、栄養士及び食品衛生監視員等の巡回による健康相談や栄養相談、家庭訪問等を実施する。
- ② 市は、保健師の巡回による健康相談等の実施に当たり、県（健康福祉部）と連携し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状態の把握に努める。
支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム（DPAT）等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- ③ 市は、県（健康福祉部）と連携し、被災者が災害による衝撃状態から早期に回復するとともに、生活環境の変化に順応し、いち早く健康で自立した生活ができるよう、健康相談、訪問指導、グループワーク及び健康教育等を実施する。
- ④ 市は、県（健康福祉部）の助言を受け、被災者に対する保健、医療及び福祉等のサービスの提供について、社会福祉協議会等の福祉関係者、かかりつけの医師及び民生委員等の協力を得る。
- ⑤ 市は、県（健康福祉部）と連携し、避難所及び応急仮設住宅等における要配慮者等の孤立を防止するため、町内会、ボランティア、訪問介護員等のサービス事業者及び周辺市民等を含め、日常生活の折々における重層的な見守りの担い手による支援ネットワークを構成し、円滑に機能するよう、関係者間の調整を図る。

(2) 栄養相談の実施

- ① 市は、県や県栄養士会等と連携して、食事等の栄養管理に配慮する。
- ② 市は、県や県栄養士会等と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握するとともに、早期に栄養状態を改善するために、栄養士による巡回栄養相談等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の栄養状態の把握に努める。

第3 食品衛生対策の実施

1 趣 旨

災害時における食品の衛生管理について定める。

2 実施計画

(1) 食品衛生の確保

- ① 市は、県が策定した計画等に基づき、被災地域における食品衛生の維持を図るため、必要となる活動を行う。
- ② 市は、食中毒が発生した場合は、被害の拡大防止に必要となる対策を実施するとともに、原因を究明するため、県による食品衛生監視員を中心とした調査等に協力する。

(2) 食品衛生に関する普及啓発

市は、市民に対し、災害発生時における食品衛生に関する普及啓発等を行い、食中毒の未然防止に努める。

特に、梅雨期及び夏期等、食中毒が発生しやすい時期については注意する。

第4 感染症対策の実施

1 趣 旨

災害発生時における感染症の発生及び流行を未然に防止するための対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施体制

① 環境班の設置

市は、災害の発生時における感染症対策を実施するため、環境班を設置し、対策の実施及び関係部署（医療救護・保健対策班等）の指揮を担当する。

② 疫学調査への協力

環境班は、県が実施する疫学調査に協力する。

また、疫学調査の結果、必要があると認められる場合は、市民に対し健康診断を実施する。

(2) 患者等に対する措置

市は、感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症の患者、並びに感染症及び新型インフルエンザ等感染症の無症状の病原体保有者等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）を発見したときは、直ちに県に報告する。

県は、市からの報告等に基づき、指定医療機関への入院の勧告又は措置等を実施する。

(3) 予防教育及び広報活動の推進

市は、市民に対する感染症の予防教育を徹底させるため、広報活動を強化する。

ただし、広報を実施するに当たっては、社会不安を助長しないよう留意する。

(4) 清潔方法

市は、塵芥及び汚泥等について、積換所及び分別所等を経由し、埋立又は焼却するとともに、

し尿の処置に万全を期す。

(5) 消毒方法

- ① 市は、県の指示に基づき、次のとおり速やかに消毒を実施し、そのために必要となる薬剤等を準備する。
 - ア 飲料水の消毒
 - イ 家屋及びトイレの消毒
 - ウ 芥溜及び溝渠の消毒
 - エ 患者輸送用器材等の消毒

薬剤所要量の算出方法

区分	薬剤の種類 (例示)	薬剤量算出方法
全壊・半壊家屋	クレゾール	全半壊戸数 × 200 g
	普通石灰	全半壊戸数 × 6kg
	次亜塩素酸ナトリウム	井戸の数 (概数) × 1,340 ^{ミリリットル}

- ② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要となる最小限度のものとする。
- ③ 消毒を行う者の安全、並びに対象となる場所周辺地域の市民の健康及び環境への影響に十分留意する。

(6) ねずみ族及び昆虫等の駆除

- ① 県は、次の指定基準により、災害時におけるねずみ族及び昆虫等の駆除の対象地域を定める。

なお、地域の指定に当たっては、発生した災害の性質及び程度、並びに感染症まん延のおそれ等の状況を勘案し、選択的かつ重点的に行い、可能な限り市内における街区区分（町丁目、字等）に基づき定める。

 - ア 県内で被害戸数が5,000戸を超える場合
 - イ 一つの浸水地域において被害戸数が1,000戸を超える場合
 - ウ 県内における市町又はその一部の地域の被害が、次のいずれかに該当する場合

被害率	市町又はその一部の地域の数	※被害率
5%以上	10箇所以上	水害 : 流失、全半壊及び床上浸水の戸数の合計に床下浸水の戸数の5分の1を加えた数を総戸数で除した割合 震災・火災 : 全半壊及び全半焼の総戸数に対する割合
10%以上	7箇所以上	
15%以上	5箇所以上	
20%以上	3箇所以上	
25%以上	1箇所以上	

- エ 市町又はその一部の地域の被害率が10%を超える場合
- オ 市町又はその一部の地域の被害率が5%以上であって、その被害が集中的かつ著しいものである場合
- カ 市役所等を含む中心地が甚大な被害を受け、市の機能が著しく阻害された場合
- ② 市は、県の指示に基づき、速やかにねずみ族及び昆虫等の駆除を実施する。
 - ア 罹災家屋については、無差別に行うことなく、実情に応じ重点的に実施することとする。
 - イ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用いることとする。

また、戸外、又は塵芥及び汚物の堆積地に対しては、殺虫及び殺そ効果のある薬剤を使用する。
- ③ 薬剤及び器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

撒布場所、種類例	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内の罹災戸数×85.8㎡×(1-0.5)×0.05 $\frac{\text{g}}{\text{m}^2}$ *家屋面積39.6㎡の場合で内部の壁面及びその他の面積
トイレ等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内の罹災戸数×1㎡×0.06 $\frac{\text{g}}{\text{m}^2}$
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内の罹災戸数×56.1㎡×15g/㎡ (敷地 56.1㎡の場合)

- ④ 市は、ねずみ族及び昆虫等の駆除は、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するために必要となる最小限度のものとする。
- ⑤ 市は、ねずみ族及び昆虫等の駆除を行う者の安全、並びに対象となる場所の周辺地域の市民の健康及び環境への影響に留意する。

(7) 生活用水の供給等

市は、水道企業団の協力を得て、速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送及びろ水器によるろ過給水等、現地の実情に応じた方法によって行う。

(8) 避難所の感染症対策指導等

市は、県感染症対策担当職員（洲本健康福祉事務所）の指導のもとに、避難所における感染症対策活動を実施する。

また、避難所担当者及び施設管理者を通じ、避難者間における衛生に関する自主組織を編成できるよう努め、その協力を得て指導の徹底を図る。

(9) 報 告

- ① 市は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、健康福祉事務所を経由し、県に対し被害状況、感染症対策活動状況及び災害時感染症対策所要見込額等を可能な範囲で報告する。
- ② 災害時における感染症対策活動を完了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、健康福祉事務所を経由し、県に対し提出する。

第5 遺体の火葬等の実施

1 趣 旨

災害による犠牲者の遺体の火葬等の実施について定める。

2 実施計画

(1) 遺体の収容

- ① 警察署への通報等
市は、遺体を発見した場合、直ちに警察署に通報し、遺体の見分を受ける。
- ② 遺体の搬送
市は、警察署など関係機関と協力の上、遺体収容場所までの遺体搬送を行う。
- ③ 遺体収容所の開設
警察署による検視後、市が遺体を引き取る場合、必要に応じ、災害現場付近の公共施設又は寺院等を遺体収容所として指定し、一時的に遺体を収容及び仮安置する。
- ④ 収容期間
災害発生の日から10日以内。
ただし、必要に応じ期間を延長する。

(2) 遺体の処置

① 資器材の調達

市は、遺体の収容に当たり、必要となる資器材（棺、ドライアイス、ロウソク及び線香等）を市内関係業者及び近隣市町から調達する。

また、必要に応じて、県に資器材の調達に関する要請を行う。

② 遺体の洗浄等

市は、必要に応じて、仮安置した遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置を専門業者に委託する。

③ 遺体処理台帳の作成

市は、遺体の性別、推定年齢及び遺留品等を遺体処理台帳に記載する。

④ 遺体の引渡し等

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視を行い、検視後に遺体を遺族へ引き渡す。

身元が明らかでない場合又は遺体の受取人がない場合については、検視調書を添え、市に引渡す。

市は、行旅死亡人等として取り扱う。

⑤ 火葬等の実施

災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の火葬等を行う。

また、遺体の火葬等を行う者がいないとき又は判明しないときは、市が火葬等を行う。

さらに、必要に応じて、遺族等が利用できる火葬に係る相談窓口を設置する。

⑥ 県への応援要請

市は、大規模な災害により多数の犠牲者が発生した場合、県に支援を要請し、速やかに火葬等が実施できるよう努める。

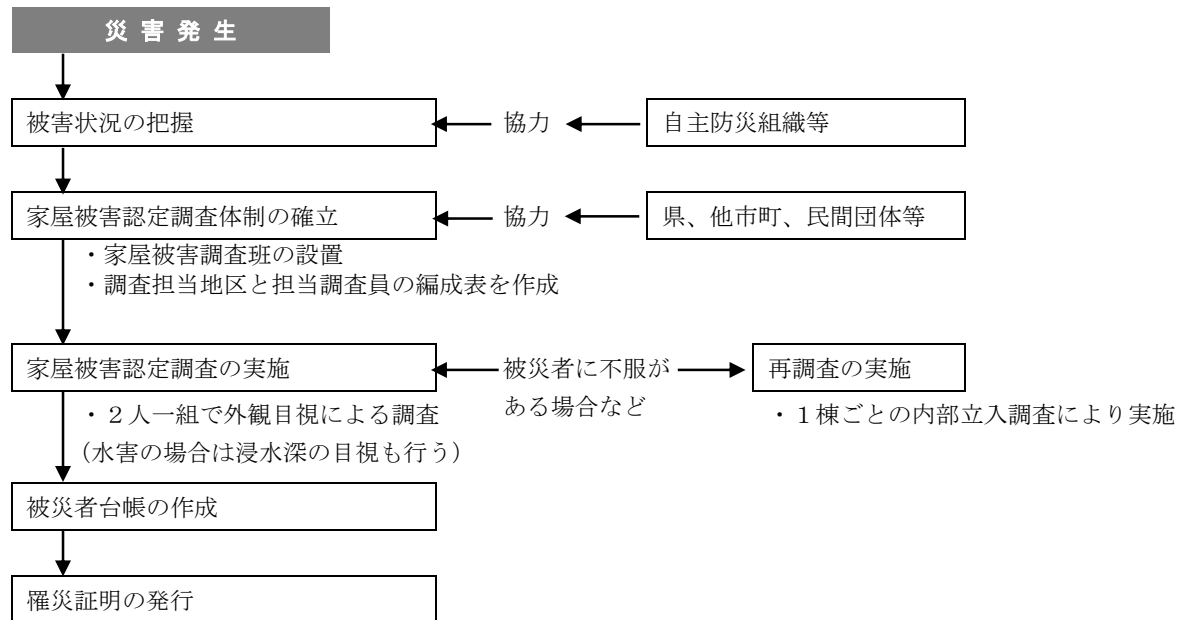
⑦ 災害救助法が適用された場合の火葬等

災害救助法が適用された場合、市は応急的な処理を行い、実際に火葬等を行う者に対し、棺及び骨壺等の現物をもって支給する。

第8節 生活救援対策の実施

〔総務部消防防災課・総務課 財務部財政課・税務課 会計課 健康福祉部福祉課・子ども子育て課・介護福祉課〕

■罹災証明発行の流れ



第1 趣 旨

災害による被災者の生活安定を促進するための救援対策について定める。

第2 内 容

1 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

- (1) 市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、一定規模以上の自然災害により被災した市民等に対して、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- (2) 市は、上記(1)の支援措置の早期実施を図るため、災害発生後、速やかに被災状況を調査し、被災者名簿を作成するなど、罹災証明等の交付体制を確立する。
- (3) 上記(1)の対象者は次に掲げる者とし、支援措置の内容については条例の定めるところによる。

区 分	対 象 者
災害弔慰金の支給	災害により死亡した市民の遺族
災害障害見舞金の支給	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒したとき（その症状が固定したときを含む）に精神又は身体に障害がある市民
災害援護資金の貸付	災害により次に掲げる被害を受けた世帯で、所得合計額が所定の基準額に満たないものの世帯主 ①療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷 ②住居又は家財の損害（被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね1/3以上である損害）

2 罹災証明の発行

罹災証明は、災害救助法等による各種施策及び市税の減免等を実施するに当たり、住家の被害、その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明するものである。

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法に規定する災害により被害を受けた家屋について、次の項目の証明を行う。

- ① 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）、床上浸水及び床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼及び水損

(2) 被害家屋の被害認定基準

被害家屋の被害程度の認定基準は、別に定めるところによる。

(3) 罹災証明の流れ

① 被害状況の把握

市は、総力を挙げ、市内における被害状況の早期把握に努める。

そのため、市域全域に対する概括的な被害調査を実施し、被害状況速報を作成する。

なお、被害調査については各部署が区域を定めて実施し、自主防災組織等と緊密に連携しつつ、今後の詳細な被害調査に資するよう努める。

② 家屋被害認定調査の準備

市は、家屋被害認定調査班を中心として、被害状況速報に基づき、次の準備作業を実施する。

ア 市は、家屋被害認定調査班を中心とした庁内横断的な体制を構築し、被害状況速報に基づき、県による養成研修を受けた家屋被害認定士を中核としつつ、必要に応じて、その他の職員も確保し、被害認定調査に当たる。

なお、大規模な災害時等、被害が広域にわたっており、市単独では調査が実施できない又は相当の時間を要すると判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体等に対し協力を要請する。

イ 調査の実施に当たっては、被害状況速報により重点実施地域を定め、調査漏れののないよう調査担当地区と担当調査員についての編成表を作成する。

③ 家屋被害認定調査の実施

ア 調査期間

家屋被害認定調査は、災害発生後おおむね1か月以内を目途とし、可能な限り早期に実施する。

なお、判定に不服のある者からの申し出があった場合、再調査を実施する。

イ 実施体制

原則として、調査員1名及び事務員1名の1隊2名体制とするが、必要に応じて、人員を追加する。

ウ 調査方法

水害による被害の家屋被害認定調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。

ただし、調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも検討する。

第1次調査は、外観の損傷状況及び浸水深を目視により把握するもので、木造及びプレハブの戸建て住宅（1～2階建て）の場合に限り実施することができる。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第1次調査の対象に該当しない場合又は第1次調査を実施したが判定には至らなかった場合に実施する。

外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、浸水深の確認及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等を目視により把握する。

- ④ 被災者台帳の作成
市は、調査結果、住民基本台帳及び固定資産税課税台帳等に基づき、罹災証明の発行等に必要となる被害情報を収集し、被災者台帳を作成する。
- ⑤ 罹災証明の発行
市は、被災者名簿に基づき、申請のあった被災者に対し、被害家屋の罹災証明を発行する。

3 救援物資の受入れ及び配分

(1) 受入れ

- ① 市は、県及び他の被災市町と連携し、受入れを希望する品目を取りまとめ、報道機関等を通して公表する。
- ② 市は、受入場所として、地域防災拠点及び広域輸送拠点等を準備する。
- ③ 市は、物資提供の申し出があった場合、次のことを確認した上で受入れる。
 - ア 品目及び数量
 - イ 輸送手段及びルート
 - ウ 引き渡し場所及び予定日時
 - エ その他の必要事項
- ④ 大規模災害時には、個人からの救援物資を基本辞退する。

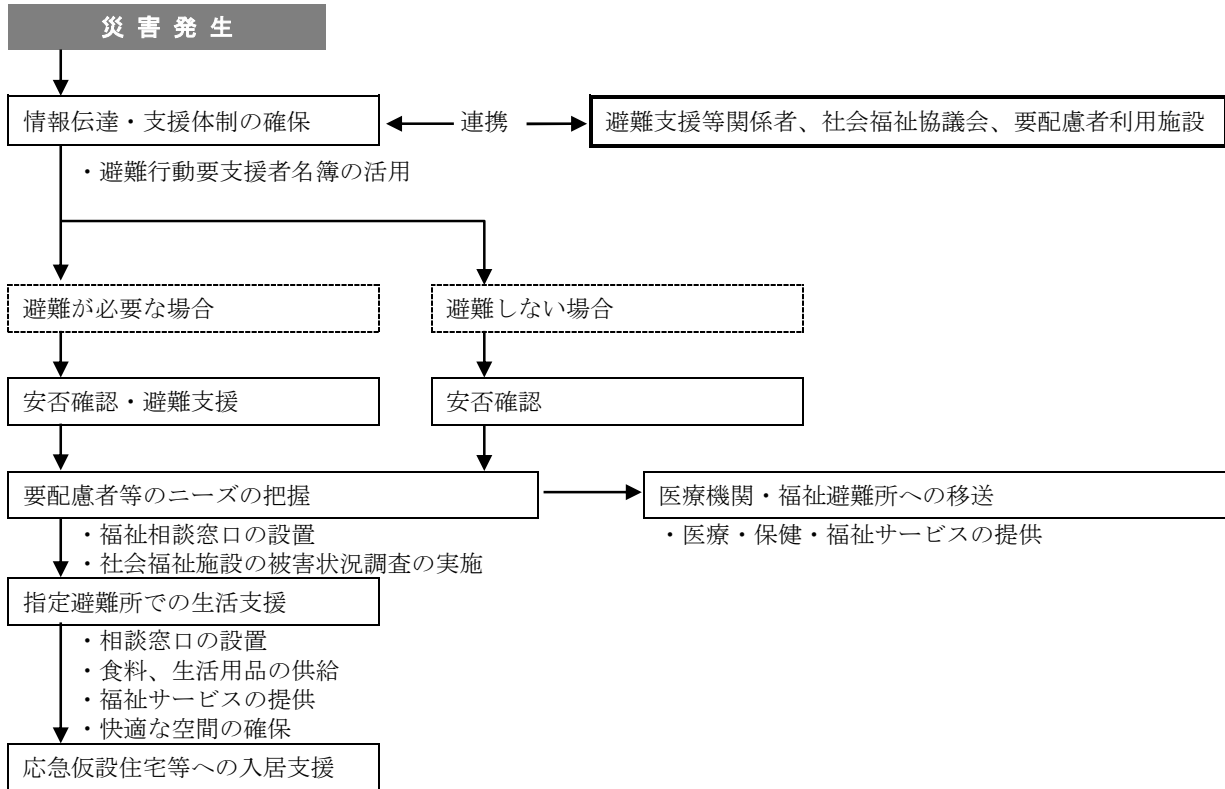
(2) 配 分

- ① 市は、次の項目について物資のリストを整備する。
 - ア 品目及び数量
 - イ 物資の提供者
 - ウ 受入れ日時
 - エ 物資の保管場所
- ② 市は、物資の整理及び配布に当たり、必要に応じ、災害ボランティアの活用及び専門業者への委託などの方法を講じ、迅速な処理に努める。
- ③ 市は、県等と協議の上で、定められた配分基準により、被災者に対し物資を配布する。

第9節 要配慮者支援対策の実施

〔総務部消防防災課 健康福祉部福祉課・子ども子育て課・介護福祉課〕

■要配慮者等支援対策の流れ



第1 趣旨

災害時における、高齢者及び障害者、妊産婦等の要配慮者に対する迅速かつ的確な対応について定める。

第2 内容

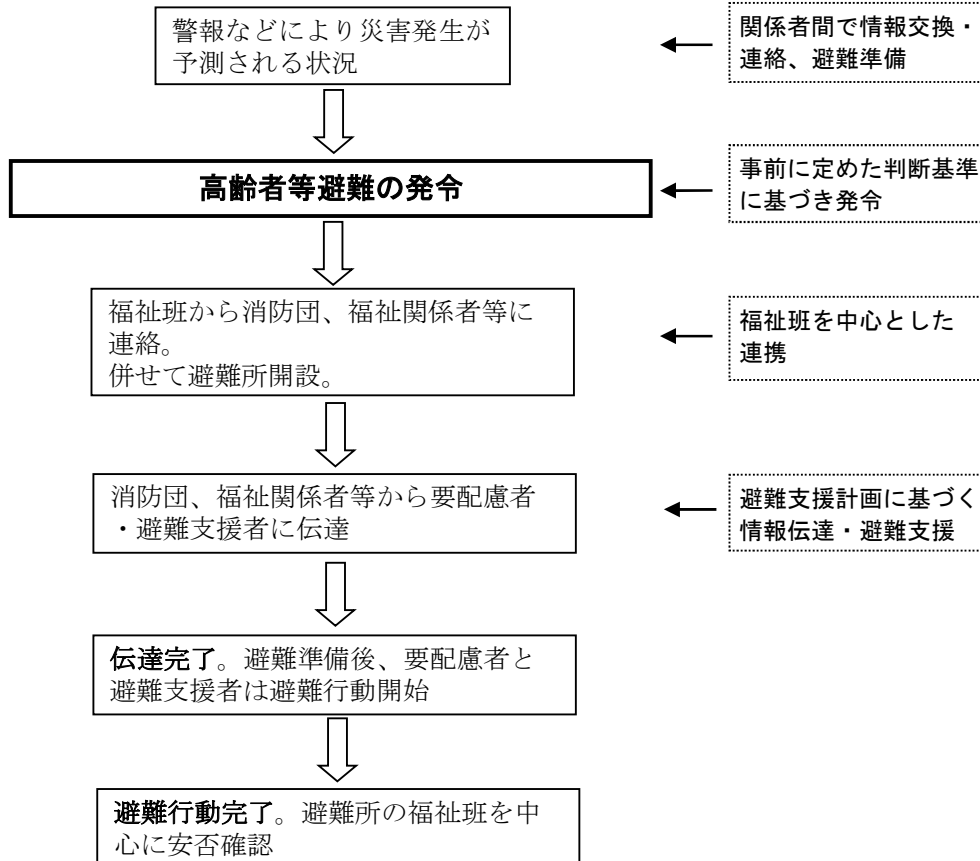
1 要配慮者支援体制について

要配慮者の避難等の支援等を行うため、災害対策本部設置時における横断的な組織として、必要に応じ「要配慮者支援班」を設け、要配慮者の避難支援業務を実施する。

2 避難指示等の発令・伝達

避難指示等の発令・伝達は、原則として本章 第4節「避難対策の実施」第2, 2項の避難情報の発令に示す要領で行うが、要配慮者に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れを次図に示す。

＜要配慮者等に対する避難情報発令から避難までの基本的な流れ（イメージ）＞



※上記のイメージ図を参考に、地域の実状に応じた、体制構築、マニュアル化を図ることに努める。

3 避難対策

- (1) 市は、事前に作成した避難行動要支援者の個別避難計画や避難行動要支援者名簿（この場合、避難行動要支援者の同意の有無に関わらず）等を活用し、町内会等の自主防災組織及び民生委員等と協力し、避難情報の伝達及び早期の避難実施を促すとともに、要配慮者等が居宅等に取り残された可能性がある場合など、消防団、警察署及び自主防災組織等と連携し、迅速な発見及び救出に努める。
- (2) 市は、町内会等の自主防災組織及び民生委員等の連携協力により、要配慮者の避難誘導が実施され、安全が確保されるよう、普及啓発及び体制の整備に努める。
- (3) 市は、避難所等において、要配慮者を把握し、健康管理等を期するため、保健師等の巡回による相談及び意向調査等を行う。
- (4) 市は、特に援護の必要性の高い者について、県（健康福祉部）と連携し、設備の整った社会福祉施設等における受入れ（一時入所等）を図る。
- (5) 人工透析患者は、定期的・継続的に人工透析が、また難病患者等は、継続的に特定の医薬品や治療が必要なことから、災害時における人工透析・難病患者等の対応については、患者に対する適切な医療の供給体制の確保を図ることができるよう配慮する。

4 生活面の支援

市は、要配慮者等に対し、次のような配慮を行う。

- (1) おむつ及びポータブル便器等、生活必需品に対する配慮
- (2) 粉ミルク及びやわらかい食品等、食事内容に対する配慮
- (3) 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援

- (4) 巡回健康相談、戸別訪問指導及び栄養相談等の重点的实施
- (5) 福祉サービスを必要とする独居高齢者及び障害者等に対するケースワーカーの配置、並びに手話通訳者及び訪問介護員の派遣等
- (6) 透析患者や難病患者へ支援

5 住まいの支援

- (1) 市は、避難所及び応急仮設住宅等の構造について、可能な限り要配慮者の生活状況及び利便性等に配慮する。
- (2) 市は、応急仮設住宅について、日常生活上特別な配慮を要する者が入居するに当たって、必要に応じ、訪問介護員の派遣による居宅介護サービス等をはじめとする、医療及び福祉サービスの利用に適した構造並びに設備を有する住宅を供給することについて検討する。

6 社会福祉施設の被害状況調査の実施及び福祉相談窓口の設置

- (1) 市は、社会福祉施設の被害状況調査を行う。
- (2) 市は、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。
なお、設置に当たっては、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

7 外国人に対する情報伝達等

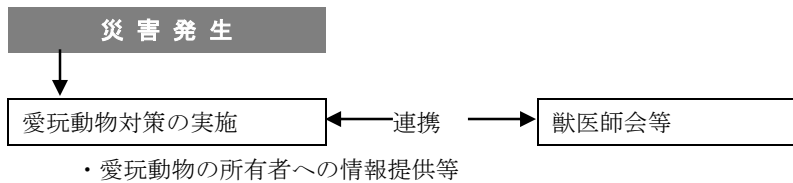
市は、県の協力を得て、外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供及び相談窓口の開設等の実施に努める。

なお、相談の実施や多言語による情報提供に当たっては、ボランティアやNGO団体の協力も得ながら行う。

第10節 愛玩動物の収容対策の実施

〔市民生活部生活環境課〕

■愛玩動物対策の流れ



第1 趣旨

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。

第2 内容

1 動物救援対策窓口の設置

市は、獣医師会及び動物愛護団体が実施する動物救援・収容対策の支援等を行うため、必要に応じ、動物救援対策窓口を設置する。

2 実施方法

(1) 獣医師会及び動物愛護団体

獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、動物救援本部を設置し、以下の事項を実施する。

- ① 飼養されている動物に対する餌の配布
- ② 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ③ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- ④ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- ⑥ 動物に関する相談の実施 等

(2) 県

県は、次の事項について動物救援本部を支援する。

- ① 被災動物救護体制の整備
- ② 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
- ③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整 等

(3) 市

市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会及び動物愛護団体が設置する動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等の情報提供を行う。

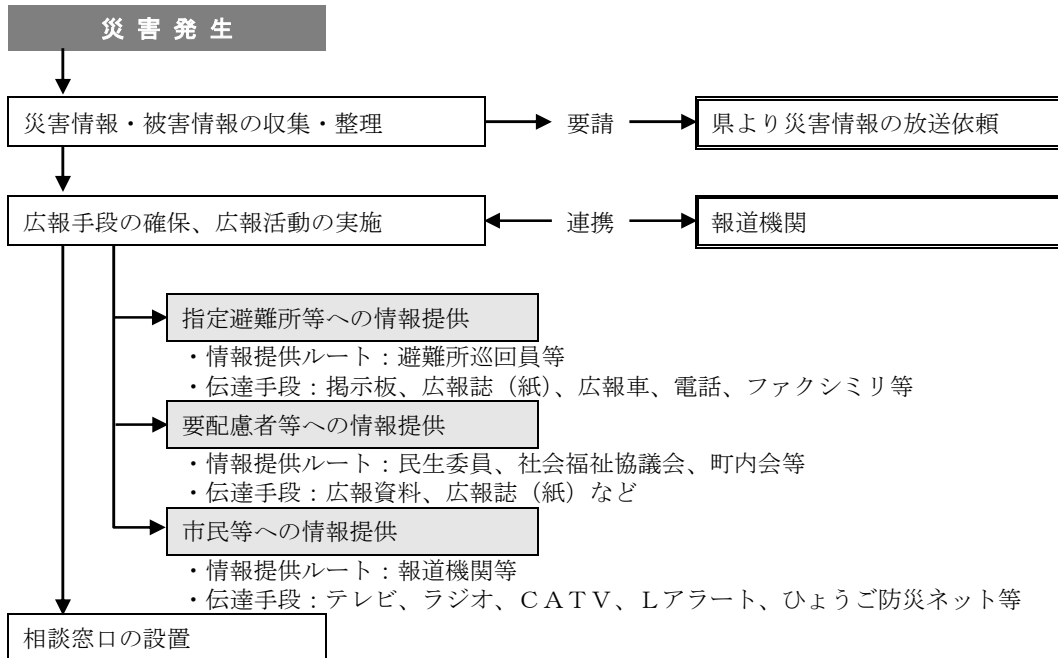
3 所有者の対応

愛玩動物の所有者は、直ちに引き取ることが困難な状況にあっても、長期にわたり放置することのないよう努める。

第11節 災害情報等の提供と相談活動の実施

〔総務部総務課・監査委員事務局・選挙管理委員会事務局 企画情報部各課 市民生活
部市民課・保険医療課 議会事務局〕

■災害情報等の提供と相談活動の流れ



第1 災害広報の実施

1 趣旨

災害時における被災者をはじめとする市民に対して、各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

2 実施計画

(1) 広報の内容

市は、被害状況、応急措置の実施状況、市民の対応行動等について、積極的に広報し、被害の防止又は軽減に努める。

なお、広報の内容については、おおむね次のようなものが想定されるが、時間の経過による被災者等の需要の変化に対応し、多様な内容を即時的に提供できる体制となるよう努める。

ただし、広報の内容については、原則として、確実な責任機関から入手したものとしますが、災害状況の急変に備え、市民の迅速な対応行動に資するものについては、適宜判断する。

- ① 気象に関する観測情報
- ② 台風等に関する今後の見通し
- ③ 被災状況及び応急措置の実施状況
- ④ 避難情報の内容（避難の必要性の有無）
- ⑤ 避難所の開設状況
- ⑥ 道路状況、交通規制状況、及び各種公共交通機関の運行状況
- ⑦ ライフラインの被害状況、応急措置の実施状況、及び復旧予定

- ⑧ 災害発生時における電気及びガス等の安全な使用方法
- ⑨ 医療機関等の被害状況（診療の可不可）
- ⑩ 感染症対策活動の実施状況
- ⑪ 食料、生活必需品の確保・供給状況
- ⑫ 各種相談窓口の設置状況
- ⑬ 各種制度の実施状況（制度内容、手続内容、実施期間等）
- ⑭ その他市民及び民間事業所等の対応行動
 - 火災、地すべり及び危険物施設等に対する対応
 - 電話及び交通機関等の利用制約
 - 食料及び生活必需品等の確保

（2）広報の方法

市は、次の手段を中心とし、あらゆる媒体を活用して広報に努める。

- ① 広報車の巡回
- ② 被害地域における災害時掲示板における掲示
- ③ 広報誌（号外等）による情報提供
- ④ C A T V（緊急告知端末、文字放送、特別番組等）の活用
- ⑤ ひょうご防災ネットによる情報提供
- ⑥ 各種制度に関する説明会の開催
- ⑦ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用
- ⑧ その他の情報伝達手段の確保

ア 市は、ホームページ等、市が保有する情報提供手段を駆使して情報提供に努めるとともに、アマチュア無線団体との連携等、より広範な手段の確保に努める。

イ 市は、広報を徹底するため特に必要がある場合には、自転車及びバイク等により、職員を派遣する等の方策を講じる。

ウ 要配慮者等、特に情報の伝達に当たって配慮が必要となる者に対しては、市、民生委員、社会福祉協議会及び町内会等が連携し、情報の確実な伝達及び理解に努める。

（3）広報実施計画

① 災害時の広報体制

市は、災害が発生した場合、企画情報部長を災害広報責任者として定め、情報の一元化を図る。

また、広報情報班は、情報の総括及びC A T Vによる広報に当たるとともに、C A T V以外の手段による広報活動及び町内会等との連絡に当たる。

② 災害情報の収集

市は、災害情報の収集について、第2章 第3節「情報の収集及び伝達」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

ア 広報情報班を中心として被害地域に職員を派遣し、災害現場写真等を撮影する。

イ その他各部署等が被害状況等を撮影した写真を収集し、災害資料として整理する。

ウ 広報情報班は、必要に応じ、市民等が撮影した写真等を収集するなど、災害資料の充実を図るよう努める。

③ 広報の実施

ア 報道機関との連携

市は、災害情報及び応急措置の実施状況等について、必要に応じ、随時又は定期的に報道機関に対し発表し、重要な情報の発表に当たっては市長又は副市長が行い、その他定例的な情報の発表に当たっては災害広報責任者が行う。

なお、定期的な発表については、原則として1日に1回程度とし、記者クラブ室若しくは他の会議室等における記者発表又はファクシミリ等による連絡による。

イ 市民等に対する広報

a) 市は、市民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び市の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

- b) 市は、県と協力し市民や被災者に対し携帯電話を利用した災害緊急情報等の発信システム「ひょうご防災ネット」により、災害情報の提供を図る。
- c) C A T V告知端末機、C A T V網を利用した屋外スピーカー、Lアラート等を利用し、災害情報の提供を図る。
- d) 避難所等への情報提供
市は、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
● 情報提供ルート… 避難所巡回員等
● 伝達手段…………… 掲示板、広報資料、広報誌（紙）、電話、ファクシミリ等
- e) 県外避難者への情報提供
市は、県の協力を得て県外に避難した者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
- f) 障害者・高齢者等に対する情報提供
市は、県と協力し、障害者・高齢者等要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。
- g) 聴覚障害者に対する情報提供
市は、聴覚障害者に対する災害時の情報伝達手段として、インターネットファックス（iFAX）を運用する。
● 情報提供ルート… 市、県・市社会福祉協議会、福祉ボランティア等
● 伝達手段…………… 広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、インターネット、障害者向け緊急情報発信システム等
- h) 外国人に対する情報提供
市は、県の協力を得て、外国人に対する情報提供手段を確立し、重要情報の伝達確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳（可能な限り複数言語とする。）を行い、情報提供に努める。

第2 各種相談の実施

1 趣 旨

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

2 実施計画

（1）県の相談活動

県は、災害発生直後から寄せられる、災害に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口や災害専門相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行う。

（2）市の相談活動

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

第3 災害放送の要請

1 趣 旨

災害時における放送要請等について定める。

2 実施計画

(1) 災害時における放送要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

知事は、状況により放送局を利用することが適切と認めるときは、日本放送協会（NHK神戸放送局）、サンテレビジョン、ラジオ関西、兵庫エフエム放送、毎日放送、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ、関西テレビ放送、読売テレビ放送、大阪放送（ラジオ大阪）、FM802（FM C0・C0・L0）の各放送局に対して、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告の放送を要請する。

(2) 緊急警報放送の要請

市は、災害対策基本法に基づき、無線局運用規則に定める緊急警報信号を使用した放送（緊急警報放送）の実施について、やむを得ない場合を除き、次に掲げる場合にあっては、県を通じ日本放送協会（NHK神戸放送局）に要請する。

- ① 市民への警報及び通知で緊急を要するもの
- ② 災害時における混乱を防止するための指示で緊急を要するもの
- ③ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

(3) 災害に関する通知等の放送要請

① 市は、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等の放送の実施について、やむを得ない場合を除き、県を通じ、次に掲げる各放送機関に要請する。

ただし、避難情報を発令した場合にあっては、市から直接次に掲げる各放送機関に対し必要となる情報をファクシミリにより提供し、放送を要請することとする。

この場合、県に対しても同様にファクシミリにより情報を提供する。

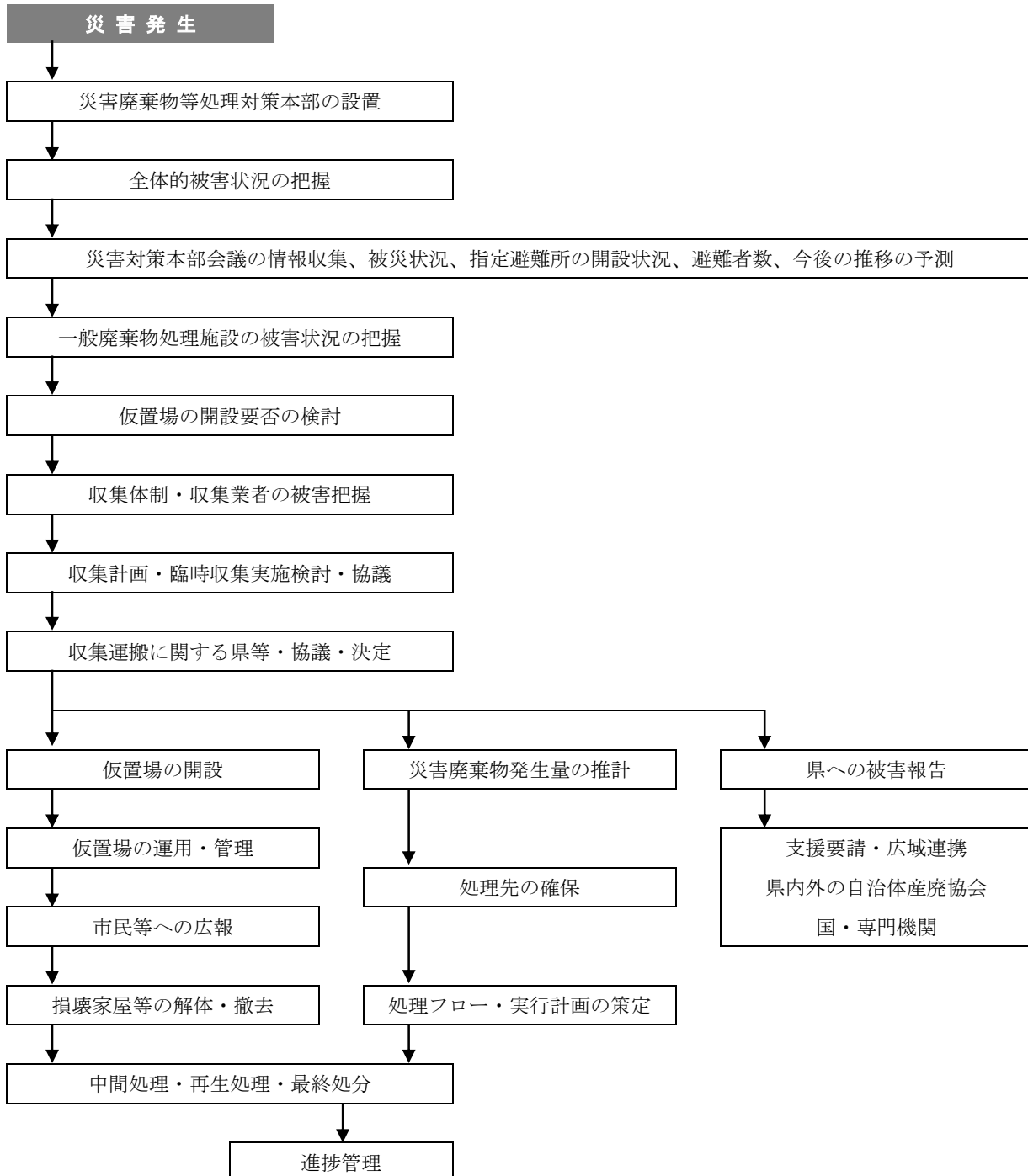
- ア 日本放送協会（NHK神戸放送局）
- イ 株式会社サンテレビジョン
- ウ 株式会社ラジオ関西
- エ 兵庫エフエム放送株式会社
- オ 株式会社毎日放送
- カ 朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社
- キ 関西テレビ放送株式会社
- ク 読売テレビ放送株式会社
- ケ 大阪放送株式会社
- コ 株式会社FM802（FM C0・C0・L0）

② 市は、株式会社淡路島テレビジョンに対し、緊急放送を要請する。

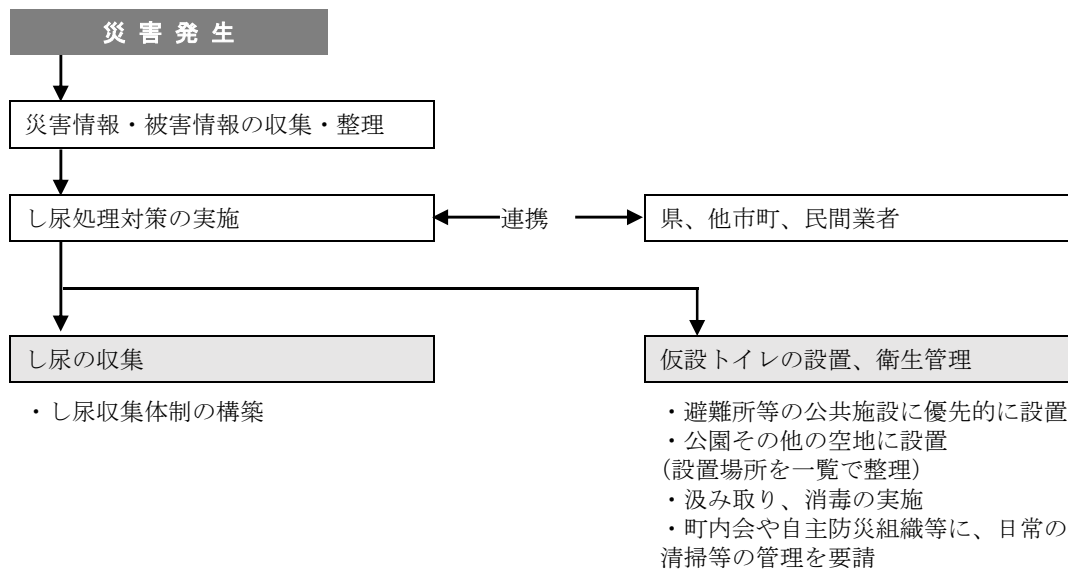
第12節 廃棄物対策の実施

〔市民生活部生活環境課 健康福祉部福祉課・子ども子育て課・介護福祉課 産業振興部各課 農業委員会事務局 都市整備部各課〕

■廃棄物対策の流れ



■し尿処理対策の流れ



第1 ガレキ対策の実施

1 趣旨

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施体制

① 災害廃棄物等処理対策本部の設置

市は、災害廃棄物の効率的な処理を図り、二次災害の発生防止及び市民等の生活復旧を加速するため、市民生活部長を長とした災害廃棄物等処理対策本部を設置する。

また、災害廃棄物等処理対策本部については、環境班が中心となり、関係部署を指揮するとともに、市職員、他市町等からの応援者及び災害ボランティア等に対し、適切な役割を示し、迅速な処理の実現を図る。

② 災害廃棄物処理計画の運用

市（災害廃棄物等処理対策本部）は、事前の想定及び被害状況速報等の情報を分析し、また必要に応じ現地調査を実施することで、ごみ処理施設の被害状況及び稼働見込み、災害廃棄物処理の必要性、処理を要する量、処理に要する人員、期間及び費用の概算見込み、収集経路、並びに搬入・搬送経路等について可能な範囲で推定し、洲本市災害廃棄物等処理計画に基づき、災害時の廃棄物対策の運用を行う。

なお、策定した災害廃棄物等処理計画にあつては、処理の進行及び事態の急変等に応じ、適宜修正していく。

③ 県等への応援要請

市は、災害廃棄物の収集及び処理に必要となる人員、処理運搬車両、並びに処理能力等が不足する場合には、県を通じ、近隣市町等に応援要請を行う。

なお、近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、応援協定を締結している事業者に対して応援を要請するとともに、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して広域的な応援を要請する。

県内市町や他府縣市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活

用又は県に処理に関する事務委託を行う。

さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

④ ボランティア、NPO等の支援

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) ガレキ等処理対策の実施

市は、次のとおり災害廃棄物の処理を実施する。

なお、収集する災害廃棄物は、種類等を勘案して発生量を把握し、できるだけリサイクルに努め、最終処分量の低減を図る。

① 仮置場の設置

市は、ガレキ等の処理に当たり、比較的時間を要する場合(約1週間以上)は、住民の避難場所及び仮設住宅建設場所などの確保を最優先に行った後、災害の規模に応じて、災害廃棄物処理計画に基づき、ガレキ等の一時保管及び分別、並びに最終処理場への搬送等に係る処理が可能となる仮置場を設置する。

② 解体及び撤去

ア 災害等により損壊した建物から発生したガレキ等については、原則として、被災者自らが市の指定する仮置場まで搬入する。

ただし、被害状況等からみて、被災者自らが搬入することが困難な場合について、被災者等から要請があった場合は、市がその建物に関する権利関係等を確認したうえで解体及び撤去を実施する。

市は、損壊家屋の解体後の運搬処分を実施する場合には、必要に応じて、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し実施する。

イ 市は、放置されたガレキ等のうち、周辺市民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路通行に支障があるもの等については、仮置場等適切な場所に移動する。

(3) その他対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第2 ごみ処理対策の実施

1 趣 旨

災害により発生したごみ処理対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施体制

第1 ガレキ対策の実施の2 実施計画(1) 実施体制に準ずる。

(2) ごみ処理対策の実施

① 生活ごみ及び粗大ごみの収集並びに処理

市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、生活ごみの処理について適切に行う。また、避難所等において発生する生活ごみについても、同様に適切な処理を行う。

なお、災害により一時的に大量発生することになる生活ごみ及び粗大ごみについては、原則として、災害発生後遅くとも3～4日以内には収集を開始し、同7～10日以内における収集完了をめざす。

② ごみの一時保管場所の確保

市は、生活ごみ及び粗大ごみの処理に比較的時間を要する場合は、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生上十分に配慮する。

第3 し尿処理対策の実施

1 趣 旨

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

2 実施計画

(1) 実施体制

第1 ガレキ対策の実施の2 実施計画(1) 実施体制に準ずる。

(2) し尿処理対策の実施

① し尿の処理

市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の処理について適切に行う。

また、必要に応じ、被災地域及び避難所等において、仮設トイレ等を設置し、適切に管理する。

なお、災害に伴い必要となるし尿処理については、原則として、災害発生後 24 時間以内に処理を開始し、5～7日以内における完了をめざす。

② 仮設トイレ及び消毒剤等、資機材の確保

市は、平時から仮設トイレを確保できるよう備蓄に努めるとともに、必要に応じ、県等に対しあつせんを要請する。

また、同様に必要となる消毒剤等を確保し、衛生上十分配慮できるよう努める。

第13節 環境対策の実施

〔市民生活部生活環境課〕

第1 趣 旨

災害による工場からの有害物質漏洩及び廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

第2 内 容

1 被害状況の把握

市は、県、関係機関並びに工場及び事業所と連絡を取り、有害物質漏出等の有無、汚染状況及び汚染原因等について、必要となる情報の収集を行う。

2 被災工場及び事業所に対する措置

市は、県と協力し、被災地域の有害物質を使用する工場に対し現地調査を実施し、環境関連施設の被害状況、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況等を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のため、指導を行う。

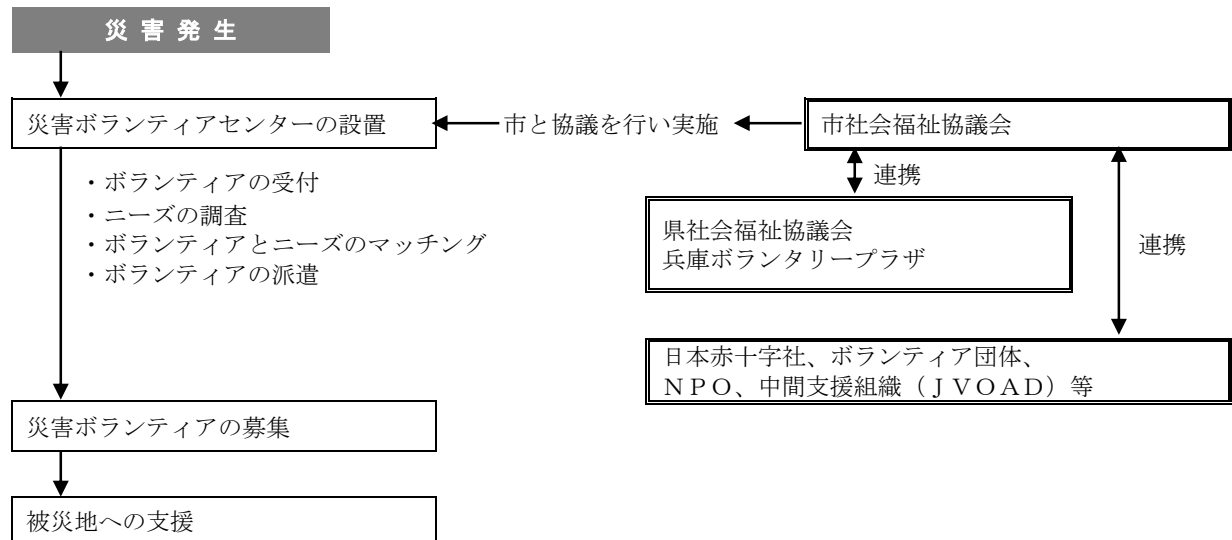
3 環境汚染の防止指導

市は、県と協力し、災害により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じん及び石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事業者等に対し、粉じん及び石綿の飛散防止等、環境保全対策を実施するよう指導する。

第14節 災害ボランティアの受入れ

〔健康福祉部福祉課・子ども子育て課・介護福祉課〕

■災害ボランティアの受入れの流れ



第1 趣 旨

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な応急措置の実施にボランティアの協力が必要となる場合における災害ボランティアの受入れについて定める。

第2 内 容

1 受入窓口等の開設

大規模な災害等が発生した場合、専門的な資格及び技能を有する災害救援専門ボランティアのほか、主として次の活動についてボランティアの協力を得ることとし、市は受入・紹介窓口を、県は県社会福祉協議会が運営するひょうごボランタリープラザにその支援窓口を開設する。

なお、市の実情に応じ、第三者的な機関（社会福祉協議会、日本赤十字社など、平時より連携を図っているボランティア団体等）による受入窓口又は紹介窓口を開設する。

また、県から災害救助事務の委任を受けた場合において、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務を、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

- (1) 生活支援情報等の収集及び伝達
- (2) 被災地域及び避難所等における被災者支援活動
 - ① 炊き出し等による給食の実施
 - ② 清掃活動の実施
 - ③ 被災者及び避難者等の見守り
- (3) 救援物資及び資機材等の配分並びに輸送
- (4) 軽易な応急措置
- (5) 災害ボランティアの受入事務

2 洲本市災害ボランティアセンターの設置

市は、市社会福祉協議会と締結した「洲本市災害ボランティアセンターの設置・運営書に関する協定書」に基づき、活動を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの設置場所

市は、市社会福祉協議会と連携し、下記施設を候補として洲本市災害ボランティアセンターを設置する。

- ① 洲本市総合福祉会館（やまて会館）
- ② 洲本市五色地域福祉センター（みやまホール）

(2) 災害ボランティアセンターの業務

- ① 被災情報の把握
- ② ボランティアニーズの把握
- ③ 災害ボランティアの募集、受付
- ④ 災害ボランティア活動の情報発信
- ⑤ センター及び災害活動に関する各種相談、問合せへの対応
- ⑥ ボランティア活動保険の加入手続き
- ⑦ 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- ⑧ 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- ⑨ 市災害対策本部等との情報の共有
- ⑩ 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- ⑪ その他、センターの活動に必要な業務

3 災害ボランティアの確保と調整

市は、被災地域におけるボランティア需要を把握するとともに、社会福祉協議会及び日本赤十字社等のボランティア団体、中間支援組織（JVOD）（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立して、必要となる災害ボランティアの確保及びそのコーディネート、並びに情報提供など、ボランティアが円滑に活動できるための各種支援に努める。

4 県災害救援専門ボランティアの活用

市は、被災地域における救援活動に当たるため、必要に応じ、県に対し県災害救援専門ボランティアの派遣を要請する。

(1) 災害救援専門ボランティアの活動分野

- ① 救急救助
- ② 医療（医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士）
- ③ 介護及び手話通訳
- ④ 被災建築物等の応急危険度判定
- ⑤ 情報通信
- ⑥ ボランティアコーディネート
- ⑦ 輸送

5 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努める。

なお、市は、災害ボランティアと自主防災組織等の住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

- ① 被災地の住民・自治会のボランティア受入れについての意向に配慮すること。
- ② ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。
- ③ ボランティアの身分が被災地の住民にわかるようにすること。
- ④ ボランティアに対し、被災地の住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- ⑤ ボランティアニーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- ⑥ ボランティア、特にボランティアコーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- ⑦ 被災地と後方支援との役割分担やネットワークを図るため、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- ⑧ 感染症の拡大が懸念される状況下では、市は、感染予防措置を徹底する。また、ボランティア関係機関に対し感染症予防措置の周知徹底を図る。

第15節 ライフラインの応急対策の実施

〔都市整備部各課 淡路広域水道企業団 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所） 西日本電信電話株式会社兵庫支店 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 洲本瓦斯株式会社（一社）兵庫県LPガス協会淡路支部〕

第1 水道の確保

1 趣 旨

災害により機能が停止した水道の早期復旧のための対策について定める。

2 実施計画

水道企業団は、災害発生後、直ちに水道施設の被害状況を調査するとともに、早期復旧に努める。

（1）復旧活動の実施

- ① 被害状況の調査に基づき、復旧計画を策定する。
- ② 基幹施設の復旧を優先し、逐次末端施設の復旧を行う。

（2）資機材、車両及び人員等の確保

必要な資機材及び車両等は市所有のものを使用し、状況に応じて民間工事業者等から調達する。

また、応急復旧の実施に必要な人員及び資機材が不足する場合には、県等を通じ、他の市町等に対する広域的な支援の要請を行う。

（3）災害時の広報

市民に対し、断水区域、注意事項及び復旧作業の状況等を広報する。

第2 下水道の確保

1 趣 旨

災害により機能が停止した下水道の早期復旧のための対策について定める。

2 実施計画

市は、災害発生後、直ちに下水道施設の被害状況を調査するとともに、早期復旧に努める。

（1）災害発生直後の状況

- ① 被害状況の把握
処理場、ポンプ設備及び管路等のシステム全体について、災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては、平行して応急対策を実施する。
- ② 他の市町等への応援要請
応急復旧の実施に必要な人員及び資機材が不足する場合には、県を通じ、他の市町等に対する広域的な支援の要請を行うとともに、民間工事業者の協力を得る。

（2）復旧方針の決定

被害箇所への応急復旧に当たっては、その緊急度を考慮し、工法、人員及び資機材等を勘案し

た上で、全体の応急復旧計画を策定し、実施する。

(3) 各施設の応急措置及び復旧方法

① 管路施設

ア 管路の損傷等による路面の障害を除去し、交通機関の停止及び通行人の事故防止等の緊急措置をとる。

イ マンホール等からの溢水に関しては、排水路等との連絡管渠、複数配管している場合にあっては他の下水道管又はループ配管等を利用し、緊急排水する。

② ポンプ場及び処理場施設

損傷箇所等の点検及び復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水及び浸水防止等の措置を講じる。

(4) 復旧作業の現状及び見通し等の広報

被害状況、応急措置の実施状況、復旧作業の現状及び見通し等の情報について、防災関係機関及び報道機関に対し提供するとともに、市民に対し迅速かつ的確に広報することとする。

第3 電力の確保

1 趣 旨

災害により機能が停止した電力の早期復旧のための対策について定める。

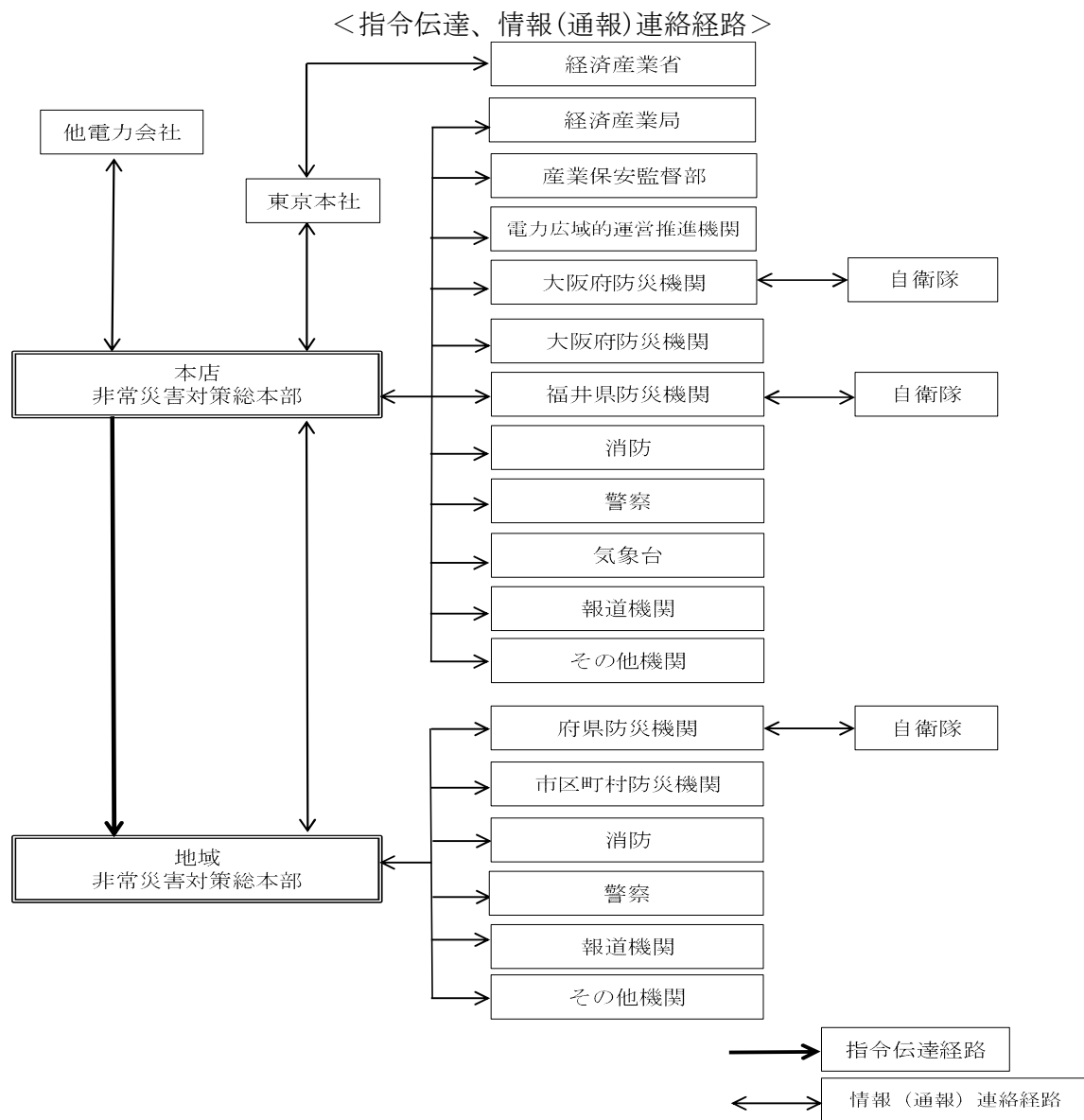
2 実施計画

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、災害により電力送電が停止し、又は停止するおそれがある場合は、市及び防災関係機関と緊密に連携し、情報の収集及び提供に努めるとともに、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

(1) 災害応急対策に関する事項

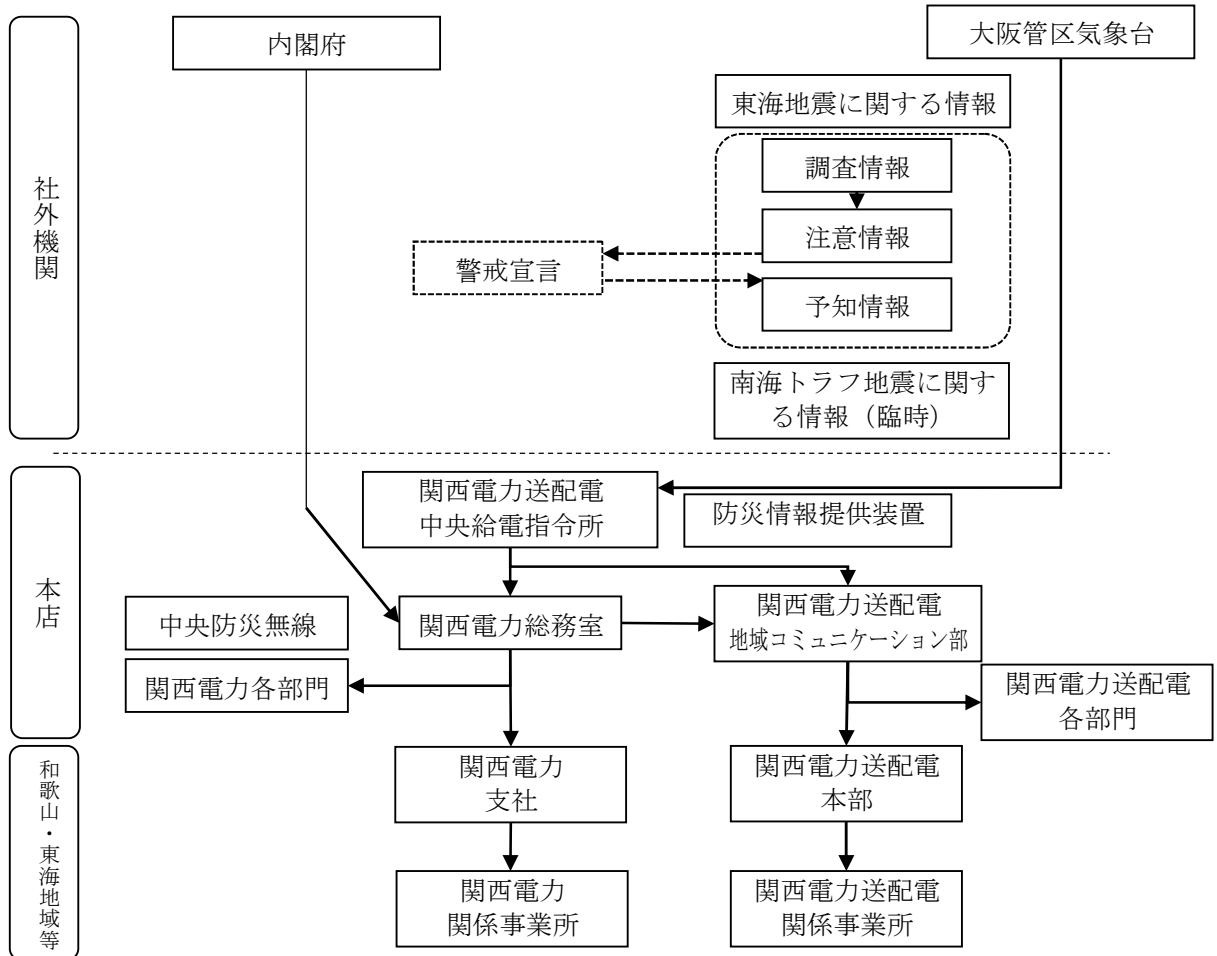
① 通報・連絡

対策組織の長は、被害情報などについて、以下の表に示す経路に従い通報・連絡する。



※非常災害対策総本部の例。他の対策組織についてもこれに準ずる。

<南海トラフ地震に関する情報(臨時)発令時の情報伝達経路>



※気象庁は、平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始したため、現在は「東海地震に関する情報」の発表は行っていない。

② 災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店の対策組織の長に報告する。

a) 一般情報

- 気象、地象情報
- 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、顧客等への対応状況）
- その他災害に関する情報（交通状況等）

b) 当社被害情報

- 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- 停電による主な影響状況
- 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- 従業員等の被災状況
- その他災害に関する情報

イ 情報の集約

本店の対策組織の長は、地域の対策組織の長からの被害情報等の報告及び国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、請負会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、本店にあっては総務室長、地域にあっては本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

③ 災害時における広報

対策組織の長は、災害時における広報を、次のとおり実施する。

ア 広報活動

災害が発生した場合又は発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報は、事実に基づく正確な情報を、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④ 要員の確保

ア 対策組織要員の確保

a) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

b) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波のおそれなくなった後に出社する。

イ 復旧要員の広域運営

関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社（淡路配電営業所）は、他電力会社、電源開発株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

⑤ 災害時における復旧用資機材の確保

対策組織の長は、災害時における復旧用資機材の確保を、次のとおり実施する。

ア 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- a) 現地調達
- b) 対策組織相互の流用
- c) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、洲本市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

⑥ 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、本店非常災害対策総本部の流通チーム長は、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

⑦ 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

⑧ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力を動員してもなお応援を必要とする判断される場合には、対策組織の長は、知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

⑨ 災害時における応急工事

対策組織の長は、災害時における応急工事を、次のとおり実施する。

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

- a) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
- b) 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
- c) 配電設備
非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。
- d) 通信設備
共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われることから、安全衛生に十分配慮して実施する。

第4 ガスの確保

1 趣旨

災害により機能が停止したガスの早期復旧のための対策について定める。

2 洲本瓦斯株式会社の対応

洲本瓦斯株式会社は、市及び防災関係機関と緊密に連携し、情報の収集及び提供に努めるとともに、災害時におけるガス供給のため、応急対策及び復旧活動を次のとおり実施する。

(1) 災害時の応急対策の実施

① 災害が発生し、又は災害発生のおそれがあると認められるときは、迅速かつ確実な行動がとれるよう、次のとおり防災業務計画をあらかじめ定めておく。

ア 各配備態勢における動員計画

- 甲編成（強力な警備力を有する編成）
- 乙編成（警戒連絡を全うし得る編成）

イ ガス施設等の防護保全対策

- 建築物の塀及び門扉の点検
- 窓ガラス及び板戸等の補強工事
- 屋根その他高所からの飛散物の防止及び除去
- 倒壊のおそれのある物の補強工事
- 構内浸水の防護

ウ 応急復旧対策

- 被害状況の調査及びガス設備の安全点検
- 倒壊家屋等からのガス容器等の撤去
- 病院及び避難所等に対する優先復旧及び代替燃料の供給
- 工事跡及び埋め戻し跡の点検
- 橋梁管の点検
- 補強及び復旧資材の準備
- 非常用車両及び工具類の点検
- 雨合羽、ゴム長靴、保護眼鏡及びヘルメットの点検
- 携帯ラジオ、懐中電灯及びガスランプの整備

エ 防災訓練計画

(2) 復旧活動の実施

- ① 被害状況の調査に基づき、復旧計画を策定する。
- ② 災害対策上、緊急にガスを供給すべき設備から復旧工事を実施する。
- ③ 必要な資機材及び人員を確保する。
- ④ 単独では復旧を図ることが困難である場合には、他のガス事業者から協力を得る。
- ⑤ 代替燃料の提供等に当たっては、事業者間で緊密な連携を行う。
- ⑥ ガスは生活上必要不可欠なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、二次災害発生のおそれがあると判断される場合は、ガス供給を停止する等、適切な危険防止措置を講じる。
- ⑦ 災害時における混乱を防止し、被害を軽減するため、必要に応じ、ガス施設の被害状況及び安全措置等について、広報資料の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回等により、市民に対し広報活動を行う。
- ⑧ 保安台帳等により、要配慮者等、特に配慮を要する世帯については、優先してガス施設及びガス容器等の調査並びに点検等を行う。

3 (一社) 兵庫県LPガス協会淡路支部の対応

(一社) 兵庫県LPガス協会淡路支部は、市及び防災関係機関と緊密に連携し、情報の収集及び提供に努めるとともに、災害時におけるガス供給のため、応急対策及び復旧活動を次のとおり実施する。

(1) 災害時の応急対策の実施

- ① 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

② 緊急措置の周知

市との連携により、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、L Pガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

③ ローラー作戦の展開

L Pガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたり被害を受け、L Pガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

④ 危険箇所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との連携により迅速に回収する。

また、災害により容器が流出し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努める。

⑤ 高齢者及び障害者等対策

L Pガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

(2) 復旧対応

① 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により、病院、避難所等を優先にL Pガスの供給を行う。

② キーステーション等にL Pガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応する。

③ 不要容器の回収

不要となったL Pガス容器については、市民生活部生活環境課と連携を取りながら、迅速に回収する。

また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

第5 電気通信の確保

1 趣 旨

災害により機能が停止した電気通信の早期復旧のための対策について定める。

2 西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の対応

(1) 災害発生直後の対応

① 設備の被害状況の把握及び防護措置の実施

ア 災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材及び人員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

① 通信途絶の解消及び通信の確保

ア 自家発電装置及び移動電源車等による通信用電源の確保

イ 衛星通信及び各種無線機による伝送路並びに回線の作成

ウ 電話回線網に対する切替措置及び伝送路切替装置等の実施

- エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- オ 非常用可搬形デジタル交換装置の運用
- カ 臨時・特設公衆電話の設置
- キ 停電時における公衆電話の無料化

② 重要通信の確保

災害の発生に伴い、一時的な電話の殺到により重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、警察署、消防本部及び災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

(3) 通信の利用と広報

災害により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- ① 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時間の制限を実施して疎通を図る。
- ② 非常及び緊急電話、並びに非常及び緊急電報の疎通ルートを確認し、他の通話に優先して取り扱う。
- ③ 被害の状況に応じた案内トーカーを挿入する。
- ④ 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)
- ⑤ 必要な情報を市及び防災関係機関に対し連絡する。

(4) 「災害用伝言ダイヤル」(171)及び「災害用伝言板(web171)」での輻輳緩和の実施
 災害時において被災地への通信が輻輳した場合には、被災地内の安否の確認が困難になる。

そのような状況下でも、安否確認ができる「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」を確立する。

(5) 復旧順位

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送力の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国の機関又は地方公共団体

3 KDDI株式会社の対応

(1) 災害発生直後の対応

- ① 通信疎通の管理、制御等
 通信の疎通に関して異常事態が発生した場合、通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置及び代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。
- ② 情報の収集及び被害状況の把握
 災害が発生したときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。
 ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。
 イ 必要に応じて、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関との災害応急対策等に関する連絡を行う。
- ③ 災害対策本部等の設置
 警報等の情報が発せられ、応急対策を事前に実施する必要があると認められたときは、本社、総支社及び関係事業所に災害対策本部等を設置する。

- なお、警戒宣言が発せられた場合は、直ちに災害対策本部等の設置等必要な措置を講じる。
- ④ 防護措置
設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。
- (2) 復旧作業にいたるまでの対応
- ① 利用制限等の措置
原則として、平常時と同様に通信に係る業務を行う。
ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等臨機の措置を講じる。
 - ② 災害対策用機器、設備、車両等の配備
災害が発生した場合に必要と認められる災害対策用機器、設備、車両等を配備する。
 - ③ 臨時営業所の開設
被災地における通信確保のため、臨時営業所の開設に必要な措置を実施する。
 - ④ 設備の応急復旧
被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。
- (3) 復旧作業過程
- ① 防災機関及び報道機関に対し、被災状況（被災設備、規模）、応急復旧状況（臨時営業所の設置場所、通信手段等）、回復見込み等について情報を迅速かつ的確に伝達する。
 - ② 一般利用者に対し、臨時営業所の開設、被害の状況に応じた案内、応急復旧状況、回復の見込み等を広報する。

4 ソフトバンク株式会社の対応

- (1) 災害発生直後の対応
- ① 情報収集及び被害状況の把握
設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。
 - ② 防災組織の確立
災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。
また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。
- (2) 復旧作業にいたるまでの対応
- ① 応急措置
大規模災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。
 - ② 応急復旧
移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。
基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。
基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。
また、小規模な避難所等には、可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。
 - ③ 公共機関による復旧活動への支援・協力
災害救助法適用時には、公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）
 - ④ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知
大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

5 楽天モバイル株式会社の応急対策

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

- ① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。
- ② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

- ① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。
- ② 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

- ① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

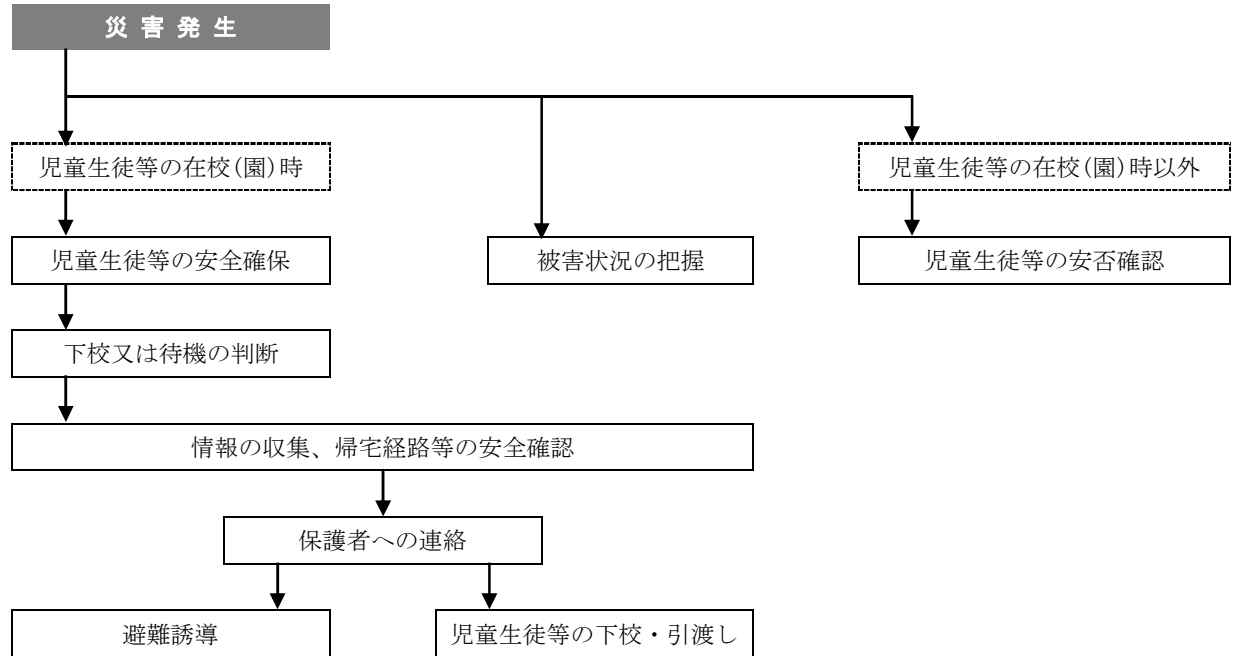
(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

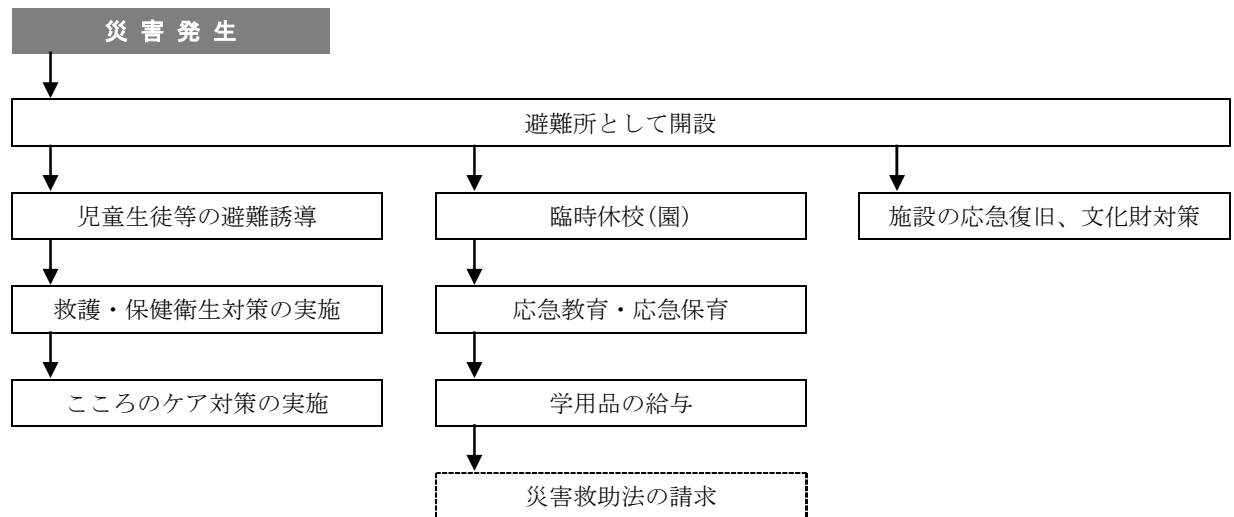
第16節 教育対策の実施

〔教育委員会各課〕

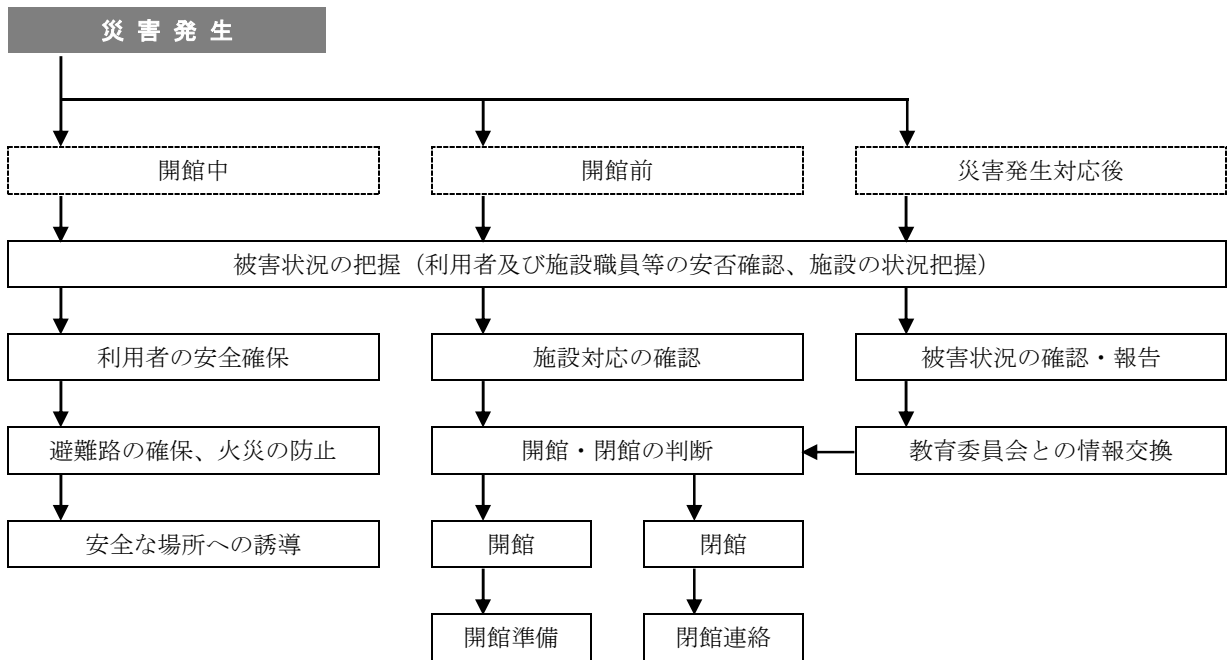
■学校・保育対策の流れ



■避難所として開設した場合



■社会教育施設等の対策の流れ



第1 学校施設等の災害時対応

1 趣旨

災害により学校施設等が被害を受け、また児童生徒等が被災するなど、通常の教育を実施できない場合において、児童生徒等の生命及び身体の安全並びに応急的な教育活動の確保を図るための対策について定める。

2 内容

(1) 実施体制

応急教育対策の実施は、市教育委員会を中心として、県教育委員会及びPTA等教育関係団体の応援協力のもとに実施する。

(2) 授業中及び通学中に災害が発生した場合の緊急措置

① 児童生徒等の安全確保と被害状況の把握

ア 学校長及び園長（以下、「学校長等」という。）は、災害発生後、児童生徒等の安全を確認し、災害の規模及び程度、学校施設の被害状況、並びに周辺の災害状況等を迅速に把握するとともに、把握した内容について逐次教育班へ報告する。

イ 学校長等は、火災の発生及び施設の倒壊等により、児童生徒等に危険が及ぶと判断したときは、速やかに安全な避難場所へ児童生徒等及び教職員を緊急避難させる。

② 臨時休校（園）等の措置

学校長等は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、保護者へ連絡する。
 また、その措置内容について教育班へ報告する。

(3) 被災状況調査の実施

学校長等は、応急対策等の方針を決定するため、次の項目に関する情報を速やかに収集し、教育班を通じ本部に連絡報告する。

また、学校施設等が被害を受けた場合は、可能な範囲で現場写真を撮影し、保存する。

① 学校施設等の被害状況

② 教職員の被災状況

- ③ 児童生徒等の被災状況
- ④ 応急措置を必要とする事項

(4) 学校施設等の応急復旧対策

学校施設等の応急復旧対策については、次に定める内容に即して実施する。

- ① 校舎の応急復旧
軽易な被害については即時応急修理を行い、危険が解消されたと判断したときは、直ちに授業を開始できるよう措置する。
また、被害が大きく、応急修理では使用に耐えないと判断したときは、学校施設等を一時閉鎖し、代替施設による応急教育を確保する。
- ② 運動場の応急復旧
運動場の被害については、危険のない程度に応急修理を行うとともに、使用を一時停止し、校舎の復旧完了を待って復旧する。
- ③ 備品等の応急復旧
破損又は冠水等によって使用不能となった机及び椅子等の補充は、原則として被災していない近隣の学校等から余剰のものを集めることにより対応し、できる限り授業に支障のないようにする。
- ④ 学校施設等の緊急使用
災害応急対策において、避難者の収容又は災害対策関係施設の設置等のため、体育館等を使用する場合、施設の被害状況等を考慮し、本部及び関係機関と十分協議の上、措置する。

(5) 応急教育の実施

応急教育の実施については、被害状況に応じ、実施場所、実施方法及び児童生徒等への連絡方法等を検討し、教育班において事態に即応した対応を行う。

- ① 学校施設等の確保
 - ア 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行い、使用する。
 - イ 校舎の一部が使用できないときは、特別教室及び体育館等を利用し、必要に応じ二部授業等により実施する。
 - ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能となり、復旧に長期間を要するときは、使用可能な学校施設、公民館及びその他民有施設の借り上げ等により代替施設（仮校舎等）を設置し、授業を行う。
- ② 教職員の確保
応急教育を実施するに当たり、必要な教職員を確保する。
また、災害により教職員の多くが被災し、応急教育の実施に支障がある場合は、教職員の派遣等について、県に要請する。

(6) 教材及び学用品等の給与

- ① 災害救助法による実施基準
 - ア 対象
学用品等の給与は、住家の全壊（焼）、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒を対象とする。
 - イ 給与品目
 - a) 教科書及び教材
 - b) 文房具
 - c) 通学用品
- ② 給与の方法
教材及び学用品等の給与は、被害の程度及び実情に照らし、現物をもって行う。
 - ア 教科書及び教材
教科書及び教材の給与は、各学校が損失状況を把握した上で、早急に確保する。
 - イ 文房具及び通学用品
文房具及び通学用品の給与は、教育班が各学校からの損失状況報告に基づき、一括発注

を行う。

(7) 学校給食

災害時における学校給食は、衛生管理に留意し、施設及び設備の消毒並びに調理関係者の健康管理を十分に行った上で実施する。

なお、次の場合については、児童生徒等に対する給食を一時中止する。

- ① 学校給食施設が被災者及び避難者等に対する炊き出しのため使用される場合
- ② 給食施設に被害を受け、給食が不可能な場合
- ③ 感染症その他危険な状況の発生が予想される場合
- ④ 給食用物資の入手が困難な場合

(8) 児童生徒等の健康管理

- ① 学校等における衛生環境の適正な維持管理を図り、感染症等の発生予防に努める。
- ② 児童生徒等における心身の健康状態について、家庭及び学校医等と密接な連携をとりつつ、臨時の健康診断を実施するなど、適切な保健管理及び保健指導を行う。
- ③ 災害による衝撃に伴う不安及び心のストレス等をケアするため、相談やカウンセリングなどによる心のケアについて、専門家及び関係機関等の協力を得て実施する。

第2 社会教育施設等の災害時対応

1 趣 旨

災害により社会教育施設等が被害を受け、通常の施設運営が図れない場合において、利用者の生命及び身体の安全並びに応急的な社会教育施設運営の確保を図るための対策及び管理する文化財等の保全について定める。

2 内 容

(1) 実施体制

応急対策の実施は、市教育委員会を中心として、各社会教育施設長等、施設指定管理者等の応援協力のもとに実施する。

(2) 施設開館時に災害が発生した場合の緊急措置

- ① 施設利用者等の安全確保と被害状況の把握
 - ア 施設長は、災害発生後、災害の規模及び程度、施設の被害状況、並びに周辺の災害状況等を迅速に把握するとともに、把握した内容について逐次教育班へ報告する。
 - イ 施設長は、火災の発生及び施設の倒壊等により、施設利用者等に危険が及ぶと判断したときは、速やかに安全な避難場所へ施設利用者等及び施設業務従事者を緊急避難させる。
- ② 臨時閉館等の措置
施設長は、状況に応じ、臨時閉館等適切な措置をとり、市民、利用者へ周知する。
また、その措置内容について教育班へ報告する。

(3) 被災状況調査の実施

施設長は、応急対策等の方針を決定するため、次の項目に関する情報を速やかに収集し、教育班を通じ本部に連絡報告する。

また、社会教育施設等が被害を受けた場合は、可能な範囲で現場写真を撮影し、保存する。

- ① 社会教育施設等の被害状況
- ② 施設業務従事者の被災状況
- ③ 施設利用者の被災状況
- ④ 応急措置を必要とする事項

(4) 社会教育施設等の応急復旧対策

社会教育施設等の応急復旧対策については、速やかに平常業務を行うことができるよう応急

措置を実施するとともに、使用上の危険がある場合は、使用を一時禁止する。

(5) 文化財等の保全

文化財の応急対策は文化財の安全性を確保することを第一の目的とする。

応急措置の方法は、早急かつ適切に対応し、文化財的価値を損なわぬよう、被害の拡大を防がなければならない。

復旧については将来の本格的な保存修理の方針や、今後予想される新たな災害への対策等をも視野に入れた対応が求められ、専門家と十分に協議する。

第17節 警備対策の実施

〔総務部消防防災課 消防団 警察署〕

第1 趣 旨

市内の災害警備のための措置について定める。

第2 内 容

- 1 被害実態の把握
- 2 被災者の救出救護
- 3 危険箇所の実態把握及び警戒
- 4 気象情報等の収集及び伝達
- 5 危険区域居住者に対する避難の指示、警告及び誘導
- 6 行方不明者の捜索及び死体の見分
- 7 被災地等における交通の安全と円滑の確保
- 8 被災地等における犯罪の予防検挙
- 9 地域安全情報、地域関連情報等の広報活動
- 10 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動

市及び消防団は、警察署との連携のもとで被災地域の巡回パトロールを実施する。

第18節 農林水産関係対策の実施

〔産業振興部各課 農業委員会事務局〕

第1 趣 旨

災害発生時の農林水産業に関する対策について定める。

第2 内 容

1 農業対策

(1) 農業用施設

① 湛水防止

市は、災害に伴う堤防の決壊等による農地の湛水被害を最小限にとどめるため、用排水路及び樋門等の点検を行い、被害箇所については応急措置の実施に努める。

② 農地及び農業用施設

市は、災害発生後、早急に被害状況を把握し、被害が確認された場合は応急措置を実施するとともに、二次災害の発生を防止するため、防災関係機関との連絡を密にし、適切な措置を講じる。

また、交通及び利水等施設における被害を緊急に復旧する必要がある場合は、少なくともその機能を維持できる程度まで、復旧に努める。

(2) 生産流通施設

市は、ビニールハウス、畜舎、集荷所などの生産流通施設の被害状況を調査し、所要の応急措置を講じ、被害を最小限に止めるよう支援する。

(3) 農作物

市は、農作物等の被害を早急に調査し、関係機関と連携を図りながら、今後の対応策について助言又は指導する。

(4) 家畜及び家きん類等

市は、県及び農業協同組合等の協力を得て、災害時における家畜及び家きん類等の安全確保、並びに飼料等の確保について助言又は指導するとともに、家畜及び家きん類等に被害が生じた場合は、その措置についても併せて助言又は指導を行う。

また、県等が実施する家畜防疫対策、飼料確保対策に協力する。

2 林業対策

(1) 林 道

市は、災害発生後、早急に被害状況を把握し、県等に報告する。

また、被害が確認された場合は、必要に応じ復旧活動を行い、障害物の除去及び通行規制等の応急処置を行う。

(2) 治 山

山崩れ及び地すべり等の危険箇所については、二次災害の防止及び施設の機能復旧に努める。

3 水産業対策

市は、次の事項について漁業者を指導する。

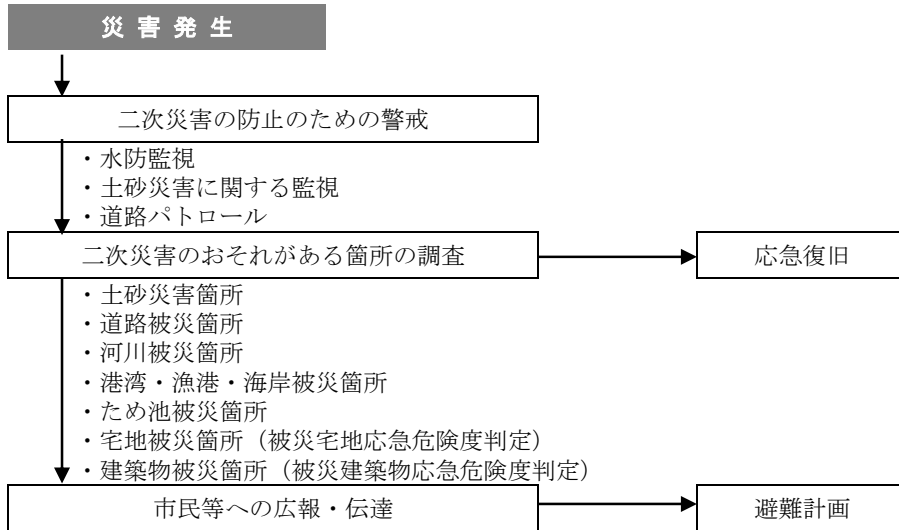
① 被害状況の早期把握

② 被害施設の早期復旧のための資材収集

第19節 公共土木施設等の応急復旧等の推進

〔産業振興部各課 農業委員会事務局 都市整備部各課〕

■ 応急復旧等の流れ



第1 趣旨

災害により損傷を受けた施設等は、複合災害等により、さらにその破壊が進み危険性が高くなることがあることから、こうした危険を防止する対策について定める。

第2 内容

1 土砂災害対策

- (1) 県、市等は、総合土砂災害対策推進連絡会と協議・調整し、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 市及び県は、緊急パトロールを実施し、被害状況及び危険箇所を把握するとともに、それぞれの管理する箇所で次のとおり緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の点検及び確保
 - ② 亀裂及び崩壊箇所等における砂防、地すべり並びに急傾斜地崩壊防止対策の県への要望
- (3) 市は、危険箇所周辺の市民に対し、危険情報を周知し、警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 市は、地すべり防止区域等において異常等が発見された場合、県と協力し、必要に応じ、避難情報の発令等を行う。
- (5) 市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行う。

2 道路対策

- (1) 道路管理者は、緊急点検を実施し、被害状況及び危険箇所を把握する。
- (2) 道路管理者は、危険箇所について通行の制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡及び市民に対する周知を図る。
- (3) 道路管理者は、緊急輸送道路について優先的に復旧及び確保を図る。

(4) 道路管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

3 河川対策

- (1) 河川管理者は、緊急点検を実施し、被害状況及び危険箇所を把握する。
- (2) 河川管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡及び市民に対する周知、並びに警戒避難体制の強化を図る。
- (3) 河川管理者は、河川を閉塞している土砂等の撤去及び堤防損壊箇所の応急修理工事を早期に実施する。
- (4) 市は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

4 港湾、漁港及び海岸対策

- (1) 各施設管理者は、緊急点検を実施し、被害状況及び危険箇所を把握するとともに、必要に応じ応急復旧工事等を実施する。
- (2) 各施設管理者は、損壊箇所等について、仮閉鎖及び決壊防止等の工事を実施する。

5 ため池対策

- (1) 市は、ため池管理者と協力して緊急パトロールを実施し、被害状況及び危険箇所を把握する。
- (2) ため池管理者は、市及び県（淡路県民局洲本土改良事務所）と連携し、次のとおり緊急対策を実施する。
 - ① 緊急復旧資材の確保及び応急修理の実施
 - ② 堤防損壊等による危険なため池における貯水位の低減及び堤体の開削等
- (3) 市は、危険箇所について市民に対する周知及び警戒避難体制の強化を行う。

6 宅地防災対策

- (1) 市は、被災宅地危険度判定を実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 市は、市民に対する危険箇所の周知及び警戒避難体制の強化を行う。

7 建築物防災対策

- (1) 市は、被災建築物応急危険度判定を実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 市は、公共施設の被害状況の早期把握に努め、状況に応じ応急対策を講じる。

8 市民に対する今後の見通し等に関する情報の提供

市は、今後の見通し及び必要となる対応行動等に関する情報提供に努める。

第4章 その他の災害応急計画

第1節 突発重大事案の応急対策の推進

〔総務部消防防災課 消防本部〕

第1 趣 旨

爆発事故の発生及び有毒物質等の大量放出等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案による災害から、市民を守るための各種応急対策について定める。

第2 内 容

1 突発重大事故発生時の対応

市長は、事故現場に出動した県警察本部、消防本部、海上保安本部等の機関から突発重大事故発生連絡を受け、又は自ら認知した場合は、県に通報する。

2 現地災害対策本部の設置

- (1) 市長は、突発重大事故が発生した場合、原則として、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部の構成は、市、防災機関、県とし、必要により事故原因者の参加を求める。

3 現地災害対策本部の機能

現地災害対策本部は、防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたる。

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 広報
- (3) 防災関係機関の情報交換
- (4) 防災関係機関相互間における応急対策の調整
- (5) 防災関係機関に対する応援要請
- (6) その他必要な事項

4 現地災害対策本部の設置場所

- (1) 市長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し、看板等により表示する。
- (2) 各防災関係機関の連絡責任者は、現地災害対策本部において、必要な連絡調整にあたる。

5 現地災害対策本部の廃止

市長は、事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したときは、各防災機関の意見を求めて調整し、現地対策本部を廃止する。

6 有毒物質等の発散による被害発生時の措置

- (1) 警察官、海上保安官又は消防吏員は、有毒物質等又は有毒物質等の疑いがある物質の発散により、市民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令

の定めるところにより、相互に連携し、その被害に係る場所への立入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退去させ、有毒物質等を含む物品等を回収又は廃棄し、その他その被害を防止するために必要な措置をとる。

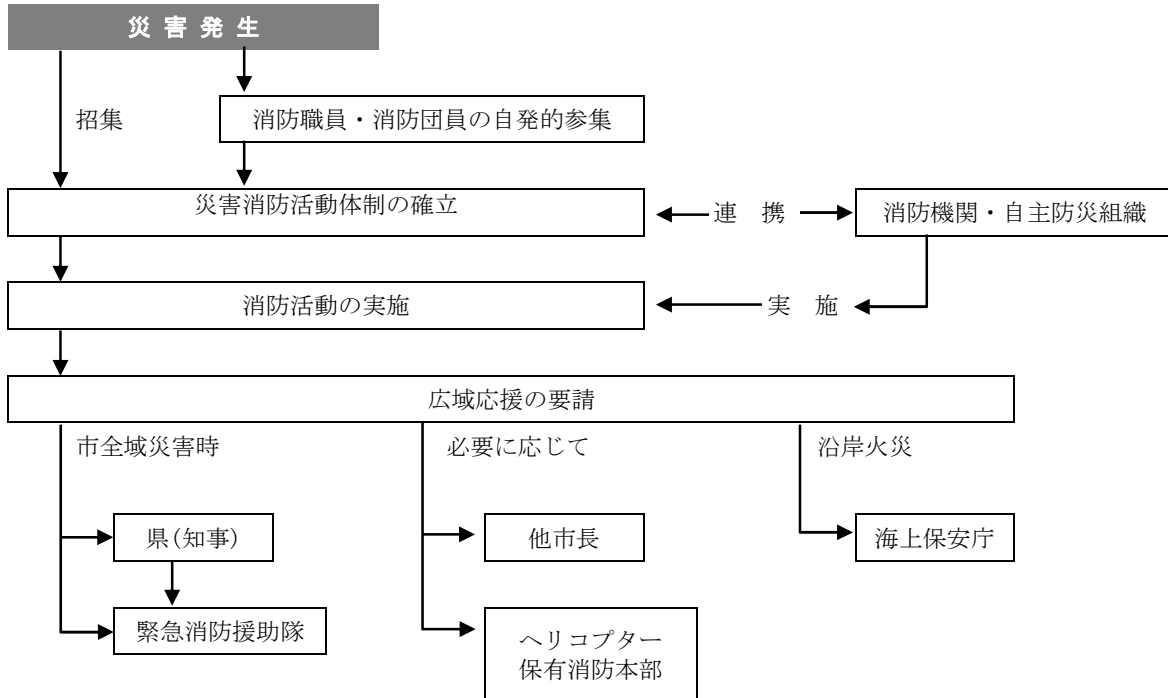
(2) 市民は、有毒物質等又は有毒物質等の疑いがある物質、若しくはこれらの物質を含む物品を発見し、又はこれらが所在する場所を知ったときは、速やかに警察官等に通報する。

(3) 市は、有毒物質等又は有毒物質等の疑いがある物質の発散により、市民等の生命又は身体に被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、時機を失することなく、自衛隊等、専門家の派遣を県に対して要請する。

第2節 大規模火災の応急対策の推進

〔総務部消防防災課 消防団 都市整備部用地課 消防本部〕

■ 消火活動の流れ



第1 趣 旨

大規模な火災が発生した場合における消火活動について定める。

第2 実施計画

1 消火活動の実施

消防本部は、速やかに管轄区域内の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

特に、最重要防御地域等の優先順位を定め、迅速に対応する。

2 情報収集

(1) 消防団長及び分団長は、次の手段により管内の必要な情報を収集する。

- ① 参集団員及び管内出動隊から交通障害、被害状況等の情報を収集する。
- ② 高所に見張り員を置き、被害状況を収集する。
- ③ 市民等から積極的に周辺の状況を収集する。
- ④ その他あらゆる方法により、機会を失することなく情報を収集する。

(2) 収集項目は、次のとおりとする。

- ① 管内の市民の動向
- ② 火災、救急及び救助事象の発生状況
- ③ 道路及び橋梁等の交通障害状況

- ④ 消火栓使用の可否
- ⑤ その他の障害状況

3 市民及び自主防災組織等の活動

市民及び自主防災組織等は、災害発生後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防本部及び消防団に協力する。

第3節 危険物等の事故の応急対策の推進

〔総務部消防防災課 消防本部 危険物施設等管理者〕

第1 趣 旨

災害時における危険物施設等の保安及び応急対策について定める。

第2 内 容

1 石油類等の危険物対策

災害の規模及び態様等に応じ、関係機関相互の密接な連絡協力のもと、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防本部は、被害施設等に職員を派遣するなど、被害状況の実態を的確に把握するとともに、市、県、及び関係機関に対し災害発生を速報し、被害状況に応じ、逐次中間報告を行う。

(2) 災害時の広報

市は、災害による不安及び混乱を防止するため、県及び報道機関と相互に協力し、CATV、広報車、テレビ、ラジオ及びインターネット等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 避 難

市は、警察署と連携し、避難情報の発令及び避難所の開設を行う。

また、災害の態様により、海上避難等が必要となる場合については、県に対し調整を要請する。

(4) 市民の救済対策

事業所、県、市及び関係機関は連携し、市民の救済対策を講じる。

なお、被災地域の拡大により、災害救助法が適用される場合は、その定めるところによる。

2 高圧ガス対策

(1) 緊急通報等

① 高圧ガス関係事業所は、当該施設で災害が発生し、又は危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により、市及び防災関係機関に通報する。

② 市は、必要に応じ、危険が予想される区域の市民等に対し、避難情報を発令し、避難場所等への避難を促す。

(2) 応急措置の実施

市、事業所及び防災関係機関は、相互に連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性等）に基づき、次のとおり適切な応急措置を実施する。

① 状況に応じ、設備の運転を緊急停止

② 火災が発生した場合、消火、高圧ガスの移動、安全放出及び冷却散水

③ ガスが漏えいした場合、緊急遮断等の漏えい防止措置

④ 状況に応じ、立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定

⑤ 状況に応じ、防災対策従事者を除く従業員等の退避

⑥ 災害発生の原因設備を除く設備類の緊急総点検

⑦ 交通規制及び船舶等運航禁止措置

3 毒物及び劇物対策

事業所は、毒物及び劇物が流出し、周辺市民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合、市、健康福祉事務所、消防本部及び警察署等に対し緊急通報を行う。

市は、必要に応じ、危険が予想される区域の市民等に対し、避難情報を発令し、避難所等への避難を促す。

第4節 大規模事故の応急対策の推進

〔総務部消防防災課 消防団 関係各部署 消防本部 警察署〕

第1 趣 旨

大規模事故の発生等に伴う応急対策について定める。

第2 内 容

1 雑踏事故の応急対応

(1) 関係機関の情報共有

行事等の主催者等、消防本部、警察署、県、市、医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図る。

(2) 雑踏事故発生時の対策

市は、雑踏事故発生時の第一報を受けた場合、消防本部及び災害拠点病院等の医療機関等と連携して、負傷者の搬送手段及び搬送先医療機関の確保にあたり、医療関係者の現地派遣の調整に努める。

2 道路・航空災害の応急対応

(1) 関係機関の情報共有

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には、事業者等及び市が中心となって対応する。市で対応できない場合に県へ支援要請を行う。

① 航空災害

航空機の緊急事態又は事故が発生した場合、市は関係機関等から入手した情報をもとに、必要に応じ、捜索、救助、消火、医療活動等を実施する。

② 道路災害

ア 道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡する。

イ 車両等の交通による人の死傷又は物の損壊があったときは、当該車両の運転者その他の乗務員は、直ちに、車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等、必要な措置を講じるとともに、最寄りの警察官に報告する（道路交通法第72条）。市は、必要に応じて、救助、消火、医療活動等を実施する。

3 捜索・救助・消火・避難活動

(1) 捜索活動

市は、消防本部、警察等と連携し、必要に応じて、被害者の捜索を行う。

(2) 救助活動

市は、必要に応じて、救出班等を編成し、職員の動員と負傷者等の救助を行う。

なお、救出活動が困難な場合は、県に可能な限り、次の事項を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

- ① 応援を必要とする理由
- ② 応援を必要とする人員、資機材等
- ③ 応援を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする期間

⑤ その他必要な事項

(3) 消火活動

消防本部は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施する。

市は、消防本部及び警察等と連携して、地域住民等の生命及び身体の安全を図るとともに、消火活動の円滑化を期するため、必要に応じて、警戒区域を設定する。

(4) 避難活動

航空機、自動車等が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、自動車の運転者等は、乗客・乗員等を避難させる。

また、自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、市は、必要に応じて、警察の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示、勧告等を行う。

4 医療活動

市は、必要と認める場合は、医療救護隊を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施する。

(1) 現地救護所の設置

市は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置する。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

市は、必要に応じて、医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請する。

医師等は、救護班や救急隊員等が負傷者等の重傷度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施する。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うとともに、生命の危機に直面している負傷者に対しては、気道確保や人工呼吸を行う。

(3) 特殊な治療活動の実施

市、県、消防本部、関係機関は、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班等の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとる。

道路災害等の場合、車両の破損に伴い救出が困難でかつ治療の緊急度が高い負傷者が発生する可能性を考慮し、必要に応じて現地への救護班の派遣要請など、適切な措置をとる。

(4) 負傷者等の搬送等

負傷者等の搬送については、原則として、消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保する。

その際、災害救急医療情報システムを活用し、必要に応じて、災害医療コーディネーター等から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮する。

なお、死亡して発見された場合は、速やかに県警察本部（警察署）に連絡し、死体検分その他所要の処置を行う。

また、市及び消防本部は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へ、ヘリコプターの出動を要請する。

(5) 医薬品等の供給

市は、救護所等で使用する医薬品を確保する。

また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、災害薬事コーディネーター・県健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

5 特殊な治療活動等への対応

(1) 多発外傷への対応

① 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応

ア 消防本部等は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送する。

イ 消防本部、災害医療コーディネーター、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、救護班、その他県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるると判断した時点で、その状況を県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

ウ 市、消防本部は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院へ、ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態・数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部等に対し、二次搬送を要請する。

また、必要に応じて、地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定する。

消防本部は、県と連携して、負傷者の二次搬送を実施する。

6 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応

消防本部等は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整える。

また、消防本部、災害医療コーディネーター、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用し、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受入能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるると判断した時点で、県（地域保健医療情報センター又は県（医務課））に連絡する。

市及び消防本部は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県又はドクターヘリ基地病院等へ、ヘリコプターの出動を要請する。

(2) 二次搬送等

医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の情報などを判断し、他の医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに消防本部等へ二次搬送を要請する。

また、必要に応じて、地域保健医療情報センター、災害医療コーディネーター、消防機関と連携をとり、二次搬送先を決定する。

消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

7 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

(1) 原因物質の特定

中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防本部、警察署等は、速やかに医療機関に情報提供するとともに、原因物質の特定が困難な場合は、公益財団法人日本中毒情報センターに連絡をとり、原因物質の絞り込みを行う。

洲本健康福祉事務所（洲本保健所）、消防本部、警察署、医療機関等の関係機関は、必要に応じて、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立健康科学研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼する。

ただし、テロ災害又はテロ災害が疑われる場合は、警察庁科学警察研究所や自衛隊に検査依頼を行う。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努める。

(2) 二次搬送等

消防本部、医療機関等は、災害救急医療情報システムを活用しつつ、必要に応じて搬送、受入れに当たって除染を行い、二次災害防止等に努める。

医療機関は、解毒剤等が院内にない場合は、卸売業者を通じて確保に努めるとともに、必要に応じ、市に解毒剤の確保を依頼する。

市は、必要に応じて、県に解毒剤等の確保を要請する。

また、医療機関は、負傷者の容態、数及び自己の施設及び医師等の確保の状況から、対応可能な医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、直ちに所管の消防本部等に対し、二次搬送を要請する。

消防本部は、県と連携して、対応可能な医療機関へ負傷者を搬送する。

8 緊急輸送活動及び代替輸送

(1) 被災情報及び交通情報の収集

道路管理者及び警察は、緊密に連携し、道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

(2) 陸上交通の確保等

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行う。

(3) 道路の応急復旧作業

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施する。

また、道路管理者は、建設業界と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要の人員、機材等を確保する。

(4) 航空交通の確保等

市は、あらかじめ指定した候補地の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設する。

また、ヘリコプターに緊急物資等を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

(5) 代替輸送の実施

道路災害発生時において、道路管理者、県、警察署、市、その他関係機関は、幹線道路が長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施する。

既存バス路線の変更等に当たっては、臨時の停留所の数・位置の設定等に関して、交通弱者対策に留意する。

9 被災者等のこころのケア対策

市は、県と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

関連事業者、道路管理者等は、必要に応じ、被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努める。

また、救助活動従事者は、PTSDの症状が比較的高率に現れやすいことに留意し、現場責任者等は、メンタルヘルスの維持及び燃え尽き症候群の予防を図るため、ストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により

休養をとらせたりするなどの配慮に努める。

10 遺体の保存、身元確認等の実施

(1) 実施機関

警察署は、検視及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市長）に引き渡す。身元確認に当たっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求める。

市は、警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力し、遺体の引渡しが行われた後に、必要に応じて、遺体の火葬等を実施する。

(2) 大規模事故発生時の県及び市の連携

市は、遺体収容場所を確保する。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しない。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有すること。
- ・証明設備、水道設備を有していること。

また、市は、必要に応じて、県にドライアイス、ひつぎ等の確保を要請する。

なお、広域火葬が必要な場合は、市は、県の調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。

11 各種相談の実施

市は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。